

# 社会的結合としての行基集団に関する 基礎的研究

(課題番号08610347)

平成8年度～平成9年度科学研究費補助金  
[基盤研究(C)(2)] 研究成果報告書

平成11(1999)年3月

研究代表者

新川登亀男

(早稲田大学文学部教授)

## は し が き

本報告書は、平成8年度～平成9年度における科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕による「社会的結合としての行基集団に関する基礎的研究」(課題番号 08610347)の研究成果をまとめたものである。本研究は未だ途上にあるが、これをもとにして、さらなる深化と展開をはかりたいと考えている。

### 研究組織

研究代表者： 新川登亀男（早稲田大学文学部教授）

### 研究経費

平成8年度	1,200千円
平成9年度	900千円
計	2,100千円

### 研究発表

#### (1) 学会誌等

新川登亀男「八重樫直比古著『古代の仏教と天皇』」(『日本思想史学』28号、1996年9月)

新川登亀男「1996年歴史学界回顧と展望 日本古代史」(『史学雑誌』106巻5号、1997年5月)

新川登亀男「『別当ス』と読むこと」(『古文書研究』46号、1997年9月)

新川登亀男「神亀四・五年の写経事業」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』43巻4号、1998年2月)

#### (2) 口頭発表

新川登亀男「虚空蔵寺跡と法蓮」(あたらしい古代史の会例会、1996年5月18日)

#### (3) 出版物

朝尾直弘ほか編『新版 角川日本史辞典』「神祇思想」他(角川書店、1996年11月)

野口鉄郎責任編集『選集道教と日本』2巻「古代日本における仏教と道教」(雄山閣、1997年3月)

岸本美緒編『歴史学辞典』5巻「舎人親王」ほか(弘文堂、1997年10月)

諏訪春雄ほか編『講座日本の演劇』2巻「伎楽伝来・演出」(勉誠社、1998年1月)

# 研 究 成 果

## (1) 研究の目的と実施計画

本研究は、奈良時代に諸活動を展開した行基の集団を宗教集団の枠のなかでとらえることなく、非制度的で流動的な社会的結合集団とみなして、その基礎的な研究をめざそうとしたものである。とくに、その社会的結合のよって立つ根拠や理由、そしてその形態の現実を解明したいと考えた。

そのためには、文字資料（絵画資料も一部含む）の研究とフィールドワークが不可欠であるが、前者については、正史のほかに、『行基年譜』以下の伝記録類、説話集、写経、金石文、文字瓦、その他文書類があり、後者については、和泉を中心にして、大和、山城、摂津、河内などの広範囲に及ぶ。具体的には、49院などにかかわる河川・橋・道・津・用水などが想定される。

2年間の本研究期間内に、可能な限り、上記の研究目的と実施計画を遂行してきたが、なお当初の目的と計画を十分に果たしたとは言いがたい。

しかし、現段階における到達点と今後の展望への自覚が得られるに至ったので、ここにその成果の概要をあらかじめ述べておきたい。

## (2) 研究の成果

まず、フィールドの調査を補助とし、それに啓発される形で文字資料のあらたな解明にとりかかることができた。

その第一は、予定どおり『行基年譜』の校訂をおこなうことができた。ただ、旧来から知られていた水戸彰考館本の『行基年譜』（東大史料編纂所蔵謄写本）を上回る善本を発見することはできなかったが、校訂作業を通じて、『行基年譜』の成立過程や行基伝承の変容について多くの知見を得た。

第二は、上記のこととも関連するが、本来、『行基年譜』の冒頭に含まれていたと思われる『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』（内閣文庫蔵）と『行基年譜』の関係、そして上記「縁起帳」の分析が大切であることに気付かされた。それは、説話伝承の研究方法をさぐることにつながり、そこから逆に正史などの史料をどのように読み解いていくかということになる。

第三は、その研究方法の試行として、『行基年譜』の撰者に関する考察と特論『「行基年譜」と内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』～行基集団登場の基盤によせて～』を付した。これらはまだ完結したものではないが、和泉方面の生業や生活のありかたがいかに行基集団を生み出していったのか、また、古代末期から中世にもくだる地域社会史の重要性などについて多くの示唆と展望とを得ることができた。形にならないところがなお多いのであるが、これら有形無形の成果をさらに結実させるように今後も努めたいと考えている。

# 目次

I 解説	1
II 『行基年譜』校註	12
III 『行基年譜』の撰者「氏司二千石泉高父宿禰」について	30
IV 特論『行基年譜』と内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』 ↳行基集団登場の基盤によせて	51
V 付載資料写真	91
(1) 東京大学史料編纂所蔵謄写本『行基年譜』(水戸彰考館文庫旧蔵本)	
(2) 内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』	

# I 解 説

一、

本報告書は、『行基年譜』と『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』とを機軸にして、前者については校註と撰者についての考察をおこない、後者については史料的な考察を加え、和泉地域の生業や生活の現実解明の一端に及んだ。そして、最後にこれらの史料写真を公開掲示した。

二、

『行基年譜』の校註にあたっては、東京大学史料編纂所蔵の謄写本（一冊二二丁）を底本とした。本書は、明治十八年（一八八五）七月に水戸彰考館文庫所蔵本を託写したものであり、さらに明治四十年（一九〇七）九月に刊行された『続々群書類従』第三史伝部所収の『行基年譜』の底本にも用いられた。かの『続々群書類従』の例言によると、「所々伝写の誤ありと見え、読み下し難き所も多けれど、類本を得ざるを以て校註する能はず」とみえ、けつして善本とは言えないが、他に写本も恵まれていないのがなお現状である。一方、『続々群書類従』本は、この底本をさらに少なからず誤読したものと評価が低い、すでに問題を含む底本の解読によく努力しているところもみられ、底本のひとつの解釈本という性格を帯びている。

本書は、安元元年（一一七五）九月十日付で氏司二千石泉高父宿禰があらわしたものである。本底本の本奥書によると、建保二年（一一二四）に書写されたといひ、この間および以降の伝来系譜は今のところ全くわからない。しかし、その後、書写が重ねられて、江戸時代に水戸彰考館へ入ったことになる。

明治四十年（一九〇七）に大学史料編纂係本（現東京大学史料編纂所蔵謄写本）が『続々群書類従』本の底本に用いられて以後、それは唯一の活字本として一般に流布していった。その後、昭和七年（一九三二）に刊行された辻善之助編『慈善救済史料』（金港堂）にも採られたが、活字本に加えて本底本も参照された可能性がある。

さらにくだつて、昭和四十四年（一九六九）に井上光貞が『行基年譜、特に天平十三年記の研究』（竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』、吉川弘文館）を発表して、本底本の写真をはじめ全面的に揭示紹介した（その後の再録論文にはこの写真は載せられていない）。この時の写真末尾には、彰考館蔵の原本がすでに焼失したことが付記されており、同原本は第二次大戦の空襲で失われたのであった。その後さらに、昭和五十二年（一九七七）になって、その焼失のことが再確認されている（校註〔355〕参照）。たしかに、大正七年（一九一八）の『彰考館図書目録』には現存していることが記録されていたが、昭和五十二年（一九七七）の『彰考館図書目録、付焼失目録』（旧版の影印版による）では、焼失の旨（現蔵は○印）が記されている。

なお、本書がはじめから『行基年譜』と題されていたのかは疑わしい。『行基菩薩縁起図絵詞』はこれを「安元記録」と呼んでいるが、この『絵詞』が完成した正和五年（一一三六）には、まだ本書を『行基年譜』と称することは確定していなかったもようである。この『行基年譜』とともに彰考館に入っていた（いる）「年譜」ものは、ほかに『智證年譜』（尊通編）、『聖一年譜』（園心編）、『一休和尚年譜』（寛文九年版の二冊）、『法燈国師年譜』（聖薫集、寛永癸未版）、『本化高祖年譜』（健立等輯、安永八年夏）、『本化高祖年譜攷異』（同上、天明元年版）がある（現蔵は『一休和尚年譜』の一冊のみ）。これらのうち、応永二十四年（一四二七）版の『聖一年譜』や、応仁元年（一四六七）成立の『智證年譜』が古く、ほかは一七・八世紀の成立や版が多い。今、この傾向にならうなら、一四〇〇年代から一七〇〇年代にかけて『行基年譜』という表題が付された可能性があろう。と言うことは、『行基年譜』の内容が『行基年譜』と題されていない他の史料（群）として残っている可能性があることになる。

いずれにせよ、善本に恵まれない『行基年譜』の現状にとつて、本底本の校註は最低限に必要なことである。従つて、本研究においてその校註は当初より主要目的のひとつであつたが、本研究期間中の平成九年（一九九七）年七月に鈴木景二氏によつてその校註がなされ、井上薫編『行基事典』（国書刊行会）に収められて刊行された。また、この間、同じく校註を施された藤野道生氏の『行基年譜の研究 本文篇』（柏書房）がすでに昭和五十二年（一九七七）に刊行されていることを知つた。その「あとがき」によると、同氏はさらに十有余年前にその校註をひとたび終えて、限られた範囲内で公刊されていたようである。よつて、当初企画していた『行基年譜』校註の意義は大きく後退したように思われたが、逆にこれらの成果を踏まえて、あらたな校註を施すことにも意味があると考え直すに至つた。今は、とくに、上記二氏の学恩に感謝したい。あわせて、原文翻刻にあつた鈴木景二氏の作成文に依拠し、それに一部訂正を加えてすすめたことを付記しておく。

以下、校註で用いた主な史料の略記とそのテキストを示しておく。

『続々』……………『続々群書類従』第三史伝部所収「行基年譜」（一九〇七年初刊）

『慈善』……………辻善之助編『慈善救済史料』所収「行基年譜」（金港堂、一九三二年）

『藤野』……………藤野道生『行基年譜の研究 本文編』（柏書房、一九七七年）

『事典』……………鈴木景二「行基年譜」（井上薫編『行基事典』 国書刊行会、一九九七年）

- 『縁起帳』……………内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』
- 『三宝絵』……………山田孝雄『三宝絵略注』（宝文館、一九五一年）による。
- 『絵詞』……………高野山正智院蔵『行基菩薩縁起図絵詞』（米山孝子『行基説話の生成と展開』勉誠社、一九九六年刊に収められた翻刻文による。もと藤森賢一・米山孝子共編にて『高野山大学論叢』二九、一九九四年刊に初出）
- 『今昔』……………『今昔物語』（日本古典文学大系、岩波書店、一九六一年刊による）
- 『菩薩伝』……………東寺観智院蔵『行基菩薩伝』（『鶴叢刊』第五『七大寺日記』付載複製、一九三六年刊による）
- 『行状記』……………『行基大菩薩行状記』（『続群書類従』八伝部による）
- 『舍利瓶記』……………『太僧正舍利瓶記』（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』同朋舎、一九七九年刊による）

三、

『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』は内閣文庫蔵本（一冊二十四丁）を用いた。本書は、目録によると、「和泉国大鳥縁起」と「同国神名帳」とから成り、前者は表題（外題）と同じ「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」（従五位上大鳥連春相の記述とされ、成立年未詳であるが、記事内容は天平勝宝三年二月十三日付を最後とする）とあつて、これに「弘法大師曰」を付す。後者は「国内神名帳」（大鳥・和泉・泉南・日根の四郡）とし、これに「大鳥太神宮五社 流記帳事」（延喜二十二年四月五日付とされる）を付す。

本書は、「編修地志備用典籍」印が押されていることから明らかに、文化七年（一八一〇）から昌平坂学問所で全国的な地誌編修のために集められた史資料群のなかのひとつであつた（『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』国立公文書館、一九八一年、『改訂内閣文庫国書分類目録』下 同上、一九七五年など）。文政五年（一八二二）の間宮土信の跋をもつ『編修地誌備用典籍解題』（『大日本近世史料』所収）によると、本書は「別紀」に編修されて、「これに拠に、いよいよ式（延喜式・筆者注）を撰はるゝときに書記せるものにや」と解説しているが、なお成立については検討を要する。

昌平坂学問所の蔵書に発する本書には、さらに「秘閣図書之章」印が押されている。この印は、明治維持後に紅葉山文庫旧蔵本に押されたものであるが、新収書にも少しく押されており、今は後者の例に属そう。なお、これに加えて「日本政府図書」印があるが、これは内閣文庫として明治十九年（一八八六）以降、昭和八年（一九三三）以前までに押されたものであつた（前掲書）。しかし、とまれ、本書は十九世紀のはじめに昌平坂学問所に入ったものであつたことになる。

だが、これをさかのぼって、元禄十三年（一七〇〇）の『泉州志』に①「大鳥神社旧記」、②「大鳥社流記」、③「縁起」、④「大鳥大明神縁起帳」、⑤「神鳳寺縁起帳」が引かれている。このうち、②と⑤がそれぞれ本書『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』の中の「大鳥太神宮五社 流記

帳事」(以後、B「流記帳」と、「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」(以後A「縁起帳」とにあたる。ただ、それぞれ相異するところもあるので、次に引用箇所文を明示対照させておく(相異点は○印)。

②「大鳥社流記」

石津者、難波長柄豊前朝廷之御願  
伊岐宮造料從讚岐国運置津也、

B「流記帳」

石津者、難波長柄豊前朝廷之御願  
伊岐寺造料石從讚岐国運置津也、

難波長柄豊前朝廷為陵所御覽行幸  
石津原、從御輦件小河落入御鏡也、  
仍為名、

同朝廷為陵所御覽行幸間、  
從輦件小川落入御鏡也、  
仍為名、

大鳥大神宮五社

大鳥太神宮五社 流記帳事、

正一位勲八等大鳥大明神四至、

正一位勲八等天照大明神一所(中略)、

限東道并神田、限西大道、限南

四至(限東道并神田、限西大道、限南

野田村并道、限北榎本村并小道、

野田村并道、限北榎本村并小道、

神田式町二段三百捌拾步、已勅施

神田式町式段三百四十步、已勅施

入、大鳥里一坪百步、二坪六段、

入(大鳥里一坪百步、二坪六段、

十一坪一段三百八步、高槻里十二

十一坪二段自北三長、高槻里十二

坪二段大、菅田里并坪一町、

坪二段大、同二十一坪二段、菅田里二十坪町)

鳥居肆基、立蜂田路一基、浜一基、

(中略)、鳥居肆基、立蜂田於(路)一基、

社前後各一基、所領田畠伍百餘町、

浜一基、社前後各一基、(中略)、

在阿波国那賀郡平方嶋、御神葉山

所領田畠伍百拾餘町、在阿波国(那賀郡平方嶋者)、

參所、在上神郷、字八峰・稻持・

御神葉(葉)山參所、在上神郷、字八峯、稻持、

富坐峰等也、

富庄峰等也、

正一位尔波比社、大鳥社内坐中宮

正一位尔波比社一所、大鳥社内庄中宮

是也、神田參段、勅施入、葦田正

是也、神田參段、勅施入、



里卅五坪一段、布施屋卅六坪

〔布施屋、惠養旅人之処、昔在諸

國、見源氏物語帚木卷抄〕、水合

里一坪、郡里六坪并三箇坪内二段、

畠地式百歩、赤坂里并七坪内、

正三位鍛鞍社、坐下神里五六坪、

原里十二三坪、神田四段、勅施入、

葦田正里三坪内、御狩庭野四所、

字西原・南原・葛原・伊勢沼原、

正三位井瀬社、坐大鳥里并五坪内、

神田三段、勅施入、敷地一段、同

井三坪二段、川堰一所、字大鳥井

汰〔法〕尻公田一百餘町、但以禰宜為

井司、以祝為井守云云、庭料里

老所、在郡里卅四坪人人不寄作、

正三位浜社、坐嶋木里五坪内、神田

二段、即敷地、勅施入、

〔以上大鳥五社、延喜廿二年四月五

日、職事・禰宜・神主等所注進也、

凡一年中一百餘度御神事、別記有之〕

葦田正里三十五坪一段、

布施屋里卅六坪、

水里一坪、郡里六坪并

三箇坪内二段、畠地式百歩、

赤坂里二十七坪内、

正三位井鞞社一所、庄下神里五六并

原里十二三坪、神田四段、勅施入、

葦田正里三坪内、御狩庭野四所、

字西原・瓦山・南原・葛原・伊勢沼原、〔中略〕、

正三位井瀬社一所、庄大鳥里并五坪内、

神田參段、勅施入、敷地一段、同

井三坪二段、川堰一所、字大鳥井

法尻公田一百餘町、但以禰宜為

井司、以祝為井守云云、庭料田老町、

在郡里卅四坪人人不寄作、

正三位浜社一所、庄嶋木里、五坪内、神田

二段、即敷地、勅施入、

右五社敷地并神領田畠曠野等、流記帳如件、

延喜二十二年四月五日職事大鳥

大鳥  
大鳥

国司代禰、禰宜大鳥

神主大鳥

国目代禰、別当大鳥

檢校大法

師

⑤「神鳳寺縁起帳」

天古移禰命十一世孫大野臣、從築（筑）紫來住、

天古移禰命十一世孫大野臣、從筑紫到住、

A「縁起帳」

以上、具体的にはさらに詳細な校異が必要であるが、これによって、A「縁起帳」とB「流記帳」とがそれぞれ元禄十三年（一七〇〇）以前から存在していたことは間違いない。なお、これ以外の①「大鳥神社旧記」、③「縁起」（鉢峯の神社。記述は大鳥社のこと）、④「大鳥大明神縁起帳」については、最後の④が「道家公筆」として大鳥神社に伝わるそれ（『神道大系』）であることを除いては、他にそのまま相当するものは見当たらない。A「縁起帳」をはじめとして、「大鳥五社大明神并神鳳寺縁起帳」（大鳥神社蔵、斉衡二年八月十八日付で主税助大鳥道雄の撰とされる。『堺市史 続編』四）や、「和泉国大鳥五社大明神并府中惣社八幡宮縁起」（内閣文庫蔵、『高石市史』二）などの比較検討がこれからは必要であろう。最後の内閣文庫蔵本は書籍館本であり、松下見林（一六三七〜一七〇三）の書写とされる（『改訂内閣文庫国書分類目録』上 国立公文書館、一九七四年）。さらに、享保二十一年（一七三六）刊の『和泉志』（『五畿内志』のうち）に、「大鳥村神社流記」が引かれているが、これは②「大鳥社流記」（B「流記帳」）とは直接関係がないようである。ついで、享保二十年（一七三五）刊の『河内志』に意をくんで引かれた「大鳥神社流記」は、まさにさきの『泉州志』の②「大鳥社流記」をさしている。また、未見ではあるが、井上頼圀の『玉籠』に収められている「大鳥太神宮並神鳳寺縁起帳」（神習文庫）や、大正時代の写しとされる宮内庁書陵部蔵「和泉国大鳥神社古縁起并流記帳」（諸陵寮本）などの比較も後に期したい。

最後に、A「縁起帳」とB「流記帳」に関して付言しておきたい。まず、B「流記帳」（②「大鳥社流記」）は延喜二十二年の年紀を付すことから、一応『平安遺文』一の二二八号文書として採録されており、これによって広く流布した。この文書は本来、大鳥神社蔵であり、『堺市史 続編』四や、『神道大系』神社編六の河内・和泉・摂津国、および『高石市史』二などによって活字化されている。とくに、『高石市史』二は卍印の多く押された大鳥神社蔵本の写真を掲載し、あわせてその釈文活字と内閣文庫蔵本の活字文とを並記している。

もとより、多く活字化されてきた大鳥神社蔵「流記帳」は、内閣文庫蔵B「流記帳」（これも本来は大鳥神社蔵であろうが、便宜上で区別しておく）とともに伝写本である。しかし、前者の大鳥神社蔵本には改竄の跡が著しく、そのことを克明に記録しているのは、東京大学史料編纂所蔵影写本「大鳥大明神文書」や早稲田大学蔵『徴古雑抄』中の「大鳥神社蔵流記帳」である。前者は明治三十五年（一九〇二）の調査にもとづくものであり、後者は明治八年（一八七五）の調査によるものであった。後者の伝写時に、小杉楳郵の言として「楳郵云、本書ヲ目撃スルニ筆蹟及ヒ料紙等延喜ノ真物ナラス、恐クハ伝写セシモノカ、其体裁ハ古巻物ナレトモ踏印ノ模様ナト頗イフカシ、最注意シテ之ヲ取ルヘシ」と付記されている（なお、これに「大鳥五社大明神并別当神鳳寺縁起帳」が合冊された形を残して写されている。これは既掲の斉衡二年八月十八日付のものであるが、これを疑った楳郵の言はみられない）。一方、『平安遺文』は、東京大学史料編纂所蔵影写本によって採録したものと思われ、改竄の跡もこれに従って注記しているが、なお充分なものとは言えない。そこで、東京大学史料編纂所蔵影写本や『徴古雑抄』によって、

その改竄の様子を付注しながら大鳥神社蔵「流記帳」をあらためて揭示し（正印は省略した。詳しくは『高石市史』写真を参照されたい）、内閣文庫蔵B「流記帳」（本報告書写真）や『泉州志』引用②「大鳥社流記」との比較に供したい。

①

大神宮五社 流記帳事

一 正一位勲八等大鳥大明神一所<sup>③</sup>

社敷地壹処<sup>⑤</sup>

在大鳥郷 大鳥里一坪二坪、同原里卅四五六坪

四至 限東道并神田 限南野田村并道  
限西大道 限北榎本村并小道

神田式町式段三百四十步、已勅施入

大鳥里一坪百步、二坪六段、十一坪二段自北一二長

高槻里十二坪二段大同井一坪式段、菅町里并坪町

浜式浦 四季御費料

葦田浦

高磯浦 九月宣日御放生料

四至 限東公田 限南日下刀<sup>⑧</sup>境  
限西海 限北小溝

上限津川、所謂石津者、難波長柄豊前朝庭之御領伊岐宮造料石、從讚岐國運置津也、仍名者

下限益鏡小川、所謂益鏡者、同朝庭為陵所御賢行幸、其間、從輩件小川落入御鏡也、仍為名、是則上道昭者令進野祭料、細曳者鳥居前令進御勢也

御封肆烟

当国二烟 阿波国二烟

鳥居肆基

立峰田<sup>10</sup>於<sup>10</sup>一基 浜一基 社前後各一基

每年四月七日御祭一日、但御花<sup>10</sup>槌<sup>10</sup>在花園一所字厩原、是国内人民等奉仕之中、日根參筒郡依巡者十烈<sup>10</sup>預<sup>10</sup>細男<sup>10</sup>預<sup>10</sup>田樂并參種<sup>10</sup>預<sup>10</sup>差定御供<sup>10</sup>預<sup>10</sup>大樂兩色預<sup>10</sup>差定大鳥郡

六月廿六日御祓戸 在葦田浦

所領田畠伍佰拾餘町

在阿波国郡賀郡平方嶋者

御榊葉山參所

在上神郷 字八峯稻持富庄峰等也

一 正一位尔波比社一所 大鳥社内庄中宮是也

神田參段 勅施入

葦田正里卅五坪一段、布施屋里卅六坪、水合里一坪、郡里六坪并三ヶ坪内二段、畠地貳佰步 赤坂里卅七坪内

一 正三位歙勒社一所、庄下神里五六并原里十二三坪

神田四段 勅施入 葦田正里三坪内

御狩庭野四所 字西原瓦山南原葛原伊勢治原

四月以上子日 自上原一松持廻下居貫懸究折骨云云

一 正三位并瀬社一所、庄大鳥里卅五坪内

神田參段、勅施入、敷地一段、同卅三坪二段

川堰一所、字大鳥井 法尻公田一百余町

但以祢宜為井司 以祝為井守云云

堰庭料田壹町 在郡里卅四坪人、不寄作

一 正三位浜社一所 庄嶋木里 五坪内

神田二段 即敷地 勅施入

右五社敷地并神領田畠曠野等、流記帳如件

延喜廿二年四月五日職事大鳥(14) (花押)

大鳥 (花押)

(15)

大鳥 (花押) (16)

国司代珎 (花押)(17)

大鳥 (花押)

(18) 祢宜大鳥 (花押)

国目代珎 (花押)

神主大鳥 (花押)

(19)

注の略記称

『影写本』………東京大学史料編纂所蔵影写本

『徴古』………徴古雜抄

(1) 『徴古』は、冒頭出印のところに「本紙、色アセタル如此キ朱印ヲ踏ス」と記す。

(2) 「大」の上の数字分、『影写本』は「虫喰ニアラス、故ラニ毀損シタルニ似タリ」とする。たしかに、わずかな残画が数字分みえるが、文字は不詳。

(3) 「大鳥」の二文字は、はじめの二文字を擦り消して書き改める。もとは「天照」の二文字か。『影写本』は「大鳥ノ二字、原字ニ擦リ消シテ記シタルモノ也」とする。

(4) 「一所」の下の方、『影写本』は「コノ辺スリ消シテアリ、モト字アリシガ如シ」とする。

(5) 「処」の下の方、『影写本』は「コノ辺、原紙スリ消シテアルカ如シ」とする。

(6) 「大鳥郷」の三文字、『影写本』は「追書」とみる。

(7) 「町」の一文字、『影写本』は「コレモ原紙スリ消シ」とする。もと「田」か。

(8) 「刀境」の二文字、「マ界」つまり「部界」であろう。

(9) 「伊岐宮」の三文字、『影写本』は「コレモ原紙スリ消シ書キタル也」とする。たしかに、はじめの三文字を擦り消して書き改めたもようであるが、その後さらに「宮」の一文字を消そうとしたか。

- (10) 「於」の一字は、②「大鳥社流記」によって「路」とするのがよい。
- (11) 『徴古』は「郡」の一字を「那字誤」とする。
- (12) 「庄」の一字は、②「大鳥社流記」にならって、以下すべて「座」とするのがよい。
- (13) 「卅」の一字、『徴古』は「井」とする。『影写本』は「卅ニアラス、モト卅ナリシヲ卅ニ改メタルニ似タリ」とする。
- (14) 「大鳥(花押)」以下、『影写本』は「氏及花押、追書ニ似タリ、以下倣之」とする。
- (15) 『徴古』は「此アタリ、手ニテスリハギタルヤウニ見ユ」とする。
- (16) 『徴古』は「スリハギタル如ク見ユ」とする。
- (17) 花押について、『影写本』は「追書也、下同」とみる。
- (18) 『徴古』は「スリハギタルヤウ見エテウスヨゴレタリ」とする。
- (19) 以下二行分、『影写本』は「擦リ消シテ見ユ」とする。

以上、少なくとも明治八年(一八七五)に確認された大鳥神社蔵「流記帳」には改竄の跡が著しい。その主要なところを示せば、大神宮の名称にこだわり(2)、「天照」から「大鳥」の大明神に書きかえ(3)、「伊岐宮」の存在にも顧慮し(9)、末尾の署名箇所が大きく手が加えられている(14)(15)(16)(17)(18)(19)。逆に、内閣文庫蔵B「流記帳」は、以上の改竄が施される以前の様態をよく残していることがわかる。すなわち、「天照大明神」であることをいい(3)、神宮寺の神鳳寺の記述を残し(4)(5)、「伊岐宮」ではなく「伊岐寺」とし(9)、末尾の署名箇所に花押を施さず、かつ大鳥のウジ名がひとつ少なく(14)(15)(16)(17)(18)、「別当大鳥」と「検校大法師」の二行を残している(19)。よって、内閣文庫蔵B「流記帳」が、大鳥神社蔵「流記帳」の改竄まえの様態をよく残しているものであることは明らかである。

この改竄は、「天照」をさけ、寺院関係の記述を消滅させていることに特徴があるから、明治初年の廃仏毀釈・神仏分離の運動下でおこなわれたものともみられる。しかし、『泉州志』に引かれた②「大鳥社流記」には、すでに「天照」の文字がなく、「伊岐宮」が記され、末尾の署名にも「別当」と「検校」を欠き、とくに神宮寺関係の記事もみられないことからすると、この改竄は明治初年にくだるのではなく、『泉州志』のあらわされた元禄十三年(一七〇〇)をさかのぼるものではないかと思われる。これを逆に言えば、内閣文庫蔵B「流記帳」は、②「大鳥社流記」(明治八年に再確認された大鳥神社蔵「流記帳」)の先行形態を示すものであり、元禄十三年(一七〇〇)をかなりさかのぼるものとなろう。

また、「天照」を標榜し、神宮寺関係の記述をよくあらわしている内閣文庫蔵B「流記帳」は、従って、早くからA「縁起帳」と合わさった形で伝えられていた可能性がある。なぜなら、A「縁起帳」は言うまでもなく神鳳寺のそれであり、その本文は「天照太神」が白鳳となって天より来下したことはじまっていたからである。両者が組み合わさって伝えられる自然さが認められよう。

これを逆に示唆するのは、『徴古雑抄』で言及しておいたように、改竄著しい大鳥神社蔵「流記帳」が斉衡二年とされる「大鳥五社大明神并別当神鳳寺縁起帳」と合冊して伝えられていたことである。この「縁起帳」も神鳳寺のそれとされているが、実際は大鳥神を編年的に記述化していくのが基本であり、わずかにA「縁起帳」の一部を挿入しているに過ぎない。また、「天照太神」よりも「日本武尊」が中心に描かれており、寺院・僧尼関係の記事はまことに稀薄と言ってよい。

およそ以上によつて、内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』の主要な特徴と価値を示しえたかと思う。

#### 四、

本報告書は、平成八年度・九年度科学研究費補助金「基盤研究(C)(2)」「社会的結合としての行基集団に関する基礎的研究」(課題番号〇八六一〇三四七、研究代表者新川登亀男)による成果の一部であるが、この間、さらにはこれ以前から史料調査等でお世話になった東京大学史料編纂所(とくに当時奉職の永村眞、現職の尾上陽介両氏)および国立公文書館、ついで堺市大鳥神社、堺市博物館の関係各位、また行基関係寺院の皆様、そして井上薫氏らにあつくお礼申し上げます。

## Ⅱ 『行基年譜』 校註

第2丁オモテ  
 行基年譜  
 『自卷首至此闕』

行基師・願勝師・利鏡師等、野田村大歳松樹下至集、語諸刀祢云、率知識為大神修功德、以利鏡師為畫師造七佛藥師像、在障子也。百嶋家南作借屋、造件佛而收宿大神故内云、後和銅元年戊十月比、專掃清首麻呂家、終成寺院、遷彼佛像、今在兩佛堂是也。今大鳥神宮寺神鳳寺是也。文武天皇諱輕、天武天皇孫、草壁皇子第二子也。又天津足、母元明天皇諱阿閉皇女、天智第四女也。即位大化三年丁酉、治天下十一年丁未六月十五日天皇崩、年廿五。十一月丙午火葬先皇安古山陵、持統天皇崩同年也。

行年卅七歲甲辰

文武天皇八年甲辰、慶雲、苾從少年至卅七歲、樓

息山林云、如是等之間、或修行或安居、築池掘

河、宗、橋伏通樋、掘溝云。号曰神崎院寺

此歲掃清於本生家、為佛閣。即家原〇是。修行時、新

### 校註

- (1) 以下五字、『続々』は「(自卷首至此闕)」、「慈善」は「(自卷首至此闕)」とする。『藤野』も「(自卷首至此闕)」として、それぞれ「首」の字を補う。『事典』は、彰考館による書写時に、底本の巻首が欠損していたことを注記したものとす。↓特論参照
- (2) 『続々』『慈善』は「禰」。『縁起帳』は「祢」。
- (3) 以下四字、『縁起帳』は、細字双行注で「今在障子／七仏薬師像」とする。
- (4) 「故」の一字を、『慈善』は「マ」とし、『藤野』は意をもって「殿」に改め、『事典』も『縁起帳』が「殿」としていることを指摘する。しかし、『縁起帳』の当該箇所は「又太神收宿神殿内」とあり、文脈が異なっている。
- (5) 『続々』『慈善』は細字注で「戊申」と縦書きする。
- (6) 『続々』『慈善』は「西」とする。『縁起帳』の当該箇所は「遷七仏薬師像 堂是也」とある。
- (7) 『続々』『慈善』は細字注で「丁酉」と縦書きする。ただし、大化三年は丁未、丁酉は文武即位年。『慈善』は、「大化三年」を「マ」とする。
- (8) 『続々』『慈善』は細字注か本文で「丁未」と縦書きする。『藤野』は「丁未」のまえに「慶雲四年」の四字を補う。そして、当該箇所は『皇代記』『皇年代略記』によつたとみる。『事典』も同じ。なお、『藤野』は、「文武天皇」以下を改行と想定。
- (9) 以下四字、『菩薩伝』も同じ。
- (10) 『続々』『慈善』は「度」とする。『藤野』は、傍註と「今昔物語」十一によつて「度」と読む。後註(208)にも、同字体の同熟語がある。『三宝絵』には、「あしき道にいたりては橋をつくり、堤をつきてわたし給」とある。
- (11) 以下、『絵詞』第十九に「菩薩御行年三十七歳慶雲元年甲辰、山林樓息之後、故郷巡礼之際、清生家、以為仏閣、曰、神崎院、今、家原寺是也」とあるので、傍註の「号曰神崎院」は、もと、「仏閣」のつぎにくるか。



羅国大臣惠基與行基共申阿弥陀佛、諸国遊行、  
号和泉国日根郡住人云云。件大臣和泉国日

根郡日根渚、從新羅国被流天来云云。今日根渚

興寺本願云云。又彼国村ニ祝奉法大臣ト云神是

也。行基諸国遊行給、舊里時人ト池側集、魚取食、

勇人見行基以鮒繪奉之、即食之吐出、彼繪小鮒

從口生入池、人驚敬咎悔、今池見在云云、皆無片

眼。古宗元興寺邑人大法會儲、請行基七日間法

令説、于時有一女人、完脂付額髮、不知人、行基獨

知之、大令慙之、女人欲出去、人弥奇驚敬禮無極

云、

堂一字一間四面 塔一字三重

金筒文云

今令衆生、往生極樂、頓證菩提、數點此所。於此所

亦、起立塔廟。但縁堂薄、運在像末、若有一人、如我

起立、當知是人即我身是。此文書金筒埋古塔下

云、後人得之、留文如本埋了。金筒正文

為令衆生、出離生死、往生極樂、頓證菩提、數點此

所、起立塔廟、但縁猶薄、運在像末、亦於此所、如我

起立、當知是人即我身是、結縁此者速得成佛。○

沙門行基慙末代輩、記貽来葉云。

(12) 『続々』『慈善』は、「彌」。

(13) 以下、『藤野』は改行を想定する。

(14) 『続々』『慈善』は、「給」のつぎに「還」を補う。『三宝絵』には「ふるさとに帰時」とあり、『藤野』は、『三宝絵』『日本往生極樂記』によつて「給」を「歸」に改める。

(15) 『続々』『慈善』は、「勇」の右に「里」と傍註。しかし、『三宝絵』には「いさめる人ども」とあるから、「勇人」でよいか。『今昔』にも関連記事あり。

(16) 以下、『藤野』は改行を想定する。『続々』『慈善』は、「古宗」を「右京」に改める。『三宝絵』は「古京」とするので、『藤野』はこれをとつて「古京」に改める。『事典』は、『日本靈異記』中の二九の「故京」により、「古京」をよしとする。

(17) 『慈善』は、「穴」。『藤野』は『三宝絵』『日本靈異記』に准じて「穴」に改める。

(18) 以下三字、『続々』『慈善』は「人不知」と傍註。『三宝絵』には「そのかたはらの人だにしらす」とある。『藤野』は、これによりて「人不知」と推測する。

(19) 『絵詞』第十九は、家原寺について「堂一字、塔三重」とする。

(20) この「金筒文」は、『絵詞』第十九に伝える「手鐃碑文」テウカクヒ、而埋塔廟中心ウラマツ」に相当しよう。

(21) 『藤野』『事典』、後文によつて「為」に改める。

(22) 以下の傍註は、『続々』『慈善』に「亦於此所」とある。後文によると、この「亦於此所」は「於此所亦」にかわるのではなく、「運在像末」のつぎにくる可能性もなきとしない。

(23) 『続々』『慈善』は、「尚々」と傍註。後文には、「猶」とある。『藤野』『事典』は、「尚」をとる。

(24) 以下、『藤野』は改行を想定する。

(25) 『続々』『慈善』『藤野』『事典』は、「末」に改める。

(26) 『続々』『慈善』は、「□□此者」として、「消滅不見」の傍註を削除。

(27) 以下の頭註は、『続々』『慈善』では、( ) として本文末尾の「記貽来葉」のつぎにおかれている。

(28) 『続々』『慈善』『藤野』『事典』は、「已」に改める。ただし、『事典』が指摘するように、「己」と「巳」は通用。

(29) (28) に同し。

(30) 以下、『菩薩伝』は慶雲二年のこととして「引導生母女在古京佐紀堂、尽力教養」とする。「女在」は「安居」の誤記か。さらに相異するところ

行年卅八歳乙巳<sup>(28)</sup>

文武天皇九年慶雲二年乙巳<sup>(29)</sup> 引導生母、安居右

京佐紀堂、盡力孝養。

大和惠院高麗十月始起、<sup>(30)本</sup>

在和泉国大鳥郡大村里大村山<sup>(31)</sup>

行年卅九歳丙午<sup>(32)</sup>

文武天皇十年慶雲三年<sup>(34)</sup> 天皇和泉国和泉郡横

山郷内以横山、蜂田寺并四十九院修理料袖被

施入。七月八日勅使正四位下犬上王・從七位下

津守宿祢得麻呂・正八位上出雲国勝等、點定四

至云。

行年四十歳丁未

文武天皇十一年慶雲四年<sup>(36)</sup> 移生馬仙房、弥盡孝

養之禮云。

行年四十三歳<sup>(37)</sup>

元明天皇三一年和銅三年<sup>(39)</sup> 正月母從逝化。自尔以<sup>(40)</sup>

降、迄于和銅五年<sup>(41)</sup>、住生馬草野仙房、着鹿服骨<sup>(42)</sup>

苦食之<sup>(43)</sup>、或云指三祇之遠期、荷曰弘<sup>(44)</sup>、  
之苦食之重擔、降為行、濟度為心云云。

元明天皇諱阿閉、天智天皇第四女也。即位和銅

元年<sup>(45)</sup>、治天下七年、在大和国添上郡陵、兆城東<sup>(46)</sup>

西三町南北五町、守戸五烟云。養老五年<sup>(47)</sup>元正<sup>(48)</sup>

は、「右」と「古」、「孝」と「教」であるが、『藤野』は「古」と「孝」をとる。

(31) 『統々』は、傍註を削除して、「大和惠院」とし、『慈善』は、傍註を削除して、「大和惠院」とする。『事典』は、『絵詞』第廿一にならって「大和惠院」とする。『藤野』も同じ。

(32) 『慈善』は、「国」の一字を脱。

(33) 『統々』 『慈善』は細字注で「丙午」と縦書きする。

(34) 『統々』は、「年」を「午」と誤記。

(35) 『統々』 『慈善』は、「權」。

(36) 以下、『菩薩伝』は慶雲四年のこととして「移生馬仙房、弥錫孝養之礼」とする。

(37) 『藤野』は「歳」の下に「庚戌」の注を補う。

(38) 『事典』は、和銅三年が元明天皇四年にあたることから、元明天皇三年の「三」を「四」の草体の誤写かと疑う。

(39) 以下、『菩薩伝』は和銅三年のこととして、「正月、母逝化、自尔以来、迄于同五年、位草野仙房、但、鎮着鹿服、僅嘗搏食、指三祇之遠期、荷四弘之重擔、紹隆為業、弘濟為宗」とする。『明匠略伝』には、「和銅五年、住草野仙房、但着鹿服、常搏食、指三祇之遠期、荷四弘之重誓、紹隆為業、弘濟為宗」とある。

(40) 『統々』 『慈善』は、「爾」。

(41) 『統々』 『慈善』は、「□」。たしかに、和銅五年は「□亥」でなく、壬子となる。「□亥」をとれば、和銅四年になる。『藤野』は「歎」の一字をかわりに想定。

(42) 『統々』 『慈善』は、「着」のままに「但」を補う。

(43) 『統々』 『慈善』は、「云云」を細字双行注としないで、本文の下につづける。

(44) 『統々』 『慈善』は、以下の「荷曰弘之重擔」を「荷四弘之重誓」とする。

(45) 『統々』 『慈善』は、細字注で「戊申」と縦書きする。

(46) 『統々』 『慈善』 『藤野』は、「域」に改める。

(47) 『藤野』は、「辛」の一字を補って「辛酉」に改める。

(48) 『藤野』は、「七」に改める。

(49) 『藤野』は、「権」のつぎに「山」を補う。

(50) 『統々』 『慈善』は、細字注で「丙辰」と縦書きする。

(51) 『統々』は、「日本根子高瑞淨足如天皇」とし、『慈善』は、「日本根子高瑞淨足如天皇」とし、『藤野』は、「日本根子高瑞淨足如天皇」に改める。

十二月四日崩、生年六十一。葬椎陵云。

行年四十九歳内

日本根子宮端足天皇

元正天皇 二年丙辰、元正又云飲高、

恩光寺

在太和平郡床室村十月五日起

元正天皇諱水高、文武天皇同母婦也。

即位靈龜元年卯乙六月二日、治天下九年。養老五

年酉十二月四日大上天皇元明崩、年六十一云

云。

行年五十一歳 元正天皇四年養老五年戊午

第五丁ウラ

隆福院登美四月廿三日起

在大和国添下部登美村

行年五十三歳庚申元正六年養老四年庚申

石凝院 九月十五日起

在河内国河内郡早村。

行年五十四歳酉元正七年養老五年酉五月二

日、命交朝庭参上京都、二人得度、寺史乙丸以己

居宅、奉施苴、即立精舍號菅原寺。五月八日一百

箇人依於大安寺得度、之内和泉国云、上記蜂

寺奴云、

第六丁オモテ

行年五十五歳壬戌元正八年養老六年壬戌喜光寺

(52) 『統々』『慈善』『藤野』は、「飯」に改める。

(53) 『統々』『慈善』は、一字分さけて記す。

(54) 『統々』『慈善』『藤野』『事典』は、「大」に改める。

(55) 『藤野』『事典』は、「平」の下に「群」を補う。

(56) 『統々』『慈善』は、「氷」に改める。『藤野』は「氷」に改める。

(57) 『藤野』は「姉」に改める。

(58) 『統々』『慈善』は、細字注で「乙卯」と縦書きする。

(59) 『藤野』は「統日本紀」などにならつて「九月二日」に改めるが、『皇是院年代記』には「九月三日」とあると指摘する。『皇年代記』『皇年代略記』にも「九月三日」とするから「九月三日」の「九」を「六」に誤つたか。

(60) 『統々』『慈善』は、細字注で「辛酉」と縦書きする。『藤野』は、「酉」の右に「辛」を補う。

(61) 『藤野』は「統日本紀」などにならつて「七」に改めるが、『扶桑略記』以下は、「四」とあると指摘する。「四」のままてよいか。

(62) 『慈善』『藤野』『事典』は、「太」に改める。

(63) 『藤野』は、細字双行注で「戊午」を補う。『統々』『慈善』は、「元正天皇」以下を改行。

(64) 『統々』『慈善』は、「二」に改める。『藤野』は「二」に改める。

(65) 『統々』『慈善』は、細字注とする。

(66) 『統々』『慈善』『藤野』は、「登美」のみ細字注とする。

(67) 『統々』『慈善』は、「元正」以下を改行。

(68) 『統々』『慈善』は、細字注で「庚申」と縦書きする。

(69) 『藤野』は、「早」の上に「千」を補うが、『事典』の指摘どおり、「日下」の誤りとみるのがよい。

(70) 『統々』『慈善』は、細字注で「辛酉」と縦書きする。『藤野』は、「酉」の右に「辛」を補う。なお、『統々』『慈善』は、「元正」以下を改行。

(71) 『統々』『慈善』は、細字注で「辛酉」と縦書きし、『藤野』は、「酉」の上に「辛」を補う。

(72) 『統々』『慈善』は、「受」と傍註するが、『菩薩伝』は「交」。『藤野』は、『行状記』の「朝廷にまじわりて」によつて「交」をよしとする。

(73) 『事典』は、「受」かとする。

(74) 『菩薩伝』は「寺」の上に「時」を入れる。

(75) 『統々』『慈善』は、「元正」以下を改行。『慈善』はさらに「喜光寺」以下を改行。

菅原寺二月十日起謝曰、最後涅槃所也。

在右京三條三坊九坪・十坪・十四坪・十五坪・十六坪。

行年五十七歲甲子

聖武天皇元年神龜元年諱勝寶感神聖武皇帝

文武天皇太子也。治天下廿五年、天平勝寶八年

申孝謙天皇八年五月二日崩、葬佐保陵云。

清浄土院高渚 塔十三層云云、

在和泉国大鳥郡葦田里今塩六郷

尼院同郡早部郷高石村

行年五十八歲乙丑聖武天皇二年神龜二年乙丑

久修園院山崎 九月起

在河内国交野郡一条内、九月一日將彼弟子修

杜多行、到山崎川、不得暇掩留、河中見一大柱、芬

問云、彼柱有知人矣、或人申云、往昔老舊尊船大

德所渡柱云、大苧發願、從同月十二日始、度山

埜橋云、天皇歸依給云、

行年五十九歲丙寅聖武天皇三年神龜三年丙寅

檜尾池院 在和泉国大鳥郡和田郷

行年六十歲丁卯、聖武天皇四年神龜五年丁卯

大野寺 在和泉国大鳥郡大野村、二月三日起

第7丁オモテ

第6丁ウラ

(76) 『統々』「慈善」は、細字注で「壬戌」と縦書きする。

(77) 『統々』は、「菅原寺」を本文とする。

(78) 『統々』「慈善」は、細字注で「丙申」と縦書きする。

(79) 『統々』「慈善」は、「今□穴郷」。「藤野」は、「今塩穴郷」と補訂し、『事典』も「和名抄」の和泉国大鳥郡塩穴郷を指摘する。

(80) 『統々』「慈善」は、以下を本文とする。以下のうち、「早」を『藤野』は「早」に改める。『事典』も「早」を「日下」の誤りとみる。

(81) 『統々』「慈善」は、「聖武」以下を改行。

(82) 『統々』「慈善」は、「崎」。

(83) 『統々』「慈善」は、「條」。

(84) 『統々』「慈善」は、「九月」以下を改行。『藤野』も、同じく改行にする。

(85) 『統々』「慈善」は、「諸」と傍註。『菩薩伝』は「諸」。

(86) 『菩薩伝』は「子」の下に「等」を入れる。

(87) 『菩薩伝』は「状」。

(88) 『統々』「慈善」は、「崎」。「菩薩伝」は「崎」か「跡」か判断困難であるが、「崎」がよいか（『統群書類従』刊本は「跡」）。

(89) 『菩薩伝』は「暇」の字に書き改めの痕跡がみられ、「暇」か「暇」のように読める（『統群書類従』刊本は「暇」）。ついで、『菩薩伝』はこの一字の上に「松」を入れる。

(90) 『統々』は、「大」の右に「天」と傍註し、『慈善』は、「柱」の右に「天」と傍註。『菩薩伝』は、当該箇所を「河中見有一大柱大井問云」とする（『統群書類従』刊本は「河中見有天主大菩薩問云」）。なお、『絵詞』第廿二には「望河中有柱并奇之尋問」とある。『藤野』の指摘とおり、「天」は「大」を誤ったものであろう。

(91) 『菩薩伝』は、「善」。

(92) 『統々』「慈善」『事典』は「船」。『菩薩伝』は「松」。『絵詞』第廿二には「仙」とあり、「尊仙大徳」という僧名になる。

(93) 『菩薩伝』は、「柱」の上に「橋」を入れる。『絵詞』第廿二は、「柱」を「橋」とする。

(94) 『菩薩伝』は、「大」の上に「爰」を入れる。

(95) 『統々』「慈善」は、細字注で「丙寅」と縦書きする。

(96) 『統々』「慈善」は、「聖武」以下を改行。

(97) 『統々』「慈善」『藤野』は、「丙」の下に「寅」を補う。

(98) 『統々』「慈善」は、「聖武」以下を改行。

(99) 『藤野』は、『統日本紀』などによって「四」に改る。

尼院 同所<sup>(100)</sup>今香琳寺歟、同年<sup>(101)</sup>

行年六十三歳<sup>(102)</sup>庚午、聖武天皇<sup>(103)</sup>七年天平二年

善源院<sup>(104)</sup>堀 三月十一日起

尼院 已上二院、在摂津国西城郡津守村<sup>(105)</sup>

船息院 二月廿五日起

尼院 已二院同国兔原郡宇治郷<sup>(106)</sup>

高瀬橋院 九月二日起

尼院 已上同国嶋下郡穂積村<sup>(107)</sup>在

楊津院 在同国河邊郡楊津村

行年六十四歳<sup>(108)</sup> 聖武天皇八年<sup>(109)</sup> 天平三年<sup>(110)</sup> 辛未

狭山池院 二月九日起

尼院 已上在河内国舟北郡狭山里<sup>(111)</sup>

嶋陽施院 三月廿日起

在摂津国河邊郡山本村

法禅院<sup>(112)</sup> 尾九月一日起

在山城国紀伊郡深草郷

河原院 在同国葛野郡大屋村

大井院 在同郡大井村<sup>(113)</sup>

山崎院 在同国乙訓郡山前郷无水河側

隆福尼院 在大和国添下郡登美村、十月十五

日起

第8丁オモテ

第7丁ウラ

(100) 『統々』は、以下も本文とする。

(101) 『統々』『慈善』『藤野』は、「庚」に改める。

(102) 『統々』『慈善』は、「聖武」以下を改行。

(103) 『統々』『慈善』『藤野』は、「七年」を本文として、「聖武天皇七年天平二年庚午」とする(『統々』『慈善』は双行注にしない)。

(104) 『統々』『慈善』は、この二文字の細字注を「□堀」とする。『藤野』は、「M堀」とする。延喜二十二年四月五日付の和泉国大鳥神社流記帳(大鳥神社蔵、東大史料編纂所影写本)には、「津M」「小M」「M堰」とあって、「M」は「川」のこと。『事典』の推測どおり、「川堀」としてよいか。

(105) 『統々』『慈善』『藤野』『事典』は、「已」。なお、『統々』『慈善』は、「已上」以下を改行。

(106) 『慈善』は、「成、下同ジ」と傍註し、『藤野』は「成」に改める。ただ、『藤野』も「城」の用例を認めており、『事典』も「城」でよいのではないかとする。

(107) 『統々』『慈善』は、「已」を「已上」に改め、以下を改行。『藤野』も「已上」に改め、『事典』は「已」とする。さらに、『藤野』は以下の記述文のうち、「同」の上に「在」を補い、「兎」を「菟」に改める。

(108) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」を「已」に改め、『統々』『慈善』は、以下を改行。

(109) 『統々』『慈善』は、本文中の一字として記す。

(110) 『藤野』は、細字注で「辛未」と補う。なお、『統々』『慈善』は、「聖武」以下を改行。

(111) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」を「已」に改め、『統々』『慈善』は、以下を改行。

(112) 『統々』『慈善』は、「舟」を「丹」に改め、『藤野』は「舟北」を「丹比」に改める。『事典』は「舟」を「丹」のこととする。延久四年九月五日付の太政官牒には「丹北郡」が登場し、承安二年三月十八日付の佐伯景弘持経者注進状には「丹南郡」と「丹北郡」がそろって見える。また、文永八年三月二十六日付の西琳寺文永注記(大東急記念文庫蔵)には「舟北郡」と書く。

(113) 『藤野』は、「嶋」(混)の可能性もある)に改める。『事典』も「嶋」であろうとし、「嶋陽施院」は「嶋陽池院」の誤写かとする。

(114) 『統々』『慈善』は、「無」。

(115) 『善薩伝』は、以下、天平勝宝五年閏三月にかけて「朝廷典輦車一両、得慶卅五人、爰<sup>ア</sup>和哥<sup>ヲ</sup>、飛車我<sup>ヲ</sup>給<sup>ヘ</sup>、伊加<sup>ヲ</sup>世牟諸共<sup>ヲ</sup>古曾<sup>ヲ</sup>於久留須<sup>ノ</sup>之

行年六十六歳癸酉

聖武天皇十年天平五年 癸酉 閏二月、朝廷與舉車一

兩・得度卅五人給、爰付芬和歌勅使獻天皇云云

止不久留未和禮仁多末部利以加仁東毛諸共

尔古曾於久利和多佐女云云。于時、智光大法師

云人有。智光名高経疏造、傳法弘世被貴、妄誹我

智深大僧也、行基智淺沙弥也、何因云家彼貴、我

捨、恨世、河内国行鋤田寺籠居、俄病受死。経十日

甦云、閻羅王使我召行、道見金口疔造、使問、行基

苾可生給所也云云。更行熱煙來覆、又問、汝可生地

獄也云云。至着我打鐵火柱令抱、解骨碎、苦受事無

量、閻羅王云、汝豐葦原水穗国坐行基誹謗、其罪

勸給召也云云、今將返云、使副免送了。仍難波堀江

橋渡給所至。苾暗知咲云、何因來、智光悔咎云云、智

光死後諸弟子等請奉苾為導師、靈令報息之日

行基登高宣云、孟以云云施加修行仁以天云藤袴

麻呂曾怒悲計非行袴ト宣テ即下了給ヲ

同年七月三日、乘船下念善源寺。於寺内以二千

余造花庄嚴、以二千余造花浮於河水、迎送於出

居。俄尔之間、三人僧乘船到來。一人ハラ門僧、一人

林邑僧、一人大唐僧云云

〔云〕とする(『続群書類従』刊本は、「慶」を「度」、「サ」を「菩薩」、

「尔」を「爾」、〔團〕を「團」とする。「典」は「與」の誤写か。

(116) 『続々』『慈善』は、以下の細字注を本文とする。

『続々』『慈善』『藤野』は、「末」に改める。『事典』も『菩薩伝』にな

らつて「末」をよしとする。なお、『行状記』は当該の和歌を「土不久留

未和禮仁多末部里以加耳東毛毛呂土毛仁己曾於久利和多左免」とする。

また、「大僧正の官班をさづけ給て、同じく輩者を給て」「天皇に一首の

詠歌をたてまつり給けり」「此歌を勅使につけてたてまつりければ」など

と記す。

(118) 『続々』『慈善』は、「爾」。

以下、『日本靈異記』『三宝絵』『日本往生極樂記』『今昔物語』『行

状記』『絵詞』などに関連記事が多い。書き出しが酷似しているのは、

『三宝絵』の「于時、智光大法師と云僧あり」、今昔の「知光云云人有

」である。

(120) 『三宝絵』は、以下の主語を大僧正(行基)として、「大僧正名徳たかく

ひろくして、あまたの経論の疏を作伝へ法をひろめてよにたふとみら

る」をそねみねたみて云く」とする。しかし、『日本靈異記』は、経論疏

の造作などを智光のこととし、『行状記』も、「而に其時智光大法師とて、

有智高德の僧有、彼僧は諸経の疏をつくり、弘法利生たにことなり、爰

彼智光慢心をおこしてひひけるは」とする。

(121) 『三宝絵』は、以下を「我は智深き大僧也、行基はさとりあさき沙彌也、

なにによりてかおほやけ彼をばたふとび我をばすて給ぞとらみて、河

内国鋤田寺にゆきて籠居ぬ、然間俄に病をうけてしぬ」とする。

(122) 『続々』『慈善』は、「彌」。

「云家」は、『三宝絵』にならつて、「公家」とすべきことは、『藤野』

第9丁オモテ

第8丁ウラ

救方院 同年十月十五日 起

薦田尼院 己上在河内国茨田郡伊香村

行年六十七歳甲戌聖武天皇十一年天平六年甲戌

澄池院 久米多十一月二日起

在和泉国泉南郡下池田村

深井尼院 香琳寺在同国大鳥郡深井村

吉田院 在山城国愛賀郡

沙田院 不知在所、撰津国住吉云云

吳坂院 在撰津国住吉郡御津私住吉ノ杜大海神ノ北ニ南向ノ小字云々

行年七十歳丑聖武天皇十四年天平九年丁丑

鶴田池院 二月九日起

在和泉国大鳥郡凡山田村里ノ名鶴田里ノ村ハ山田村也

頭陀院 菩提九月一日起

尼院 同年起

以上、在大和国添下郡矢田岡本村

行年七十一歳戊私云、此年家原寺金筒銘  
文被埋没歟

聖武天皇十五年天平十年戊寅正月十日、於中宮得

度三十二人。和泉国大鳥郡早部郷早部里戸主

從七位上大鳥連史麻呂戸口大鳥連夜志久尔

年分十箇人例、沙弥秦證年十九未定寺

行年七十二歳乙卯聖武天皇十六年天平十一年己卯

(126) 「至着」の該当箇所は、『三宝絵』に「即いたり付たれば」、「今昔」に

は「我々將至り着る」とある。

(127) 「続々」「慈善」「事典」は、「鑑」。

(128) 「藤野」は、「解」の上に「肉」を補う。『三宝絵』は、当該箇所を「肉

みだれ、骨くだけぬ」、「日本往生極楽記」は「肉解骨融」、「今昔」は

「肉解ケ骨融」とする。

(129) 「続々」「慈善」は、「給」の下に「故」を補う。『三宝絵』は、当該箇

所を「それをかむがへ給はむとてめしつるなり」とする。

(130) 「続々」「慈善」は、「副」。

(131) 「恩」に改めて、「靈令報恩之日」とする。

(132) 「藤野」は、「孟」の上に二字分の欠落を想定。『続々』「慈善」は、「孟以」

を「孟口」とする。以下の歌を、たとえば『今昔』は、「真福田ヲ修行ニ出

ズ日、藤袴、我レシハ纏ヒカ、片袴ヲス」とする。『事典』は、「孟似」を

「真福」の、「似」を「志」の、「行」を「片」の誤写とみる。

(133) 以下の傍註(追記)のうち、『続々』「慈善」は、「戈」を「歳」とし、『事

典』は、「戈」を「才」とする。『藤野』は、この傍註(追記)をとらない。

(134) 「続々」「慈善」は、「船」。

(135) 「続々」「慈善」は、「着」。この箇所を、『菩薩伝』は(天平勝宝五年)

七月二日にかけて「乗松下去善源寺」とし、『明匠略伝』は天平五年七

月三日にかけて「乗船下云善源寺」とする。

(136) 「続々」「慈善」は、「餘」。

(137) 「続々」は、「通」と傍註。『慈善』は「蓮」と傍註。『藤野』は「蓮」

に改める。当該箇所を、『菩薩伝』は「於寺内以二千余蓮花莊嚴、自

餘蓮浮於河水」とし、『明匠略伝』は「於寺内莊嚴、餘蓮華浮於河水」

とする。

(138) 「続々」「慈善」は、「餘」。

(139) 「藤野」は、「蓮」に改める。

(140) 「藤野」は、「送於」の二文字を「道而」に改める。この箇所を、『菩薩伝』

「明匠略伝」は「迎道出居」とする。

(141) 「続々」「慈善」は、「爾」。

(142) 「続々」「慈善」は、「船」。

(143) 以上の傍註は、『続々』「慈善」に「中天竺カピラエ国バラ門菩薩也、

北天竺ノ林邑国ノ佛哲也」とある。『藤野』は、「中天竺カピラ門也、

北天竺ノ林邑国ノ佛哲也」とする。なお、『続々』は、傍註左本文中

の「ハラ」を「バラ」にする。

安居久修園院、得度百八十四人

行年七十三歳廣聖武十七年天平十二年

發芬院泉橋院、讚云此院へ天王屢行幸シ影像作テ安

隆福尼院 已上山城国相樂郡大伯村

泉福院橋橋坂

第10丁ウラ

布施院  
尼院 已上同国紀伊郡石井村

行年七十四歳已或云此記へ天平十一年云云

聖武十八年天平十三年辛巳三月掩留山城国

泉橋院、十七日時中天皇行幸給、奉拜大僧正矣。拜

訖給、御座終日並談説給。尔時大僧正言、大国者

有給孤獨園而養息孤獨徒。但吾日本国无給孤

獨園、是以請為奈野而為給孤獨園ト白支。是天皇

答給ク歸命宣打、又演院ト建立者、又天皇報答ク建

立院ト堺地世ト不絶、不被官司撰録ト宣支云、即

奉施食封一百戸。同日時中宣命。同年六月十六日

左大臣橋朝臣奉施食封五十戸、又使工匠造恋

物頭現形像一軀、待從比丘像曰軀、安置於泉橋

院。同月廿六日、天皇玉船、如馬巡於泉川、請大芬、

終日譚樂。大臣彈琴云、蓮葉ニ湛禮留水ノ玉ノ如比加

禮留人尔安布曾右禮志佐云、  
天皇感悅給、大芬奉禮咲合悦テト云云

第11丁オモテ

(144) 『事典』は、「枚方院」かとする。

(145) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改め、『統々』『慈善』は、以下を改行。

(146) 『統々』『慈善』は、「聖武」以下を改行。また、細字双行注の「天平六年甲戌」を細字で縦書きする。

(147) 『藤野』『事典』は、「隆池院」かとし、さらに『藤野』は、「隆池院」に改める。

(148) 『統々』『慈善』『藤野』は、「宕」に改め、『事典』は「宕」か「當」にすべきだとする。

(149) 『藤野』は、「吉」の下に「郡」を補う。

(150) 『統々』『慈善』『藤野』は、傍註の中の「私」の下に「云」を補う。

(151) 『統々』『慈善』は、細字注で「丁丑」と縦書きする。なお、「聖武」以下を改行。

(152) 『統々』は「施」、『慈善』は「陀」。

(153) 『藤野』は、「以上」を「已上」に疑う。

(154) 『統々』『慈善』は、「戊寅」以下を一行で細字注縦書き。

(155) 『善薩伝』は、この部分を「同十五年、得度卅二人」とする。

(156) 『藤野』『事典』の指摘どおり、「早部郷早部里」は「日下部郷日下部里」がよい。

(157) 『統々』『慈善』『藤野』は「戸」(戸)を「戸」に改める。

(158) 『統々』『慈善』は、「爾」。

(159) 『統々』は「孫」、『慈善』は「彌」。

(160) 『慈善』は「乙」の右に「己力」と傍註。『藤野』は「己」に改める。なお、『統々』『慈善』は、つぎの「聖武」以下を改行。

(161) 『善薩伝』は、この部分を「同十一年、安居修園、得度百八十四人」とする。

(162) 『統々』『慈善』は、「庚辰」と細字注縦書き。また、「聖武」以下を改行。なお、『藤野』は「庚辰」に改め、かつ本行末尾の細字注の「天平十二年」のつぎに改行して「庚辰」を補う。

(163) 『慈善』は「サ」の右に「サカ」と傍註。『藤野』は「サカ」に改め、『事典』は「サ」をよしとする。

(164) 『統々』は以下「泉橋院、讚云、此院天王屢行幸、影像作テ安置給所也」とし、『慈善』は、以下すべて細字注で「泉橋院、讚云、此院天王屢行幸、影像作テ安置給所也」とする。『藤野』は以下、「橋」を「橋」に、「王」を「皇」に改める。『事典』は、「橋」をよしとする。『拾詞』第三十三は、天平十二年にかけて、「造立泉橋院、又号院、件院者、在山城国相樂郡大伯村也」とする。



(201) 天皇和歌云

(202) 皇花如久仁未留人ニ吾シ念部波故々仁相ヌル、但

所施封戸聖人不受、仍量大蔵省曰、遷化之後、大

小寺誦経了云、

第11丁ウラ

(この間、九行分空白)

天平十二年辛巳延暦廿三年三月十

第12丁オモテ

九日所司記云

宗橋六所 在相楽郡泉里

山崎橋 在乙訓郡山崎郷、神亀二丁九月十二日始起

已上二所山城国云

高瀬大橋 在鳴下郡高瀬里

長柄

中河

堀江 並三所西城郡

已上四所摂津国

第12丁ウラ

直道一所 在自高瀬、生馬大山登道、

池十五所

(165) 『統々』 『慈善』 『藤野』 は、「巳」に改める。『統々』 『慈善』 は、以下を改行。

(166) 『統々』 『慈善』 『藤野』 は、「狛」に改める。『事典』も「狛」をよしとする。

(167) 『統々』 『慈善』 は、「泉橋院」として、まえの「大狛村」の下につづける。『藤野』 は、「泉福院」とする。

(168) 『統々』 『慈善』 『藤野』 は、「巳」に改める。『統々』 『慈善』 は、以下改行。

(169) 『統々』 『慈善』 は、「辛巳」と細字注縦書き。『藤野』 は、「辛巳」と細字双行注。

(170) 『統々』 『慈善』 は、「ハ」を欠く。

(171) 『統々』 『慈善』 は、以下の細字注を双行とし、「巳」を「巳」に改める。『藤野』も「巳」に改める。

(172) 『菩薩伝』 は、この部分を「同十三年季春三月、掩留泉橋院」とする。

(173) 『統々』 『慈善』 は、「申時」と細字注縦書き。『菩薩伝』 は、この部分を「三月十七日、天皇行幸、終日清談」とする。

(174) 『統々』 『慈善』 は、「爾」。

(175) 『統々』 『慈善』 『藤野』 『事典』 は、「獨」。ただし、「獨」は「獨」に同じで略字形。

(176) 『統々』 『慈善』 は、「無」。

(177) 『慈善』 は、「園」。

(178) 『事典』 は、「爰」に誤る。

(179) 『統々』 『慈善』 は、「ク」を欠く。

(180) 『慈善』 は、「婦」を欠き、空白にする。

(181) 『統々』 は「打」、『慈善』 は「打」。『事典』 は、「支」を疑う。

(182) 『藤野』 は、「菩薩伝」の例にならつて「諸」に改める。

(183) 『事典』 は、「下白」を疑う。

(184) 『菩薩伝』 は、この部分を「爰天皇勅答、朕大尊建立院々堺地世々不絶、不根録於官司云、」。

(185) 『統々』 『慈善』 は、「テ」。

(186) 『統々』 は「不」。

(187) 『統々』 は「云云」を細字注縦書き。『慈善』 は「云云」を本文縦書き。

(188) 『菩薩伝』 は、この部分を「即奉施食封一百戸、同日申時宣令、同年六月十二日、左大臣橋朝臣奉施食對五十戸」とする。

(189) 『統々』 『慈善』 は、「申時」と細字注縦書き。

(190) 『菩薩伝』 は、この部分を「又工匠造物、頭現形像一軀、侍従比丘像四軀、

第13丁オモテ

狭山池 在河内国北郡狭山里<sup>(26)</sup>

土室池 在大鳥郡土師郷

長土池 在同所

薦江池 在同郡 深井郷

檜尾池 在同郡 和田郷

茨城池 在同郡 蜂田郷

鶴田池 在同郡 早部郷

久米多池 在泉南郡丹比郡里<sup>(27)</sup>

物部田池 在同所

己上八所在和泉国

岷陽上池 同下池、院前池、中布施尾池<sup>(27)</sup>

長江池 己上並五所、河邊郡山本里

有部池 在豐嶋郡箕丘里<sup>(28)</sup>

己上六所、在摂津国

溝七所<sup>(29)</sup> 在河内国茨田郡古林里<sup>(31)</sup>

古林溝 長三千二百丈 廣六尺 深四尺<sup>(22)</sup>

岷陽上溝 長一千二百丈 廣六尺 深四尺 在摂津国河邊郡山本里

同下池溝 長一千二百丈 廣六尺 深六尺 在同所

長江池溝 長六十丈 廣深六尺 在河内国西成郡<sup>(23)</sup>

物部田池溝 長六十丈 廣深五尺 在泉国泉南郡、物部田池尻中候<sup>(24)</sup>

久米多池溝 長二千丈 廣五尺 在同国<sup>(25)</sup>

第13丁ウラ

安置於泉橋院」とする。

(191) 『統々』『慈善』『藤野』は、「變」(麥)に改める。

(192) 『統々』は「頭」、『慈善』は、「頭」。

(193) 『統々』『慈善』『藤野』は、「侍」に改める。

(194) 『統々』『慈善』は、「巳」とし、『藤野』は、「四」に改める。なお、はじめの文字を書きあらためていことは確かであるが、その当初の文字が「日」かは疑わしい。

(195) 『菩薩伝』は、この部分を「同月廿六日、天皇玉賀<sup>(26)</sup>於泉川、乃奉請大<sup>(27)</sup>サ、終日譚案、大臣<sup>(28)</sup>琴去、蓮葉上湛部留水玉乃如、比加礼留人<sup>(29)</sup>相<sup>(30)</sup>加右礼志佐<sup>(31)</sup>」とする。

(196) 『統々』『慈善』は、「船」。

(197) 『菩薩伝』が「部」とするのを『事典』はよしとする。「湛」は「たへる」とみる。しかし、『行状記』は「多摩礼流」としており、「たまれ」と訓むから、「部」が正しいとは言えない。

(198) 『統々』『慈善』は、「爾」。

(199) 『統々』は「古」、『慈善』は、「右」の下の細字双行注で「作者部類、曾右ノ二字ヲ加字ニ作ル」とする。

(200) 以下の一行は、『統々』『慈善』では前後の本文につながるものとされている。従って、とくに細字ではない。

(201) 『菩薩伝』は、この部分を「又无皇和哥々白玉乃如<sup>(26)</sup>安<sup>(27)</sup>人<sup>(28)</sup>少縁介<sup>(29)</sup>シテ相<sup>(30)</sup>部木上安良須、但所施封戸<sup>(31)</sup>賢人シテ不受、仍大蔵有納置、遷化之後、大少寺誦經之」とする。

(202) 『統々』は「皇花」、『慈善』は、「皇花」。『藤野』は、「白玉光」に改める。『事典』は「白玉」をよしとする。「白玉光」と「皇花」(白玉花)は誤写しやすい。

(203) 『統々』は、「レ」。

(204) 『統々』は、「ス」。『慈善』は、「相<sup>(26)</sup>」の下に細字双行注で「作者部類、皇花以下ヲ玉乃如比加礼留人爾於保呂計爾吾之念波々己々爾安波女也二作ル」とする。

(205) 『統々』『慈善』は、「辛巳」と細字注統書き。『藤野』は、「己」を「巳」に改める。

(206) 『統々』『慈善』は、この四文字の細字注を欠く。『藤野』は、「己」を「巳」に改める。

(207) 『慈善』は、以下に「コノ年譜ノ終ニハ延暦二十四年三月十九日トアリ」とする。「三」と「四」のちがいは『藤野』も指摘している。

(208) 『統々』は「宗」、『慈善』は、「宗」。『藤野』は、「大」に改める。『事

樋三所

高瀬堤樋 在茨田郡高瀬里

韓室堤樋 同郡韓室里

茨田堤樋 同郡茨田里

已上三所、在河内国

船息二所

大輪田船息 在摂津国兔原郡宇治

神前船息 在和泉国日根郡日根里、近木郷内申候

堀四所

比賣嶋堀川 <sup>(230)</sup> 長六百丈 廣八十丈 深六丈五尺 在西城郡津守村

白鷺嶋堀川 <sup>(231)</sup> 長百丈 廣六十丈 深九尺 在已上西城郡津守里

次田堀川 長七百丈 廣二十丈 深六尺 在嶋下郡 次田里

已上三所、在摂津国

大庭堀川 長八百丈 廣十二丈 深八尺 在河内国 茨田郡大庭里

已上不記年號、仍不審多、或遊行時、或寺院

之次、隨便云、

布施屋九所 見三所 破損六所云

大江布施屋 <sup>(232)</sup> 在乙訓郡大江里

泉寺布施屋 在相樂郡高麗里

已上二所、在山城国云

岷陽布施屋 <sup>(234)</sup> 在河邊郡岷陽里

典』は前掲註(10)と同字体をもって「度」を疑う。

(209) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(210) 『藤野』は、「成」に改める。

(211) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(212) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(213) 『藤野』は、「北郡」を「丹比郡」に改める。『事典』は「丹比郡」のこととする。前掲註(112)参照。

(214) 『藤野』は、「日下部郷」に改める。『事典』は「日下部郷」のこととする。

(215) 『事典』は「郡」を「部」に疑う。年不詳の「久米多寺免田注文」(『岸和田市史料第一輯』の『泉州久米田寺文書』所収)に、山直郷の多治米里がある(和泉国寺社東寺修理奉加人名)『高石市史』二には、南郡に多治米寺)。

(216) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(217) 『慈善』は、「崑」。

(218) 『事典』は、井上光貞説によつて「面」とする。

(219) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(220) 『事典』は、記事内容からして「六」かとする。『菩薩伝』は「溝七所」。

(221) 以下、『統々』『慈善』は、古林溝の一行の末尾に本文として付す。

(222) 『慈善』は、「崑」。所在地の記述は行末に本文として付す。この点は、『統々』も同じで、他の溝記事も同様。

(223) 『藤野』は、以下の「西城郡」を「西成郡」に改める。

(224) 『藤野』は、以下の「泉国」の上に「和」を補い、「和泉国」に改める。

(225) 『藤野』は、「広」の下に「深」を補う。

(226) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。

(227) 『統々』『慈善』は、「船」。

(228) 『藤野』は、「菟」に改める。

(229) 『藤野』は、「治」の下に「郷」を補う。

(230) 以下、堀の所在地の記述については、『統々』『慈善』は、各行末に本文として記す。なお、この所在地の記述中、「西城」については、『藤野』

は、すべて「西成」に改める。

(231) 以下の「已」、そして堀の記述中にみえる「已上」の「已」を、『統々』

『慈善』『藤野』は、「已」にすべて改める。

(232) 以下、布施屋の所在地の記述は、『統々』『慈善』は、すべて本文とする。

(233) 『統々』『慈善』『藤野』は、「已」に改める。布施屋の記述内のすべて

垂水布施屋 在豊嶋郡垂水里

度布施屋 在西城津守里

己上三所、在撰津国

楠葉布施屋

在交野郡楠葉里

石原布施屋

在丹北郡在原里

己上二所、在河内国

大鳥布施屋

在大鳥郡大鳥里

野中布施(ママ)在同郡土師里

以上二所、在和泉国

行年七十五歳

壬午 聖武十九 壬午 天平十四 一月廿

九日、使秦堀河ノ君足、記録大苅遊行事一卷、同四

月五日、任大僧位

大僧正

行年七十六歳 天皇廿年 天平十五 十月十五日天

皇信樂宮、發大願造金銅舎那佛像、又云天皇

東大寺造給、供養講師行基請奉、苅辞給云、從外

国大師可来、以彼可奉仕、供養比、撰津国難波

迎大師云何給、云家申請百僧、曳将僧次行基弟

百也、治部玄番雅樂等加天船乘、音楽調行、難波

津至見无、行基闕伽一具備テ迎遣、花盛香焼、湖上

浮、無亂事遥西海行、漸有小船、乘ハラ門僧正菩提

云人来、闕伽又此小船浮、无乱返来、ハラ門信稽首

第15丁ウラ

第15丁オモテ

の「己上」も「己上」に改める。

(234) 『慈善』は、「崑」。以下の細字注の「崑」も「崑」とする。

(235) 『藤野』は「水」に改め、『事典』も「水」をよしとする。以下の細字注の「水」についても同様。

(236) 『藤野』は「城」を「成」に改め、その下に「郡」を補う。『事典』は、「城」をよしとして、その下に「郡」を補うべきとする。

(237) 『藤野』は、「比」に改める。

(238) 『藤野』は「石」に改め、『事典』も「石」をよしとする。

(239) 『藤野』は「施」の下に「屋」を補う。『事典』は、「施」の下に「(ママ)」とする。

(240) 『統々』『慈善』は、「壬午」を細字注縦書き。そして、「聖武」以下を改行。

(241) 『統々』『慈善』『藤野』は、「年」に改める。細字双行注の「十四」も「十四年」とする。この「一」は、同じ天平十三年記中の山崎橋の項の細字双行注にみえる「神龜二ノ九月十二日」の「ノ」と同じか。『菩薩伝』は、この部分を「同十四年二月廿九日、使秦堀河君足記録大苅遊行事一卷、同年四月五日、任大僧正」とする。

(242) 『慈善』は、「ノ」を欠く。

(243) 『藤野』は、「菩薩伝」によつて「遊」の下に「化」を補う。

(244) 『事典』は、「正」をよしとする。なお、細字双行注の「行法」については、『舍利瓶記』に「和上法諱法行、一号行基、延暦五年三月六日付太政官符(類聚三代格)三」に「法行大僧正」とある。

(245) 『統々』『慈善』『藤野』は、「六」の下に「歳」を補う。さらに、『統々』『慈善』は「癸未」を細字注縦書きとする。そして、「天皇」以下を改行。

(246) 『統々』『慈善』『藤野』は、「一」を「年」に改める。

(247) 『藤野』は、「銅」の下に「盧」を補う。

(248) 以下、『三宝絵』は「又天皇東大寺を作給て供養し給はむずるに、講師には行基菩薩を定て宣旨を給に、行基は其事にたへず侍り、外国より大師来給べし、それなむつかうまつるべきと奏すれば」とする。

(249) 以下、『三宝絵』は(248)につづいて、「供養せむとするほどに成て、撰津国の難波の津に大師のむかへとてゆく」とする。

(250) 『藤野』は「何」を「向」に改める。『事典』は、「何」を「行」に疑う。

(251) 以下、『三宝絵』は(249)につづいて、「即おほやけに申給て百僧をひきゐたり、次に行基は第百にあたり給へり」とする。『統々』『慈善』は、「云家」の前後を「・・・迎大師云、何給云、家申請百僧」とする。『藤

行基云、南謨阿梨耶曼蘇悉里苦地薩埵婆耶摩

訶薩埵婆耶云、大苾答拜云、南謨阿梨耶波魯吉

帝世波羅耶善地薩埵波耶摩訶薩埵波耶云、即

ハラ門僧正和哥云、伽毗ラ衛ニ聞テ吾来シ日本ノ文殊ノ御

跡今ッ知リ奴留ト云、則設无数供具、以盡主客之礼、時

大和国有痴人、俗菅原云、衆僧食時走来扣机

哥云、六即ノ位ヲ経リ三覺ノ頭給ヘル此ハ如来云比天

手ニ取レハ穢レモソスル乍ラ立テ三世ノ佛ニ花奉マツル云、或説行基

苾云、靈山ノ釋迦ノ御前ニ契リテシ真如クチセ、或説行基

ハラ門僧正答云、迦ヒラエニ共契シ甲斐有リテ文

殊ノ御加保相見カナ云、

行年七十七歳、聖武廿一年天平十六、

或云、天平十六、行信僧都為勅使、奉施封戸九

百云、

天平十七、正月十七日、以行基大德為大僧正、

降玄昉僧正、流于筑志、同廿年十一月廿六日、天

皇行幸菅原寺、度一百廿人、

大福院 御津、二月八日起

尼院 已上、在撰国西城郡御津村

行信僧都為勅使、奉施封戸九百戸

(252) 『野』は「云家」を「公家」に改め、『事典』も「公家」かとする。

(253) 『続々』は「第百」とする。『藤野』は「第百」に改め、『事典』は「第」とする。

(254) 以下、『三宝絵』は(251)につづいて、「治部玄蕃雅楽司等を船にのりくはへて音楽を調てゆき向に、難波の津にいたりて、みれば人もなし」とする。

(255) 『続々』『慈善』は、「蕃」に改め、『事典』も「蕃」とする。

(256) 『続々』『慈善』は、「无」の下に「人」を補つて、「無人」とする。『藤野』も「人」を補つて、「无人」とする。

(257) 以下、『三宝絵』は(253)につづいて、「行基関伽一具をそなへてそのむかへにいだしやる、花をもり、香をたきて、潮の上にかかひ行ぬ」とすることなし、はるかに西の海にかかひ行ぬ」とする。

(258) 『続々』『慈善』『藤野』は、「香」に改め、『事典』は「蕃」とする。

(259) 『藤野』は「潮」に改める。

(260) 以下、『三宝絵』は(257)につづいて、「しばらくありて小船にのりて波羅門僧正名は菩提といふ僧来れり、関伽又この舟の前にうかびてみだれずして帰来れり」とする。

(261) 『続々』『慈善』は、「船」。

(262) 『続々』は「バ」に改める。

(263) 『続々』『慈善』『藤野』は、「正」の下に「名」を補う。

(264) 『続々』『慈善』は、「船」。

(265) 『続々』『慈善』は、「無」。

(266) 『続々』は「バ」に改める。

(267) 『慈善』は、「信」。『藤野』は、「信」を「僧」に改め、その下に「正」を補う。『事典』は、「信」を「僧」に疑う。『菩薩伝』は、この部分を「于時、波羅門僧正誓首大苾答云」とする。

(268) 以下、『菩薩伝』は「南謨阿利耶曼蘇悉里苦地薩埵波耶摩訶薩埵波耶」とする。なお『続群書類従』刊本は「苾答地」を「菩提地」。

(269) 『続々』『慈善』は、「提」。この部分は「ボチサタバヤ」(菩薩のこと)なので、「苦地薩埵婆耶」が正しい。

(270) 『藤野』は、「波」。

(271) 以下、『菩薩伝』は(268)につづいて、「大苾答言、南謨阿利耶波魯吉帝入波羅耶善地薩埵波耶摩訶薩埵波耶」とする。なお『続群書類従』刊本は「阿利耶」のつぎの「波」を「沈」とし、「善」の下に「堤」を補う。

(272) 『続々』『慈善』は、「提」。(269) 参照。

苒不受返、信受天皇彌歸伏

難波度院

枚松院

作蓋部院

己上三寺、撰津国西城郡津守村

行年八十一歳、天皇廿五天平廿十一月廿六

日

天皇行幸菅原、一百人得度、菅原政花光寺ト云額

給フ

行年八十二歳阿闍天皇日本第卅八代高野天皇

孝謙天皇即位元年天平勝寶元八月十八日

改正月十四日、於平城京中鳴宮奉請大苒而太

上天皇中宮皇后并二人御出家、受苒戒、成苒御

弟子也、

太上天皇御名勝滿、中宮御名德滿、皇后御名萬

福是也、即日改大僧正號大苒、後高野姫天皇

受戒為尼、法名法基、惣苒戒弟子緇素滿於天下

云

又報恩院 在河内国交野郡楠葉郷

長岡院 在菅原寺西岡

己上兩寺、卅九院之外也、不記年號

(273) 『統々』は「バ」に改める。この部分、『菩薩伝』は(271)につづいて、『即波羅門僧正和哥云、迦毘羅衛聞吾来日本乃文殊乃御顔今日見鶴』とする。『統群書類従』刊本は、「鉈」を「鉈」にする。この歌は『三宝絵』や『日本往生極楽記』では確立しておらず、『東大寺要録』二所収の「大安寺菩提伝来記」に「迦毘羅衛聞我来日本乃文殊乃御顔今日見鶴」、「明匠略伝」に「迦毘羅衛聞我来日本乃文殊乃御容今日見津留加奈」、「行状記」に「伽毘羅会に聞て吾来し日本の文殊の御顔今ぞしりぬる」とある。

(274) 『統々』『慈善』は、「無」。

(275) 『統々』『慈善』『事典』は、「臥」。「藤野」は「臥」の草体と認めつつも、『扶桑略記抄』などによつて「伏」かとし、「菅原伏見、云々」の意かとする。

(276) 『統々』『慈善』は、「札」。前掲註(273)の「大安寺菩提伝来記」に「以箸扣机」がみえる。

(277) 『藤野』は、「六ノ即位」。

(278) 『統々』『慈善』は、「ヒ」。「藤野」は、「ひ」。

(279) 『統々』『慈善』は、「ソ」。

(280) 『統々』は、「ラ」。「レ」はレ点の意か。

(281) 『統々』『慈善』は、「チ」。

(282) 『慈善』は、「ミヨ」の傍訓を欠く。

(283) 以下の歌二首、『三宝絵』『日本往生極楽記』『今昔物語』などにみえる。

(284) 『統々』『慈善』は、「リ」を欠く。

(285) 『統々』は傍訓「クチセスアイミ」。「慈善」は、傍訓を欠く。

(286) 以下、『統々』『慈善』は「ツルカナ云」。「藤野」は、「云」を「云々」に改める。

(287) 『統々』『慈善』は、「ヒ」。

(288) 『統々』『慈善』は、「共」の下に「二」を補う。

(289) 『統々』は「御加保相見ツルカナ云」。「慈善」は、傍訓を欠き、「・・・見ツルカナ云」。

(290) 『藤野』は、「歳」の下に「甲申」を細字注で補う。なお、「聖武」以下を「統々」『慈善』は改行。

(291) この双行細字注のうちの「一」を、「統々」『慈善』『藤野』は「年」に改める。

(292) 『統々』『慈善』『藤野』は「年」に改める。なお、『藤野』はこの「或云」以下の二行を衍かとし、「百」の下に「戸」を補う。『菩薩伝』には、「同十六年、行信僧都為勅使、奉施封戸九百戸、不受返進、爰天皇弥帰依」

天平廿一年二月二日、於菅原寺東南院、右脇臥身

心安穩、数千弟子之中特拔光信摩頂告語、汝為世

間眼、我建立諸院今付屬於汝、々能々住持云、又

数誠諸弟子云、

口鼻破身、舌釘斷命、使口如鼻、死後無過、又云過守

如鼻令成、虎ハ死シテ皮遺、人死名有、汝等努力、即和哥云、

或本云 借染ノヤト由女加留奈今更ニ物ナ念ッ佛トモナレ

夜戸借 借染ノハサシ加ルセソ今更ニ物ナ思ッ佛トヲナレ

更ニ物 即日中夜入滅云、行年八十二歳云、

御葬送大和国平郡、生馬山東陵云、

爰京條云民縑素雲集啼哭云、

大庭院 在和泉国大鳥郡上神郷大庭村

孝謙天皇二一天平勝寶三月十五日、追為報恩

起立云、如今者号行基院

以前記録、任去延曆廿四年三月十九日菅原別當

威儀師傳燈法師位茲脱、大鎮傳燈法師位福尊、少

鎮傳燈大法師位 等記録并 皇代年代兩記等日

記状、粗略而記之、而我以管見之淺智、何及聖慮之

深志矣、寔ヲ垂利生之跡本朝、及濟度之計於東陸

故和泉之生所ト相似迦毗羅城之古所、大和之入

滅示提河沙羅雙樹之舊儀云、抑ヲ入滅之三二百余

とある。

(293) 『続々』『慈善』『藤野』は「年」に改める。

(294) 『続々』『慈善』『藤野』は「叻」に改める。

(295) 『藤野』は、「同」以下「人」までを衍かとする。『菩薩伝』には、「同升

年十一月廿六日、天皇行幸菅原寺、百人得度」とある。

(296) 『続々』『慈善』『藤野』は「已」に改める。

(297) 『慈善』は、「撰」の下に「津脱」と傍註。『藤野』は「撰」の下に「津」

を補う。『事典』は、「撰国」。

(298) 『藤野』は「成」に改める。

(299) 以下の二行、前掲註(292)参照。このうち、『藤野』は「菩薩伝」にな

らって、「信」を「進」に、「受」を「爰」に、「伏」を「依」にそれぞれ

改める。

(300) 『続々』『慈善』『藤野』は「已」に改める。

(301) 『藤野』は「成」に改める。

(302) 『藤野』は、「歳」の下に「戊子」を細字双行注で補う。なお、『続々』『慈

善』は、つぎの「天皇」以下を改行。

(303) 『続々』『慈善』『藤野』は「五」の下の「一」と細字双行注の中の「一」

をそれぞれ「年」に改める。

(304) 『藤野』は、「原」の下に「寺」を補う。この部分を『菩薩伝』は「天平升

年十一月廿六日、天皇行幸菅原寺、百人得度、使号喜光寺」とも、「同

升年十一月廿六日、天皇行幸菅原寺、百人得度」とも記す。

(305) 以下、『続々』『慈善』は「菅原改花光寺ト云額ヲ給フ」とする。『藤野』は

「菅原改喜光寺ト云額ヲ給フ」とする。『事典』は、「花」を「喜」の草体「尗」

の誤写とみる。

(306) 『藤野』は「歳」の下に「己丑」を細字注で補う。

(307) 『事典』は「閉」。

(308) 『続々』『慈善』は「四十八」。

(309) 以上の細字双行注のうち、『続々』『慈善』『藤野』は二箇所の「一」

をそれぞれ「年」に改める。さらに『藤野』は、「八月十八日」を「七月

二日」に改める。

(310) 以下、『菩薩伝』は「同升一年正月十四日、於平城嶋宮、奉請大尊、而

大政天皇中宮皇后宮并年二所出家入道受戒、大尊之御弟子也」とする。

(311) 以下、『菩薩伝』は(310)につづいて「大政天皇御名勝満申、中宮御名

徳満、皇后宮御名萬福、即日改大僧正号曰大尊」とする。

(312) 以下の細字注を、『続々』『慈善』は、本文とする。

(313) 以下の細字注を、『続々』『慈善』は、本文とする。

歲之末、所々院々陵遲、或堂舍朽失有名無實、或殿堂乍有破壞顛倒矣、傳聞五竺八塔聖跡拜人、皆滅四重五逆之罪、震旦五山之靈崛參者、併遁三途八難之苦、然而彼者或恣嶺弱水之道渺々、或滄湖濤波之海漫々、凡類尚難攀、況東夷人乎、只我朝人可拜於此聖跡、情思大芬之利生濟度之方便、從在世利生之願、至于今无止矣、

第19丁ウラ

所謂、在世入海底尋五障令傍生、滅後出泉州度十善之人生、震旦卜清涼山之靈崛、本朝宿神埼院之第屋、從沙羅林月隱上第城音止以來、弘經大士雖多在々所々、願生々世々能令助尺迦之化儀、抑曰、依弘經之苾芻者、出生有二緣、所謂、貴種善種也、高志者貞知者、漢朝為貴種、日域為善種矣、但王胤雖貴、他州客為民、賤家雖疎極、位人已貴矣、譬如媼女產高祖、猶似鹿母宿獸腹矣、抑齊朝養千駟、耻顯死後、首陽食紫蕨仁傳後代者也、由余者我之賢臣也、秦繆公賞以客禮、王仁者漢之文人也、我欽明願以能地矣、自昔君惜於人、民仰於仁、爰至聊有宿志、私馳本緣、卿公誰知、我及知命、獨憶聖、唯是將暮年渡、一灑古人記文而已、昔時聖跡之傳、有於己、今日眼前記真慙於人、達之士

第20丁オモテ

〔314〕『統々』『慈善』『藤野』は、「己」に改める。  
〔315〕『統々』『慈善』は「授」。『藤野』は「拔」。底本は「拔」であるが、『事典』のとおり「拔」でよい。なお、この部分は『菩薩伝』に「同二月二日、於昔原東南院、右脇而臥、身心安穩也、教弟子之中、拔光信、摩頂告語、汝為世眼、我建立諸院付囑汝、能住持」とある。

〔316〕『統々』『慈善』は「汝」。  
〔317〕『事典』は「教」かとするが、「教」(しばしば)でよい。この部分を、『菩薩伝』は(315)につづいて「又教諸弟子、拔曰、口用破身、舌劍斷命、伎口如鼻、死語无過、厝死皮遺、人死名留、宜存此志」とする。

〔318〕『統々』『慈善』『事典』は「虎」。  
〔319〕『統々』『慈善』『藤野』は「劍」。  
〔320〕以下、『菩薩伝』は(317)につづいて「即和可云、借染之夜戸借留吾曾今更生物那念比曾佛奈礼」とする。

〔321〕『慈善』は「歌」。  
〔322〕『統々』『慈善』は以下「異本、借染ノハサシ加尔セソ今更二物ナ思ソ佛トモナレ云云、或本云、借染之夜戸借吾曾今更仁物那念曾佛止遠成禮」と細字双行注にする。底本の「佛トヲナレ」「物念曾」がそれぞれ「佛トモナレ」「物那念曾」に改められる。

〔323〕以下、『菩薩伝』は(320)につづいて「即同中夜入滅了、生年八十三、葬送大和平群郡生鳥山東陵、爰京公民細素男子如雲集、貴賤如離立、哭悲泣云」とする。『統群書類従』刊本は「同中夜」を「同申夜」とする。なお、「八十二」の「二」は追筆。

〔324〕『藤野』は「同」に改める。  
〔325〕『統々』『慈善』は「己巳」に改め、『藤野』『事典』は「己丑」に改める。

〔326〕『統々』『慈善』『藤野』は「郡」を「群」に改め、「郡」の下の「々」を「郡」として、「平郡々」を「平群郡」とする。『事典』は「平郡」に「群」脱とみるが、むしろ「群」を「郡」と誤写したものとすべきである。

〔327〕『事典』は「城」かとする。

〔328〕『藤野』は「公」に改め、『事典』は「公」かとする。

〔329〕『藤野』は「神」の下に「崎」を補う。

〔330〕『統々』『慈善』『藤野』は、「二」の下の「一」と、以下の細字双行注の中の「一」とをそれぞれ「年」に改める。

〔331〕以下の二文字について、『事典』は僧名か、あるいは「茲、脱す」とみて、底本の僧名が空欄であったことを示す註かとも推測する。



「右」

願嘲 之思失乎、于時安元元年乙九月十日、氏司

二千石泉高父宿禰

本云

建保二年甲七月十日書写了

行基年譜

水戸市常盤町

彰考館文庫所蔵

明治十八年七月 託写了

(332) 『藤野』は「大」を衍かとする。

(333) 『統々』 『慈善』 『藤野』は二文字分の空欄(脱)を想定する。

(334) 『統々』 『慈善』は「ハ」を欠く。

(335) 『統々』は「之」として「大和上」を想定する。『藤野』は「上」に改める。

(336) 『統々』 『慈善』 『藤野』 『事典』は「抑」に改める。

(337) 『統々』 『慈善』 『藤野』 『事典』は「末」に改める。

(338) 『事典』は「生」。

(339) 『統々』 『慈善』 『藤野』は「茅」に改める。

(340) 『統々』 『慈善』 『藤野』は「茅」に改める。

(341) 『統々』 『慈善』は「釋」、『藤野』は「釈」に改める。

(342) 『統々』 『慈善』 『藤野』は「已」に改める。

(343) 『慈善』は「餘」。

(344) 『事典』は「戒」。

(345) 『統々』 『慈善』は「穆」に改める。

(346) 『藤野』は「原作釵明、今意改」とするが、「釵」ではなく「欵」と読める。

(347) 『統々』 『慈善』 『藤野』は「已」に改める。

(348) 底本は「才」とも「方」とも読める。『統々』 『慈善』 『藤野』 『事典』は「方」。

(349) 『統々』は「已」に改める。

(350) 『統々』 『慈善』 『藤野』は、一字分の空欄(脱)を想定する。

(351) 『統々』 『慈善』 『藤野』は、一字分の空欄(脱)を想定する。

(352) 『統々』 『慈善』 『藤野』 『事典』は「禰」に改める。

(353) 『慈善』は以下の部分を欠く。

(354) 『統々』は、「甲戌」を縦書きで細字注。

以下、謄写本作成時の記載は、『統々』 『慈善』 『藤野』では脱。なお、末尾にさらに以下のような追筆がなされている。

原本は既に焼失してまず

昭和五十二年増補影印版

彰考館図書目録の一〇二九頁により確認

ただし、右の追筆の一行目は「原本は既に焼失せり」の上に書き加えられており、一九六八年(昭和四十三年)十二月十一日稿了の井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」(竹内理三博士還暦記念会編「律令国家と貴族社会」、吉川弘文館、一九六九年)に掲載された本資料の写真には、末尾追筆はたしかに「原本は既に焼失せり」の一行だけが見える。

### Ⅲ 『行基年譜』の撰者「氏司二千石泉高父宿禰」について

はじめに

『行基年譜』を扱うにあたって、ここで別に考えておきたいのは撰者のことである。すでに述べておいたように、その撰者については、氏司二千石泉高父宿禰とされていることが本文末尾にみえるが、この人物の詳細は目下のところ知りえない。ただ、かつて井上薫『行基』（吉川弘文館、一九五九年）において、『上宮太子拾遺記』の中に泉高父の私記が引用されていることが紹介された。さらに、これをうけた井上光貞は、前掲論文の中で氏司二千石について触れ、氏司は氏族のことを掌る治部省のことではないかとし、ついで二千石は一種の唐名で、大夫の意味に解した上で、要するに治部少輔であろうと推測している。そして、泉高父なる人物は建長七年（一二五五）まで少なくとも生存しており、泉を氏の名とすることから、和泉出身であろうとした。

現在のところ、泉高父のことに関しては、以上の両井上氏の知見を一步も出していないのが実状のようである。それは、さきの『行基事典』からしても明らかであろう。しかし、後述するように、井上光貞説には失考があり、疑義も少なくない。そこで、若干の私見を述べてみたい。

まず、氏司二千石のうちの氏司は、治部省の唐名として知られているわけでもなく（その唐名は礼部）、現在のところ、それが何をさすのかは明らかでない。院司、家司などの用例に近く、むしろ日本的な固有の職名・職掌をいうのか、令外官的な性格に由来した呼称なのかなどの憶測が可能であるが、いずれにせよ、氏司を治部省とする理由はとくに存在しないと云ってよい。

つぎに、二千石については、氏司の場合とちがって、用例が井上光貞論文などにすでに紹介されている。しかし、その意味は、三善清行『意見十二箇条』に引かれた「故漢宣帝云、与朕共理者、其唯良二千石乎」からみて、地方官のことをさすらしい。なぜなら、この引用原典である『漢書』循吏伝序には「乃至孝宣、（中略）常称曰、庶民所以安其田里而亡歎息愁恨之心者、政平讼理也、与我共此者、其唯良二千石乎」とあり、その師古注はこの「二千石」を「謂郡守、諸侯相」と説いているからである。たしかに、これは『意見十二箇条』の当該条の文旨にもよく合致している。「二千石」とは「良二千石」を踏まえた地方官（国司・郡司ら）、つまり諸国吏でも良吏の謂を託しているとみられる。なお、同『漢書』百官公卿表上にも「郡守、秦官、掌治其郡、秩二千石」とあり、同『漢書』宣帝紀の如淳注でも太守を二千石と号すという。さらに、同

紀には「今郡国二千石、或擅為苛禁」とも、「遣使者持節、詔郡国二千石、謹牧養民而風德化」ともある。

もつとも、二千石とは秩禄に由来した言説であるから、それは必ずしも地方官の代名詞に限られるわけではない。「九卿秩」(前掲宣帝紀如淳注)ともいわれるからである。しかし、さきの『意見十二箇条』や後述の例からして、日本ではやはり地方官をもつては二千石と号したとみてよいであろう。なお、関係文献に黒板伸夫「藤原行成の『給二千石』」(『日本歴史』五一八、一九九一年)がある。

そこで、日本の場合、まず、東寺観智院旧藏本(東博本)『三宝絵』下巻末尾にみえる「戸部二千石三善朝臣(花押)」は、文永十年八月八日付で書写したことを自身が署した三善政康をいうのではないかとみられている。戸部とは民部省の唐名で、二千石とは備後国太田荘地頭か備後守をそう呼んだものという(外村展子「東寺観智院旧藏本『三宝絵』の筆写者」『三宝絵 注好選』岩波新日本古典文学大系 一九九七年)。ついで、『後拾遺往生伝』上の尼寂妙伝に登場する「都事二千石紀成忠」とは、『中右記』大治五年二月一日条が「史鵬年八十三」をもって筑後守に補任されたことを記録したその人に相違なく、彼は間もなく死んだもようである(『長秋記』大治五年十二月二十六日条)。そもそも、都事というのは史の唐名であり、この場合に二千石とは筑後の国守をさしていたことになる。さらに、同『後拾遺往生伝』下の文章博士行盛伝にみえる「家督李部二千石」とは、行盛の嫡子である藤原有盛をさそう(『尊卑分脈』)。現行『尊卑分脈』によると、彼は薩摩守にして仁平三年三月十日付で死去したことになるが、『山槐記除目部類』によると、仁平三年正月二十二日付で武蔵権守に補任され、かつ「式部」とある。また、『兵範記』久寿二年十月二十六日条にも同権守とあり、かつ、「式部輔代」とされている。そもそも、式部の唐名は李部であるから、この場合の二千石とは武蔵の権守か、あるいは薩摩守をさすことになる。

以上の例を踏まえるならば、氏司と称する中央政府機構(必ずしも公的なものとは限らないが)にかかわる職掌・職名を帯し、かついずれかの地方官、いわば某国司に補任されていたことを言い表わしたものとみられる。その某国のなかに和泉国も含まれるかもしれないが、確言はできない。ただ、その言い表わしかたからして、唐風に傾斜するなどの政治文化的素養、もしくは一定の文化環境を帯した人物であったと推測される。

その際、いささか留意したいのは、管見の限り、二千石(これに唐名ないし唐風の職掌・職名を冠する)の使用例が三善氏に偏向するきらいがあることである(ただ、空海『三教指帰』序に「外司阿二千石文学」、道真『菅家文章』三の一九二や四の二五四に「二千石」の先例がある)。なぜなら、『意見十二箇条』の作者は三善清行であり、『後拾遺往生伝』の撰者は三善為康であった。さきの『三宝絵』を書写したのも三善朝臣であり、政康とみられている。さらにこれ以外で、『拾遺往生伝』中の沙門寂入伝にも「史記二千石忠行」(史記は不詳、忠行は特定できない)が登場するが、同伝もさきの三善為康によつて撰出されたものであった。果たして、これは、まったくの偶然なのであろうか。これが、もし偶然でないとすれば、泉高父なる人物は三善氏の一員であったか、それに近い者であった可能性もあろう。ただ、三善氏そのものなら、そのように署さない理由がないから、やはり三善氏というよりも、それに何らかのかかわりをもっていた人物とみるのが穏当なのかもしれない。この点は、また後述したい。

## 泉高父（文）私記

そこで、泉高父なる人物の関係史料を掲示しておこう。ひとつは、すでに紹介されている橘寺僧法空撰の『上宮太子拾遺記』二の記事（二四世紀初頭か）であり、いまひとつは、まだ明確には紹介されなかったことのない法隆寺僧訓海撰の『太子伝玉林抄』二（もしくは三）と四の記事（文安五年・一四四八）である。

### （イ）『上宮太子拾遺記』二（仏教全書本）

①泉高父私記云、

本元興寺西門額西各異也、西門元興寺、南門飛鳥之寺、東門品幡寺、北法興寺云々、

②巡礼記云、十三年春二月、蘇我大臣、始造此寺、北僧坊彌勒石像一尺許、居足下、是日本最初仏也云々、

③件石像、近来在多武峯、中比有飢旱事、仍本元興寺五師名不知、以件像於多武峯平等院檢校僧千満三智住坊、臣多価値交易之、後經百年許也、若天喜治曆之比歟、

保元三年戊寅記之云々、

④或人云、件石像長一尺余寸或八七坐像也、色白極固、面貌奇麗耳云々、

⑤建長七年丙辰六月十七日亥時、為雷火令炎上了、寺塔無殘、但仏頭与手殘云々、

以上、泉高父私記文也、

右の記事から、まず「泉高父私記」と呼ばれる撰書の存在が知られ、それは泉高父なる人物が撰出したものとみられる。しかし、現行本の『上宮太子拾遺記』の記述にはいくつかの錯誤が認められ（とくに①と③や⑤）、文意も不可解なところがある。また、「泉高父私記」がどこまでの部分なのか、一応、検討に値しよう。

冒頭①には、錯誤がうかがえて、文意不通のところがあるが、後掲の『太子伝玉林抄』の記事からそれはある程度正すことができる。と同時に、「泉高父私記」であることを確認することができよう。これにつづく②の「巡礼記」の記事は、『聖徳太子平氏伝雜勘文』上二や『太子伝玉林抄』四にも引かれているが、『太子伝玉林抄』が引く他の「巡礼記」の内容からみて、これは、いわゆる「建久御巡礼記」をいうものと思われる。建久二年（一一九一）末の南都巡礼を興福寺の実叡が記録したものであった。

③は、いわゆる「保元三年記」かと思われる。戊寅の干支（一一五八）とも矛盾しない。文意に通じたいところがあるが、『聖徳太子平氏

伝雑勘文』上二や『太子伝玉林抄』四に引く「或伝裏書」、および『太子伝玉林抄』四に引く「俊云」（法隆寺僧俊嚴の記）、また「建久御巡礼記」などの記事から類推して、およそ以下のような意味にならう。つまり、本元興寺にあった彌勒石像が、天喜治暦のころに、飢旱を契機として多武峯に売られ、その平等院檢校僧千満の住坊に百年あまり伝えられて保元三年に至っているということらしい。

さらに、④の「或人云」については不明であるが、つづく⑤の「建長七年」は、その干支からしても「建久七年」（一一九六）の誤りであることは疑えない。また、これが「泉高父私記」の内容であることも文脈体裁からみて間違いあるまいが、安元元年（一一七五）に『行基年譜』をあらわした泉高父なる人物が建長七年（一二五五）まで生存していたとはやはり考えられないのである。一方、元興寺（飛鳥寺）の焼亡は、言うまでもなく建久七年のことであった。よって、さきの井上光貞説は失考と言わざるを得ず、「建長」を「建久」に訂正された井上薫説が正しい。

このようにみてみると、「泉高父私記」は①から⑤までの全部をさすとして特に矛盾はあるまい。そして、当該全文の趣旨は元興寺（飛鳥寺）とその彌勒石像の去就ということによく一貫していた。また、年代については、敏達十三年二月の造寺は別にして、「保元三年（一一五八）記」、建久二年（一一九一）末以降の「巡礼記」の引用を経て、建久七年（一一九六）の焼亡の事実を記録するに至った。おそらく、建久七年は泉高父なる人物の晩年に近く、「泉高父私記」の成立は建久七年を大きくくだることはなかったであろう。なぜなら、『行基年譜』を仕上げた安元元年（一一七五）は、みずからすでに「及知命」ぶ年齢であることを告白しているからである。

では、次に『太子伝玉林抄』の記事を紹介したい。

#### (口) 『太子伝玉林抄』四（法隆寺尊英本）

泉高文私記云、本元興寺四門額面、各異也、

西門元興寺

南門飛鳥寺

東門品幡寺

北門法興寺 云云、

右の記事は、先掲の『上宮太子拾遺記』の①にあたり、その①の錯誤をこれによってある程度正すことができる。ただし、ここでは「泉高文私記」と書かれていて、さきの①そして⑤の「泉高父私記」とは、「文」と「父」の相異がみられる。一方、『行基年譜』は「父」に伝え、後掲の『太子伝玉林抄』は一貫して「文」とする。「文」と「父」は字形が似ているから、ある種の混乱がおきたものと思われ、いずれが本来的なものかは確言しにくい。しかし、「文」と「父」の相異はあっても、「泉高文私記」と「泉高父私記」とが同一の撰書をさし、かつ「泉高文」と「泉高父」とが同一人物をさすことは間違いないところである。

(八) 『太子伝玉林抄』二(ないし三) (同前)

①(是ヨリ第三卷在之、乍去二才之間書了) 泉高文私記中云、②(私云和泉ト者泉州也、高ト者行基菩薩ノ父高氏家ノ記也)、昔シ敏達天皇二年<sup>巳</sup>、③扶桑設利羅集云、法隆寺ノ仏舍利一粒白色、大如小角豆許ノ銅壺、件ノ舍利ハ安シテ上宮王院宝蔵、聖徳太子、自胎内拳テ掌ニ御誕生之後、尚以不開、二歳之春、向東方、称南無仏之時、自掌中所落給也、東大寺ノ西室ノ住僧延喜上人ノ説也云云、此人ヲハ老翁誉メテ初果聖人云云、

右の記事には、文脈体裁上、やや不可解なところがみうけられるが、基本的には「泉高文私記」の当該全文と思われる。そのなかでまず、「泉高文私記中云」というのは、同「私記」が上・中・下の三巻仕立てになつていたことをうかがわせる。ついで、①は、おそらく尊英の注記であり、東大寺本では第三卷(敏達三年、太子三歳)の首部にあつたものを、太子二歳の記事であるから、尊英が意をくんで第二卷の末尾に移して書写したことを付言したものであろう(飯田瑞穂「法隆寺蔵尊英本『太子伝玉林抄』解説」吉川弘文館、一九八七年)。②は、訓海の私注とみられ、きわめて重要な発言をしているので、これについては後述にまわす。さらに、③は「泉高文私記」に引かれたものと思われ、その引用文は、「延喜上人ノ説也」までとなろうか。「延喜」の呼称は延喜年間の上人であつたことに由来するのであろう。ただ、「此人ヲハ」以下も、③の引用範囲に入る可能性もあろう。なお、③の「扶桑設利羅集」とは舎利のことであり、この『太子伝玉林抄』にさらに引用された例はないが、「扶桑舎利集」の引用なら巻四に一例ある。それは、大野岳(舎利にかかわる)の記事であり、「伝」の「裏書」に本来は記されていたものといひ、『聖徳太子平氏伝雜勘文』上二にみえるものでもある。おそらく、日本での舎利譚を集めたものであり、「扶桑舎利集」と「扶桑設利羅集」とは同一書をいうのかもしれないが、確証はない。

ひとまず、以上の『上宮太子拾遺記』と『太子伝玉林抄』に残る「泉高文(文)私記」逸文からうかがえることは、次のような点であろう。

(A)「泉高文(文)私記」は、『行基年譜』をあらわした氏司二千石泉高父宿禰と称する人物の「私記」とみてよい。

(B)この「私記」は、撰者晩年のものか、晩年に及ぶまで長く書きつづけたものであり、上・中・下の三巻本として伝えられた。

(C)この「私記」の完成(未完成もありうる)は、建久七年を大きくくだらないものであり、それは撰者の生存期間とほぼ重なるらしい。

(D)この「私記」は、やや大部のものかもしれないが、完成度の高い著作とは言いがたい。

(E)この「私記」は、「巡礼記」「保元三年記」「扶桑設利羅集」などを任意に参照引用するが、撰者自身の伝聞や実見も盛りこまれている。かつて元興寺(飛鳥寺)にあつたとする彌勒石像に関する聞き取りや、「延喜上人」に関する聞き取りもおこなつた可能性があろうか。

一方では、実際に飛鳥の元興寺の諸門額を観察したり、その寺の焼亡後のありさまを目撃したか、伝え聞いた可能性がある。

(F)この「私記」の全容および主旨は明らかでないが、飛鳥や斑鳩に及ぶ(南都にもかかわるか)諸寺巡礼的な性格のものか、聖徳太子の編年伝的な性格のものかということになる。あるいは、このふたつの性格が混在しているのかもしれないが、この点は『行基年譜』の性

格とも深くかかわってくる問題である。ただ、当該の範囲で言えば、小さな彌勒石像や舍利という具象物に多大な感心を抱いていたようである。

(G)最後に、撰者がいかなる人物かを示唆しているか否かということになるが、これについては、保留しておいた(ハ)の②の訓海の私注が問題になってくる。そこで、この点について、あらためて補説しておきたい。

『太子伝玉林抄』二(ないし三)に引く「泉高文私記」に関する訓海の私注によると、「泉」は和泉国のことであり、「高」は行基の父である高氏のこと、つまりところ、その高氏の家の記を「泉高文私記」と称したというのである。訓海が、これを何によつて説いたかは分からないが、今のところ、これに矛盾して、これを否定すべき根拠は見出しえない。すなわち、訓海のこの私注は、かなり正鵠を得たものと認められるのである。

まず、井上光貞説のように泉をただ氏の名とみるのには無理があろう。たとえば、『玉葉』治承五年二月二十一日条の「泉冠者<sup>名不知</sup>」のように、泉は、この場合、地域名にかかわる通称とみるのがむしろ一般的ではないか。つぎに、高氏とすることについてはあるが、たしかに、行基の「舍利瓶記」によると、行基の父子関係を「俗姓高志氏、厥考諱才智、字智法君之長子也、本出於百済王子王爾之後焉」と述べており、訓海の高氏説は高志氏説のことと読みかえることができる。なお、『続日本紀』天平勝宝三年二月丁酉条の行基遷化伝にも、「俗姓高志氏、和泉国人也」とあるとおりである。ただ、以上の早い段階の記録にはカバネを欠くことが多く、どのような高志氏なのか、またそれが氏司二千石泉高父(文)宿禰とよく合致するのかがどうかについては、もう少し考慮がくわえられなければなるまい。

### 行基の父系高志氏

そこで、行基の俗姓および父のことに触れた主な例をあげてみよう(『行基年譜』を除く)。

- (a) 高志氏。父の諱は才智、字は智法君。百済王子王爾の後(舍利瓶記)。
- (b) 高志氏。和泉国人(統紀遷化伝)。
- (c) 越史。越後国頸城郡人(日本靈異記中の七)。
- (d) 高志氏(高階氏とも)。和泉国大鳥郡人(三宝絵中)。
- (e) 高志氏(高氏とも)。和泉国大鳥郡人(日本往生極楽記)。
- (f) 高志氏。和泉国大鳥郡人(大日本国法華経験記上)。
- (g) 父は高志史羊又云佐陀智。百済王胤。行基俗名は史首。和泉国大鳥郡蜂田郷家原の村で託生(行基菩薩伝)。

(h) 百済の苗胤。和泉国大鳥郡蜂田郷家に託生（明匠略伝下）。

(i) 父は和泉国大鳥の郡住人、高志の宿禰貞知（行基大菩薩行状記）。

(j) 父は高志貞知。漢高帝の苗裔。河内国泉郡（のち別れて国）蜂田郷家原村に誕生。さらに、漢高祖六世の孫王狗↓百済へ↓二世孫王仁↓日本へ↓孫のうちの小子諱河浪古首↓子近江少掾正六位上武生宿禰真象↓子土佐守從五位下武生連國人↓数代末孫高志貞知↓子行基との系譜（竹林寺略録）。

(k) 父は高志佐陀知。河内国（今の和泉国）和泉峰田家原村に託生。さらに、王仁（呉徳博士）が河内国和泉郡に封戸（菜地）を受ける↓子孫は古市郡や大鳥郷に住む↓王仁の子強子首↓その子長子は宇尔子首、中子博浪子首、少子河浪子首↓少子の玄孫高志宿禰佐陀知、峰田家原村に住む↓行基との系譜（行基菩薩縁起図絵詞）。

以上によると、行基の活動期に、彼が百済王子王爾の後裔の高志氏を父とすることがすでに知られており、父の名は才智とされていたこともわかる（a）。しかし、その後、（c）は例外としても、十世紀末から十一世紀前半に至るまで、父の名や百済出自については特に注意されることなく、ただ高志氏を父系とした和泉国大鳥郡人であることが繰り返して伝えられていった（d）（e）（f）。ただ、そのなかにあつて、史姓の高志氏であつたらしいことが（c）で吐露され、また高志氏の知名度が低く、ために高階氏と混同されることもあつたらしいが（d）、高氏と称することもあつたことが注目される（e）（寛永九年板本）。

しかし、（g）以降になると、あたかも（a）に立ち戻つたかのように、行基の出自をめぐる言説がより具体化し、あらたな展開をみせるようになる。（g）や（i）の成立年時は不詳であるが、（g）が（i）に先行することは間違いなく、（g）と『行基年譜』とは緊密な参照関係にあり、（g）の方が先行しそうである。

そこで、言説の具体化の第一は、高志氏にカバネが付されるようになったことである。つまり、（g）は史とし、（i）と（k）は宿禰とする。これ以前、カバネについてはなぜか特記されることがなかったのに、（g）以降、史として宿禰のカバネが付されていくようになっていった。第二として、父の名が（g）で羊（佐陀智とも）、（i）と（j）で貞知、（k）で佐陀知といわれてくる。佐陀智・貞知・佐陀知とは、かつて（a）の才智の音をかりて再登場したものとみられるが、（g）の羊は特異である。羊をサダチあるいはサイチと読むわけはなく、この羊は別途の由来をもと。古く羊の名は少なくないが（平野邦雄監修・あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館、一九九九年所収の有富・稲川・北林各氏作成一覧表）、今留意されるのは、文永八年（一二二二）注記の『河内国西琳寺縁起』（大東急記念文庫蔵）に収められている宝元五年己未（斉明五年・六五九か）銘の金銅阿彌陀像光背文の中に、智識のこととして「復以子梅檀高首士師長兄高□□□□□□□□（連羊古首韓会古）首」との文章がみえることである。この部分の人名については、「（書）梅檀高首、士師長兄連、（書か）羊古首、（書か）韓会古首」と読まれるべきかと思われるが、西大寺蔵写本では「梅檀、高首士師長兄、高連羊古、首韓会古（首）」などと読んだようである（大阪府教育委員会『河内西琳寺の研究』一九五五年）。文意としては推し測りがたいが、いずれにせよ、高氏を想定して、「高連羊古」などの人物を構想したことはあり得た



のである。

(g)が高志史羊として、その名をわざわざ羊としたのは、以上の「高連羊古」(カバネは連となる)の想定に無関係であったとは思われない。そもそも、この造像銘文(縁起も含めて)には「高」が多用されており、「書」「文首」の登場と錯綜している。この「高」は「古」と同じく名の一部か愛称のようなものであるが、それをウジ名として読みかえた可能性はかなり高い。と言うのも、『新撰姓氏録』河内国・和泉国諸蕃の古志連(実際はすべて高志と表記される)は、文宿禰(忌寸)と同祖で王仁の後裔とされ、河内国では西琳寺所在の古市郡に集住していた。そして、西琳寺の檀越の中に、少なくとも奈良時代後半から武生氏がいたが、さきの(j)では、行基父系の高志氏は武生連(宿禰)の系譜と結びつけられており、(k)もその類とみられ、かつ古市郡のことが強調されている。

高志氏と武生氏や古市郡との関係を主張するのは、(j)(嘉元三年・一三〇五)や(k)(正和五年・一三二六)の段階であるが、実は、「高志史羊」をあらたに登場させた(g)の段階から、すでに高志史を高(連とか首)に読みかえ、河内国古市郡の西琳寺とその檀越である武生氏の系譜と高志氏とを結びつけて理解する歴史的記憶が発生していたようにみうけられる。そして、この発生に果たした西琳寺と同阿彌陀像光背銘の役割は大きいにちがいない。

さて、言説の具体化の第三は、(a)に復古させて、行基の父系を百済の王胤に求めるようになったことである。それは(g)(h)にみられるが、(j)では百済出自をさらに遡らせて、中国漢高帝(祖)の子孫とする。しかし、第四として、出自の遡及や拡大化と反比例するかのようになり、国内での今度は母系にかかわる具体的な出生場所が大鳥郡峰(峰とも)田郷の家もしくは家原村の極地へと凝集されていくようになった。(g)以下、(i)を除くすべて)。あわせて、国内での父系譜も武生氏などと結びついて複雑化し、細分化していくのである。

では、以上の中で、安元元年(一一七五)に氏司二千石泉高父宿禰なる人物が撰出した『行基年譜』は、どのような位置を歴史的記憶上しめるのであろうか。

まず、『行基年譜』の「所謂貴種善種也」以下の末尾部分が注目される。この部分は、撰者のなまの文として読むことができるが、ここでは「王仁者、漢之文人也」とし、その「貴種」が欽明朝の「能地」をもつて「善種」として展開していく。「本縁」を追跡しようとしたのだと述懐している。「私馳本縁、卿公誰知」とは、ほとんど知られていない、記憶されていないその「本縁」を掘りおこして文章化しようとした企図をのぞかせているわけであるが、同時に、その文章化の能力を当時の高い文化人に対して恥じおそれる卑下と謙虚さに満ちあふれてもいる、それは、撰者の単なる修飾辞ともとれるが、当時広く認知された文才の氏族や一員でないことを吐露しているとみた方がよからう。

言うまでもなく、撰者は行基を王仁の後裔とみていることになる。そして、「高志者貞知者、漢朝為貴種、日域為善積矣、但王胤雖貴、他州客為民、賤家雖疎、極位人已貴矣」との切実な思いを語っていくが、ここで、漢朝の王胤・貴種である文人王仁の子孫、つまり「高志者貞知者」が日本(日域・他州)においては、ただ「客」「民」として扱われ、逆に賤家でも位人臣をきわめて貴種然としている矛盾を鋭くあばいて、その不遇と不満を訴える一方で、その本来の貴種が日本で実は善種として展開した足跡、つまり「本縁」を「私」に馳おうとし、それを記述して

人々の記憶をよびさまそうというのである。

この中の「高志者貞知者」とは、志を高くする者は知を貞す者なり、というような意味を述べようとしたのかもしれないが、その意味も含んで、つまり、漢朝の王胤・貴種の才を確認しながら、古く知られていた行基の父の人名をあらたに復活させた表現と考えられる。それは、既述のように、(g)以降に顕著で、(i)(j)は明確に高志(宿禰)貞知と表記するのである。場合によっては、「高志者貞知」とは「高志史貞知」の誤写である可能性もなきとしない。いずれにせよ、この『行基年譜』が、漢朝の王胤・貴種たる王仁↓高志(史か)貞知と表現される行基の父という系譜を自覚していたことは確かであり、そのけつして著名でない「本縁」を「私」にさぐり、「独憶聖」とする「宿志」を抱く撰者になると、やはり、王仁↓高志(史か)貞知↓行基という系譜をみずから負うとする者以外にだれがいようか。つまり、俗姓高志氏であり、場合によつては、(g)に等しく、あるいは(g)にならつて高志史の系譜を自認する者である。

そこで、つぎに(k)の「行基菩薩縁起図絵詞」に引かれた「安元記録」が留意される。これについては、堀池春峰説をうけた吉田靖雄氏が、すでに『行基年譜』の逸文とみて検討を加えられたが(同『日本古代の菩薩と民衆』吉川弘文館、一九八八年)、その記事は左記のようなものである。

漢ノ高祖有リ皇子八男、則チ惠帝文帝為皇胤正統、継キ玉ヲ漢鴻業ニ、其余皆ナ准諸侯ノ位ニ、王蕃国、爰ニ如ク菩薩ノ縁起ニ云フ者ハ、高帝ノ後  
變王也云々、變王説未詳、蓋高祖世子斉王肥子孫歟、變皇子曰王鳥、々々子曰王馬、々々子曰王牛、々々子有二子、長曰王虎、次曰王狗、々々  
子曰王鬻、々々子曰王仁巴上見女、元記録

この「安元記録」は、現行の『行基年譜』の欠損箇所(首部に近いはず)に記述されていたものとみられ、さきにもみた末尾の漢朝王胤・貴種説と基本的に合致する。(j)と似たところもあつて、(j)の由来を推し測る術にもなるが、『行基年譜』と近い関係にあると思われる(g)の『行基菩薩伝』には、実は漢朝王胤・貴種説は登場していない。しかし、さきの「安元記録」は「菩薩縁起」なるものを採用しつつ漢朝王胤・貴種説を述べていたのであつて、『行基年譜』に先行する「菩薩縁起」なるものが、すでに漢朝王胤・貴種説を唱えていたことになる。この「菩薩縁起」というのは、かの「絵詞」と対をなす「絵伝」巻上に「菩薩祖宗篇」として色紙型に描かれている中で記された「菩薩流記」に等しいものとみられるが、この「菩薩縁起(流記とも)」は、かの『行基菩薩伝』とは別のものであつた。

しかし、ここで刮目されるのは、『続日本紀』延暦十年四月戊戌条にみえる文忌寸最弟と武生連真象らの上表である。それは、東西の文忌寸のうち、東文忌寸(直)がすでにござつて宿禰にのぼつたのに、我ら西文忌寸(首)はなお忌寸にとどまつたままである不合理を強く訴えて、宿禰を申請するというものであつた。ここに、東文氏におくれをとりつつ、それとの対抗意識にもえる西文氏系の発言を読みとることができ、これをもちつて、西の文宿禰と武生宿禰が誕生した。しかも、この時、彼らが主張した系譜は、漢高帝↓鬻↓王狗(百濟へ)↓王仁(日本へ)↓というものであつた。この系譜こそ、『行基年譜』(安元記録)とそれに先行する「菩薩縁起(流記とも)」が唱える漢朝王胤・貴種説の淵源をなすものにほかならない(「鬻」と「變」は混同しやすい)。

この系譜説は、さらに(j)(k)へと展開する。(j)において、まさに武生宿禰真象が登場し(武生連國人は、『続日本紀』天平神護元年十二月辛卯条において馬<sup>ハ</sup>登から武生連に改姓されたと伝えられる)、(k)では、古市郡が登場し、かつ「河内博士」の系譜が特筆されていく。また、(k)では、王仁の子孫を宇尔子首、博浪子首、河浪子首に分け、高志宿禰こと行基を河浪子首の系統とするが、『新撰姓氏録』左京諸蕃上は、漢高皇帝の後の鸞王に出自する文宿禰、宇爾古首の後の文忌寸(文宿禰と同祖)、王仁の孫の阿浪古(河浪古とも)首の後の武生宿禰(文宿禰と同祖)、阿浪古(河浪古とも)首の後の桜野首(武生宿禰と同祖)らを掲載していた。すなわち、(k)は『新撰姓氏録』をも想起しながら、文宿禰や武生宿禰と高志宿禰との関係をさらに緊密化させ、再編整理してみせたのである。

このようにみえてくると、少なくとも八世紀末以降、十四世紀初頭に至るまで、行基の父系高志氏をめぐってひとつの大きな運動が歴史の基底で展開していたことが見通せる。それは、すでに八世紀末において、東文氏系の隆盛におくれをとり、それとの競争心にもえる西文氏系が、漢高帝を始祖とする百濟經由の王仁後裔であることを誇張し、とくにその中心に立ったのは河内国古市郡(西琳寺所在)旧貫の文忌寸(もと首)や武生連(もと馬<sup>ハ</sup>登・史)らであり、彼らはそろって宿禰を獲得した。この漢朝王胤・貴種説の誇負と現実との矛盾した処遇は、「菩薩縁起(流記とも)」「とこれにつづく『行基年譜』の段階に至るまで、十分に蓄積されていったものと思われる。『行基菩薩伝』も、一面でこれに参与したとみてよい。

### 高志氏の展開

行基の父系高志氏は、このような西(河内)系の文宿禰や武生宿禰らと生活文化上からも、系譜認識上からも、一環した歴史を歩んできたものとみられる。すでに一部触れたように、『新撰姓氏録』には、古氏(未定雑姓、右京・和泉国)を保留するとして、高志連(左京神別上・大和国神別)、高志壬生連(右京神別上)、古志連(河内国・和泉国諸蕃)らが記載されており、高志と表記する氏は大伴室屋大連系として、大和国を本貫とするとされるのに対して、古志と表記する氏は文宿禰と同祖で王仁の後裔とされ、河内・和泉両国を本貫とすると伝えられていた。ただ、古志の表記は実際には知られていない。

『続日本紀』天平神護二年十二月乙酉条は、和泉国の高志 登若子磨ら五十三人に高志連を賜姓したという。これは、恵美押勝の乱の功勞に連動した結果であった(同天平宝字八年十月庚午条)。ここに、和泉方面の高志<sup>ハ</sup>登がまとまっつてはじめて高志連へと改姓したことになるが、この改姓が、ほぼ同時期になされた馬<sup>ハ</sup>登↓武生連と類似した動きであったことは記憶に残るところである。いずれも、<sup>ハ</sup>登(史)から連になっただのである。

逆に、和泉方面の高志連は、もと高志<sup>ハ</sup>登(史)であったことが知れる。たしかに、大野寺土塔の人名瓦には「高志史」(森浩一「大野寺の土塔と人名瓦について」『文化史学』一三、一九五七年)、「高史」(大阪府立泉北考古資料館『記された世界』、一九八四年)、「高史家恩

（思）」（大野寺蔵）などと刻されたものが伝えられている。これらには、なお釈読を含めて疑義の残るものもあるが、高志史（高史とも）の存在の一端をうかがわせてはいよう（『新撰姓氏録』左京諸蕃下などは、別系譜の高句麗出自とされる高史を掲示する）。また、天平十一年段階の施薬院官人に高志史広道がいるが（『大日本古文书』二の一八〇）、のち天平勝宝五年段階の常陸国の史生として彼は貢調布二枚にその名を残した。そこには、高志史広道とも高志広道とも書かれていて、史のカバネを省略することもあった（松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』吉川弘文館、一九七八年）。この広道も、大野寺土塔瓦にその名を残した高志史や、和泉方面の高志カバネ登（史）若子鷹らと同系氏族の一員であったと思われる（天平勝宝九歳に、首・史をカバネ登に改姓し、宝亀元年にもとへ戻す。『続日本紀』宝亀元年九月壬戌条）。

行基の父系高志氏とは、従って、高志史（あるいは高史とも記すか。また、史のカバネを省略することもある）であり、天平勝宝九歳にカバネ登のカバネ表記にかわり、その後、多くは天平神護二年末に高志連への改姓が認められたことになる。しかし、なお高志カバネ登のまま残った人々もいた可能性があり、彼らは宝亀元年に再び高志史に戻ったことが考えられるが、『新撰姓氏録』にはもはやその登録はみられない。だが、『新撰姓氏録』が河内・和泉両国を本貫とする王仁の後裔（文宿禰と同祖）とした古志連こそ、この史系の、天平神護二年末にはじめて改姓された高志連をさすのであろう。『新撰姓氏録』がことさらに古志連と表記するのは、天平神護二年以前からの高志連（大和方面を本貫とし、大伴連系）と区別する意味があつたとも、史系のそれをコシと呼称したことに由来するとも考えられるのである。

ところが、この二系統の高志連は、天平神護二年以降、ともに同じ氏姓表記になったため、その区別がつけにくくなった。その上、天平神護二年以前から、すでに高志史（古志連系）と高志連（大伴連系）とは生活圏を共有していたか、隣接させていた可能性さえある。たとえば、『続日本紀』養老七年正月丙子条にみえる高志連恵我麻呂は、明らかに大伴連系の者であるが、恵我（河内国志紀・古市両郡あたり。及び恵我川こと石川流域）の地にかかわる人物であつた可能性があろう。また、天平勝宝四年段階に讃岐国目であつた高志連倭麿（松嶋順正編前掲書）は、やがて摂津職少進になり（『大日本古文书』五の七〇二・七〇四）、さらに、讃岐国多度郡と摂津国豊島郡佐伯村の地を西大寺に寄進している（『西大寺資財流記帳』）。この施入は、彼の官人経歴の結実でもあろうが、摂津泉地域周辺にその活動舞台があつたことは注目される。それは、大伴連の勢力圏と無関係ではないかもしれないが、とにかく、二系統の高志連には早くから地域活動上で重なるところがみうけられるのである。

しかも、古志連の表記ともからんで、コシなのか、タカシなのかはいささか複雑な問題である。たとえば、越後国に高志公（『西大寺資財流記帳』など）や、新潟県八幡林遺跡や下ノ西遺跡出土の木簡にみえる「高志郡」「高志君」および「越志」（『木簡研究』一三・二〇など）、また八幡林遺跡出土の墨書土器にみえる「古志」（『同報告書三など』）などは、越ないし越後国古志郡との関連からして、いずれもコシと言ったにちがいない。また、京都市小倉町別当町遺跡出土の無文銀銭に「高志□」と刻字されているのも、第三文字を「君」と読めば、さきの例に准じてコシ＝高志（古志、越志）とならう。

ところが、高志はタカシとも言った。徳島市観音寺遺跡出土木簡に「高志五十戸」と書かれたものがあるが、これは阿波国名方西（名西）郡

の高足郷をさすとみられ(『木簡研究』二〇など)、タカシと古訓されている。よって、高志はコシともタカシとも言うことになって、古志の音と区別しにくいのである。ここに、行基の父系高志氏を越方面のコシと混同する必然性が十分に存在することになる。だが、古志連の表記などからも類推して、本来的には、王仁後裔の史系の高志連をコシとウジ名し、それ以前からの大伴連系の高志連をタカシとウジ名して区別することが古くあったのではないかと思われる。

その場合のタカシとは、あるいは、『日本書紀』持統三年八月丙申条の「河内国大鳥郡高脚海」、『万葉集』一〇六六の「高師の浜」、『日本書紀』上の五の「高脚浜」などにいう和泉国大鳥郡の高脚の海浜地名にかかわるのではないだろうか。と言うのも、後二者の例からみて、この海浜と大伴連系とのかわりが緊密であることが知れるからである。また、タカシの意味については、ここを「高磯」と書くことや(延喜二十二年付の「大鳥神社流記帳」)、あるいは「高渚」といわれたり(『行基年譜』『統日本紀』)、参河国渥美郡の高蘆郷を「高師」「たかし」「高足」などと表したこと(『和名抄』『更級日記』『いほぬし』『神鳳抄』など)などを参照すると、海浜地形の高さや植生物群の高さなどに起因しているように。いずれにせよ、もし、大伴連系の高志(タカシ)連が大鳥郡の(高脚(タカシ)の海浜にかかわるウジ名とすれば、史系の高志連は、本来コシ(古志)をウジ名としながらも、前者の影響をうけて、高志の表記とタカシの音へ変化させていき、天平神護二年以降になると、その区別は、表記や音において、ますますつけがたくなつていったのではないかと思われる。

そこで、これ以後、高志氏の人物で管見に及んだ者を、安元元年前後まであげてみると、左記のようになる(越方面の君姓系は除く)。

- (1) 大和国平群郡領の高志連継俊……貞観十二年(八七〇)四月二十三日付某郷長解写(『平安遺文』一の一四〇)。
- (2) 右兵衛尉高志秀香……『小右記』永祚元年(九八九)六月十二日条。
- (3) 近衛高志遠里……『小右記』長和五年(一〇二六)五月七日条。
- (4) 大和国高市郡周辺の在地住人・大判官代高志……承保三年(一〇七六)九月十日付大和国高市郡司刀禰等解案(『平安遺文』三の一三八)。
- (5) 東河内周辺の高志氏……寛治七年(一一〇九三)六月付大阪府泉南郡岬町興善寺藏釈迦如来像銘(『平安遺文』金石文一四三三)。
- (6) 和泉国和泉郡池田郷宮村宮里三坪内三段の保有・売却者・高志助吉……承德三年(一一〇九九)二月十八日付高志助吉売券(年不詳の酒人兼貞・珍光時論田勘注案『平安遺文』五の一七四一)。
- (7) 和泉権掾正六位上高志宿禰季友(明法道拳)……長治元年(一一〇四)は不任、同二年(一一〇五)に任(『大間成文抄』三の四道(紀伝・明経・明法・算)拳)。
- (8) 東河内周辺の高志氏(5)に同じ)……保安元年(一一二〇)八月二十三日付前掲興善寺藏大日如来像銘(『平安遺文』金石文一九一)。

(9) 大和国平群郡平群郷字苜蒲谷田(山田)の先祖相伝者・僧清誉とその子高志国重ら兄弟……長承三年(一一三四)九月七日付高志某山田処分状(『平安遺文』九の三七〇一)。

(10) 金剛寺関係の高志の法師……建久三年(一一九二)□月二十八日付瑜伽師地論奥跋(『河内長野市史』二、『高石市史』二)。

(11) 和泉国大鳥郷の上村刀禰高志……建永元年(一一〇六)九月付和泉国大鳥社神人等解案(『高石市史』二)。

およそ以上の高志氏のうち、その依拠地が知れるのは、大和国平群郡(1)(9)、同国高市郡周辺(4)、そして和泉国大鳥・和泉両郡(6)(11)であるが、さらに(5)(8)は東河内周辺から和泉国日根郡にまで及ぶ生活圏が想定され、(7)は和泉国と関係が深い。また、(10)の金剛寺は和泉国と境する河内国錦部郡にあつて(河内長野市天野町)、門前の天野街道は和泉国大鳥郡に通じている。このような分布のしかたは、たしかに、『新撰姓氏録』が示した大和国神別の高志連(大伴連系)と河内・和泉国諸蕃の古志連(王仁系)との区別をよくあらわしているかのようなのであるが、たとえば、河内国に近い大和国平群郡の場合をどの系統にみるかなど、実際上の区別をつけるのは容易ではない。

一方、これら高志氏の社会的なありかたについては、政治的にも社会的にもけつして高い位置にないことが明らかである。いずれも、在地における中堅的な住人である場合が圧倒的であり、大和国平群郡(平群郷)では、少なくとも九世紀後半から一二世紀前半にかけて三〇〇年間近く在地の郡領層ないし土地伝領者であつた。その一族の結束もよく保たれていたようであり、九世紀前半には高志連と称し、のちには単に高志と称した。同国高市郡周辺においても類似の現象がみられるが、管見の限り、平群郡のような継続性は確認できない。和泉国周辺では、平群郡以上に在地でも継続性や結束が濃厚であり、やはり高志氏の群を抜いた生活圏であつたことは疑えない。

今、この和泉方面の場合を少し補説するならば、まず、正応二年(一一八九)一月二十九日付ともいわれる「国内(和泉国)神名帳」に、大鳥郡内の中高石社、高石太歳社、高石倉立社とともに古志本社前があげられているのが留意される。このうち、高石神社は式内社であり、『和泉国名所図絵』は「高志の祖、王仁を祭る」とするが、別に古志を表する神社がかつて存在したらしいことは、和泉国において、なお二系統の高志氏の区別と足跡を残していた可能性があり、次第にかつ圧倒的に古志系は高志系へと吸収されていったか、区別が曖昧化していったようにみうけられる。そして、さらに、さきを見通してみると、その高志さえ、高石などの表記に変化していくのである。

この見通しを、かりに『高石市史』二に準拠して試みてみるなら、高志と表記するウジ名はおよそ十三世紀までで(既掲の(11)以降、同中世編五五・六四・七〇・七一)、元徳二年(一一三三〇)十二月十六日付堀江秀清請文案(中世編九九)以降、高石とする者、「たかし」という者が増大し、あわせて高瀬(タカセ)も加わってくる。その際、いくつか注意しておきたいのは、第一に、高志から高石への変化である。今、既掲(11)(『高石市史』二の中世編三〇)の文書の村刀禰連署部分の写真(『高石市史』一の三七一頁)をみると、高志の志は、石や知の字とまぎらわしい。現に、「市史」活本では、「上村刀禰高知(志力)」「高石村刀禰殿来」としているが、ウジ名といい、村名といい、ともに高志としてもよいであろう。この点から言えば、高石の地名の初見史料とされる『日本書紀』垂仁三十五年九月条の「高石池」は、なお検討を要しよう。

しかし、いずれにせよ、高志から高石への変化は、志の字へのなじみのなさや、その出自意識の稀薄と混迷化や、隣接地の取石などの地名が何らかの影響を及ぼしてもいようが、志の字のくずし形のまぎらわしさが志から石への変化を加速する一因でもあったものと思われる。

注意点の第二として、貞和三年（一三四七）に亡くなった高野山学僧玄海の記録があげられる。その「宝性院玄海法印伝写」（前掲中世編一五六）によると、「高野山金剛峯寺学頭玄海、俗姓高志氏、王仁公末胤、行基菩薩遠甥也、於和泉国大鳥郡、弘法大師来臨之砌、行基菩薩遺訓之里誕生」とあり、すでにウジ名としての高志の表記が一般的には失われているにもかかわらず、なお「俗姓高志氏」とするのは、かつての行基伝の言説を固有に継承していく文化のありかたを物語っている。また、これと類似の形態であるが、第三として、『万葉集』で歌われた「高師の浜」が、その後ながく歌の中でそのままの表記をもつて基本的には反復されつづけたことも留意しておきたい。

では、この和泉方面の例も含めて、問題の高志氏はどうのような活動をおこなったのであろうか。ひとつは、言うまでもなく、それぞれの在りでの経営や行動の一端がうかがえるわけであるが、それは九世紀の大和国平群郡領として（1）、また、十一世紀の大和高市郡周辺の在地住人にして、国事を知る雑色人としての大判官代（『本朝世紀』天慶四年十一月条）につき、国衙機構に私的にくいこんでいた者もいた（4）（森公章「国書生に関する基礎的考察」笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下 吉川弘文館 一九九三年）。さらにくだって、十二世紀までには、和泉国大鳥郡の上村刀禰職を確保相伝する郷内最大級の土豪となり、それは国衙機構を支え、また逆にそれに依拠するものと同時に、摂関家所の大番保司・舍人を構成するものでもあった（11）（『高石市史』一三四二頁など）。

ついで、十世紀末から十一世紀初頭にかけては、兵衛や近衛の衛府官人を出している（2）（3）。しかし、これらがどこからの出身かは不明である。くだって、十二世紀初頭には、高志宿禰季友が明法道の挙によつて和泉権掾に任じられた（7）。これは、単なる明法道年挙（隔年）で某外官に任じられたにすぎないともみられるが、そもそも高志氏であることからして、和泉国が選ばれたには必然性がある。一方、明法道として、律令格式の修学と実践に関心が注がれ、国務行政への貢献とそこでの習得も期待されたにちがいない（桃裕行『上代学制の研究』目黒書店、一九四七年）。

また、ここにおいて、はじめて高志宿禰姓に接することができるが、たとえば『拾芥抄』中の姓戸録部が宿禰の中で「高志又連」をとりあげ、さらに連の中で「古志」をかかげていることからみても、この高志宿禰は高志連からの改姓によるものと思われる。ただ、この『拾芥抄』によると、古志連はそのまま連にとどまっていたかのようであり、そうであれば、史系の王仁後裔の古志連と、大伴連系の高志連・宿禰とが厳然と区別されたままであったことになる。しかし、度々くり返してきたように、古志の表記自体みられず、両系統の区別は容易につけがたい。おそらく、この『拾芥抄』は歴史的な変容過程を平面的にならべかえたのであって、実際には、古志連も高志連に解消され、そして高志宿禰へと改姓していったとみるべきであろう。ただ、その折、なお高志連として残った者もいたかもしれないが、もはやカバネにこだわることなく、その場合は無力カバネの高志を称するのが通例であり、除目などの特別儀式上の時に限って、また逆に、そのような時に参加できる者に限って、宿禰を自覚し、付載することがあったものとみたい。なお、連から宿禰への賜姓は、一応、九世紀末から十一世紀の間にかけてのことであつたらう。

さて、高志氏の活動の最後の特徴としてあげるべきは、出家者を出していることである(9)(10)。(9)の僧清誉については他に知られることがなく、(5)(8)の結縁については、東西河内から和泉国日根郡に及ぶ交通生活圏の存在と、真言密教化の流れを想定できるが、今とくに刮目したいのは(10)についてである。当該奥跋は「建久三年□廿八日、高志之法師尊靈、為往生極樂、書了」と記しているから、おそらく建久三年(一一九二)某月をさしてさかのぼらない頃に、高志氏出身ひいては高志方面出身の法師が死去したものとみられる。この瑜伽師地論が金剛寺に伝来する経由については、目下よく知るところではないが、高志ということ、また当時の所在地からして、この法師と金剛寺との関係は当初から緊密であったとみるのが自然であろう。

そもそも、金剛寺はまさにこの頃、和泉国大鳥郡の大和氏貞平の息である阿観上人によって再興された。彼は、「金剛寺文書」によると、保延二年(一一三六)に生まれて、幼少より高野山に入り、やがて金剛寺(の地)へ移って、承安二年(一一七二、一説にその前年)に御影供をはじめとおこない、治承二年には金堂を建立し、ついで養和元年(一一八一)に伝法会をはじめてひらいた。建久二年(一一九二)六月一日付で当寺の置文をしたため、承元元年(一二〇七)十一月十四日に入滅したという。出自の大和氏は、既掲(11)文書にみえる大鳥郷の野田村刀禰職を保有しており、まさに高志氏と同地域の連携的な結びつきを保っていた。また、既掲(8)造像銘において、その一族が高志氏らとの結縁に関与していた。以上のことからすると、(10)の高志の法師とは、大鳥郡(郷)の大和氏出身の阿観による金剛寺中興期の最中、やはり隣村出身の出家者として、その中興に参与した一人であったものと思われる。

### まとめと展望

ここで最後に、『行基年譜』を選出した氏司二千石泉高父宿禰について、一通りのまとめと展望を述べておきたい。

第一に、泉高父宿禰は和泉国の出身で、高志氏であることは訓海の推察どおりであろう。宿禰とするのも、高志宿禰だからにちがいない。この氏は、もと連であり、王仁後裔とする史系の古志連と、大伴連系の高志連とに大別されるなかで、基本的には前者に属する。同時に、行基の父系氏であった。しかし、実際に古志と表記するウジ名の例は残存せず、とりわけ奈良時代の後末期からは、両系統の区別がつけにくくなっていった。また、両系統とも、和泉国大鳥郡の地とのかかわりが等しく深かった可能性がある。いずれにせよ、この撰者は、行基の末裔であることを強く自認していた。

第二に、従って、泉とは国・地域としての和泉をさし、高とは、高志氏の唐風の略称名であり、宿禰とは高志宿禰のそれをさすことになるが、父とするのは不審である。父を含む名も他に見当たらず、当時、当該高志氏のある父子関係を踏まえて、その父の方という意味かとも思われる。しかし、他では、この父を文の字に書いているものがあり、たしかに、父と文とは混乱が生じやすい。かりに、これを文とすれば、泉高文となり、文を含む名は少くない。また、高文房という僧坊ないし僧名もあるが(『平安遺文』八の二九九七)、たとえば、泉高文の高文をそのまま



名とみるのは、今の場合、適切ではないと考える。高文なら、ウジ名のうちの一字たる高と、名の一字たる文とを唐風につづり合わせたものとならう。そして、高文(すぐれた文章)という漢語にもかけたのではないか。このように考えると、高父より高文の方が適切ではないかと思われる。

第三に、氏司二千石のうちの二千石とは、国司に代表される地方官をさそう。この点、和泉権掾になった高志宿禰季友の存在は注目されるが、彼が安元元年から建久七年以降にかけて生存していたとは考えにくく、季友という名から高文という略称漢語を導き出すことも難しい。よって、泉高文(父)宿禰が、この季友であることはあり得ないが、彼の子弟か近親者にあたる者であった可能性は高い。

ただ、管見の限り、当該期に季友以外で和泉国司はもとより他国の地方官に任じられた者も知りえない。それは、単なる史料の欠落によるものかもしれないが、一方で、国衙機構に何らかの形で組み込まれた職掌(名)についていたことも否定できない事実であり、それを二千石と故意に称した可能性がある。大和国高市郡の高志氏らもこの例に入るが、和泉国大鳥郷の上村刀禰高志氏こそ、その好例と言つてよい。すでに言及したように、この譜代相伝の村刀禰職は、一方で、摂関家の大番保司・舍人を構成し、国衙在庁や旧来の郷司らと緊張関係を保ちながら、『高石市史』二の中世編一六・一七・一八・一九・二〇など)、保司みずからの住宅を「国政所」と称して、京の摂関家政所と対比させていた(建仁二年(一一二〇)四月十五日付摂関家政所下文案、前掲市史二の中世編二七)。すると、二千石というのが、このような国政所の保司・村刀禰職を言う可能性もあろうか。もちろん、史料の欠落した(和泉)国司であつてもよい。

つぎに、氏司というの不明であるが、保司としての存在に留意するなら、摂関家政所の家司の一員という主張かもしれない。

第四に、以上のように推測可能な氏司二千石泉高文(父)宿禰が、なぜ『行基年譜』をあらわすに至つたのかということである。まず、行基後裔氏族として、在地経営などとの関連から、その自己証明や行財政策上の発言に迫られたのではないかとみられる。

時の国守は、承安二年(一一七二)に任命された伊勢平氏の信兼であつた(『玉葉』承安四年七月四日条、同二年十二月二十日条・同二年正月一日条参照)。彼は、治承四年(一一八〇)正月をもつてその任を一応終えるが(『山槐記』除目部類同年月二十八日条)、その後も実質的には国務に介入していたらしい(『玉葉』寿永二年十二月一日条、元暦元年七月八日条)。何と、八年以上に及ぶ。彼は、同時に九条兼実家の家人として仕えたいが、前任の摂関家家司でもあつた源季長とはやや異なり、平氏政権を支えもした。たとえば、中宮徳子の出産にあつては、並々ならぬ尽力をしている(『山槐記』治承二年八月二十日条、同年十月四日条、同三年正月六日条)。

『行基年譜』は、平氏政権の最盛期に、伊勢平氏の信兼を和泉国守に迎えた時にあらわされた。賤家が位人臣をきわめる矛盾をつよく突いたのは、このような国守、そして平氏政権への批判を陰にうたったものであろう。

実は、信兼の父盛兼も、久安五年(一一四九)末から保元元年(一一五六)までの八年以上にわたつて同国守の任にあつた(『本朝世紀』久安五年十二月三十日条、『兵範記』保元元年七月五日条、同年九月十七日条参照)。その後、平治元年(一一五九)末には、平清盛・重盛らが大鳥社に立ち寄つたといわれ(『平治物語』)、次第に和泉国への平氏の介入がみられたもようである。さかのぼつて、既掲(6)文書において、

高志助吉が平時光に土地を売却したという平氏の存在も留意される。

さきの和泉守平信兼は、在地の行財政に直接的な影響を及ぼしたふしがある。たとえば、長寛二年（一一六四）に九条兼実によつて立庄された春日社領春木庄（和泉郡池田郷）の預所になっている。これは、摂関家が信兼の強権を頼んだものとみられるが、衆徒や在地住人らの抵抗を招いた（『玉葉』承安四年七月四日条、正平二十三年七月付春木庄内本荘氏人等申状・『岸和田市史』六の中世編三三二）。ついで、信兼は久米田寺に介入したらしい。と言うのも、近世にくだる「泉州久米多寺隆池院由緒覚」（『岸和田市史』六の中世編四五二）のなかの「譲り手継系図」には、冒頭に信兼がかかげられており、これに源季長（信兼の前任国守）がつづき、ともに「建久年中、売之」とある。建久年中の売却というのは不審であるが、この「系図」が虚構でないことは、すでに『岸和田市史』一の三三六頁（同市、一九九六年）において傍証されている。すなわち、文治四年十二月付の摂関藤原兼実家政所下文（『鎌倉遺文』一の二〇二、久米田寺文書）の欠損部分を貝塚市妙願寺にある写し（写真が前掲市史に登載）で確認した結果、和泉国守信兼の時、久米田寺とその免田寄進・差配が信兼に帰し、程なく、源季長の所領伊勢国松山御厨とそれは交換され、やがて季長が九条御堂末寺として寄進した経緯が明らかになった。伊勢国飯高郡の松山御厨は、信兼の本貫圏にあり、実際には、松山御厨と久米田寺の経営とを信兼が存命中（元暦元年（一一八四）八月討死）、維持していたのであろう。

信兼が久米田寺に寄せた免田二十六町余は、和泉郡内の軽部郷、坂本郷、山直郷、八木郷、加守郷、木嶋郷植生村などに広く散在していたもようである（年月日不詳の久米多寺免田注文、宝治二年十二月五日付関東不知状、以上は久米田寺文書、『鎌倉遺文』十の三四、前掲市史六の中世編四二・四六）。この散在ぶりは、和泉郡の大半に及んでおり、同郡内の春木庄預所職保有とも連携して、国守信兼は、国衙所在郡郷の再編強化を急速に企て、あわせて、その紐帯に久米田寺を選んだことになる。

久米田寺は行基草創と伝えられるが、久米田寺（隆池院）側がそのことを主張した確実な初見は、弘安三年（一二八〇）四月付隆池院堂舎修復勧進牒（『鎌倉遺文』十八の三四九）である。しかし、この行基草創説は、これより遡つて生まれてははずであり、現に、『行基年譜』は、天平六年十一月二日に澄（隆か）池院（別名、久米多）を和泉国泉南郡下池田村に起したとする。また、久米多池（泉南郡丹比郡里）と久米多池溝（泉南郡）の設置も伝えている。ところが、久米田寺側の行基草創説は『行基年譜』と大いに異なり、天平十年の草創、春日神の鎮守などをうたう。これは、ただ草創説の系譜が異なっていたということではなく、そもそも、行基を絆とする現実社会上のしくみや認識に差異とすれ違いがあることを示唆している。すなわち、新興武力を背景にした和泉守信兼が国衙所在の和泉郡郷の再編強化を企て、それに大いなる貢献が久米田寺とその行基草創説に期待されたわけであるが、これに啓発されながらも、対抗し、競い合い、あるいは恐怖と危惧を抱き、果ては嫌悪の念さえもつて、大鳥郡郷の村々刀禰の連携と「国政所」意識を自覚発揮させ、当該地のみならず、さらに広範な「能地」に貴種としての善根を植えつけてきた伝統と功徳を、そしてこれからもそうでありつづけることを表明したのが『行基年譜』ではなかったか。

第五に、しかし、『行基年譜』の撰者は、新興国守の強権に立ち向かうのみでなく、同じ村刀禰や在庁官人・摂関家政所の官人らとの間にも、競合と緊張の関係があり、それが一方で『行基年譜』を生み出すことにもなったように考えられる。そもそも、高志氏は、東文氏集団に圧倒さ

れ、かつそれへの競争心を抱く西文氏（武生宿禰ら）の一員的な性格を歴史的に根強くもっていた。『行基年譜』は、まさにその一端を告白したのものになっているわけであるが、『行基年譜』の撰者の出自である高志氏が上村刀禰職を保有している時、同じ郷内の中村刀禰職を保有していたのは坂上氏であった（既掲（11）文書）。この坂上氏こそ、かつて西文氏集団が強烈な対抗意識をかきたせた東文氏らを率いる最大勢力にほかならない（『続日本紀』延暦四年六月癸酉条）。

右の坂上氏に関しては、式内社の坂上神社が大鳥郡にあり（もと平井村。蜂田郷か）、『新撰姓氏録』和泉国諸蕃（漢）によると、同祖である池辺直、火撫直、栗栖直らが国内に居た。まず、坂上氏は、既掲（5）金石文にその一族の結縁がみえ、池辺直については、古く敏達朝で高脚の浜に流着した楠木をもって造仏像を果たした池辺直氷田が知られている（『日本霊異記』上の五）。この氷田は、『日本書紀』欽明十四年五月戊辰条に記された溝辺直と同一人物をいう可能性がある。また、長元七年（一〇三四）に亡くなった覚超は和泉国の人で（『続本朝往生伝』など）、横山郷柚人の子とも（『横尾寺縁起』）、大鳥郡巨勢氏出自（『元亨釈書』四）とも語り伝えられたが、和泉市仏並町池辺家に伝えられた覚超自筆の「修善講式」から推し量るに、彼は池辺氏の出身であったと思われる（『和泉市史』一、同市、一九六五年。特論参照）、和泉郡（池田郷、ついで横山郷か）の巻尾山寺（横尾寺）を中心にして、当部内の強い連帯結縁をうたいつづけた。坂上氏の同族は、このような形で在地に連綿とつづいていたことになる。ただし、「国内神名帳」によると、池辺社は坂上社とともに大鳥郡にあったというが、信太坂上社は和泉郡とする。

以上の坂上氏や池辺氏の東文氏系集団と、西文氏系集団の一員を自認する行基後裔の高志氏とは、もちろん単純な対抗関係にあったわけではない。たとえば、高志宿禰が明法道拳によって和泉権掾になったことがあったが（既掲（7））、時に、坂上氏は中原氏とともに明法道の家として定立しつづけた（『山槐記』除目部類承安四年正月二十日条など、桃裕行『上代学制の研究』）。これは、高志氏が坂上氏の明法道に導かれ、かつ依存していた現象を物語っているようだが、また一方で、行財政を裁断する実践的技能を身につけようとするその競合意識を否定するものではない。

その際、第六として、『行基年譜』を通じて刮目されるのは、慶雲三年に係けて、和泉郡横山郷の横山が蜂田寺と四十九院の修理料に納入されたとする記述である。これについては、慶雲三年における一定の現象が反映されているらしいことは別に「特論」で詳述したが、一方、昔時のそのままが伝えられたわけでもなかった。当該地域は、今や池辺氏らを加えた横尾寺の結縁に支えられるかたわら、国守信兼を預所とする春木庄にも近く、かつ春木庄内に松尾寺（ひいては観音寺）の台頭もみられた（『平安遺文』八の三一六〇、『鎌倉遺文』二の三三三五）。このような池田郷（の山間部）の解体（横山・松尾各郷の分立化）と、紐帯となる寺院の中興、新興国守の強権、池辺氏ら東文氏系集団の活動などによって、現横山郷の横山の柚は錯綜した切り崩しと開発の現象を呈していたのではなからうか。『行基年譜』が、この柚を蜂田寺との関係で説くのはよいとしても、行基四十九院全体の修理料に集約させて語るのは、何とも尋常でない。それだけ、この柚地域が行基母系の総氏寺的な蜂田寺とのかかわりを古くから保っていたこと、そして同時に行基母系とその生誕への関心が並々ならぬものとして行基像をあらたに創出していたこと、その意味で、この柚地域は『行基年譜』の不可欠重大な構成要件であったことをまずもって物語っているよう。そもそも、この地域

(のちの横山庄内高世東畑字宗五作)の一面には高志氏の先祖相伝所領が存在していたのである(弘安十年四月三十日付高志宗重田地売券案、『河内長野市史』)。しかし逆に、その杣地域は『行基年譜』の期待に大きく背く現実にあつて、たとえば、すでに高志氏は旧池田郷から一部後退の傾向を示しており(既掲(6)文書)、また、横山のさきの高志氏相伝の地にしても既に春日社(春木庄)の介入を避けられない状況にあつた。だからこそ、『行基年譜』のような誇大な言説が生み出されたのである。

第七に、さきの坂上氏とならぶ中原氏らの摂関家政所官人ひいては在庁官人らとの関係も留意される。中原氏は、長和三年(二〇一四)十月十八日付宗岡光成解状案(河野家文書、『日本史研究』二〇七)によると、和泉郡(坂本・上泉両郷)での保證刀祢としてあらわれる。ついで、承安三年(一一七三)三月八日付の大番舎人らに発給した摂関家政所下文案(『平安遺文』七の二八一七)や、建仁二年(一一〇一)四月一日付の大番舎人らに発給した同下文案(『鎌倉遺文』三の六一)などでは、摂関家政所の案主や知家事などをとめていている。やがて、十三世紀になると、国衙在庁機構にも深く立ち入り(『鎌倉遺文』七の一六三・一七〇)、池田郷宮里庄の内に山林を先祖相伝して、それを松尾寺に売却した者もいる(『鎌倉遺文』一五の四〇三)。

この中原氏は、坂上氏とともに明法道の家として、その律令格式の技能を摂関家政所や在庁機構などで大いに活用実践した。そして、次第に在地勢力化していったわけであるが、高志氏も、この新来の官人教養集団に啓発され、誘導されることも少なくなかったはずであるが、それが故に逆に、在地の貴種・善種としての自己証明を促さなはずがない。このような関係は、さらに橋氏や惟宗氏らとの間にも生じたものとみられる(『高石市史』一の一三二頁)。

第八に、なぜ態々、二千石という唐風の代名詞を用いたのかということとかかわってくるが、まえに示唆しておいたように、この用語の使用者は三善氏に多い。高志氏とこの三善氏とは特に同祖関係はみられないが、まず、『新撰姓氏録』和泉国諸蕃(百濟)に三善宿禰と同祖の錦部連が登載されている。「国内神名帳」によると、大鳥郡に錦氏社が、和泉郡に錦大南社がそれぞれあったという。

この錦部連は、同じ『新撰姓氏録』右京諸蕃下や河内国諸蕃にみれる百濟王家出自の三善宿禰・錦部連と同系譜の集団であり、これらは本来、河内国錦部郡および同国若江郡錦部郷の地に依拠して、首・造・連となり、九世紀以降には三善宿禰へと改姓した。三善清行(彼の時、朝臣賜姓)は、まさにこの一族であり、別に主税や木工の技能者も少なくない(『続日本紀』天平神護元年十二月乙巳条、『日本書紀』天武十年四月庚戌条、同十二年九月丁未条、『大日本古文书』二十五の八三、同四の二二七、『日本三代実録』貞観九年四月二十五日甲午条、『大法師淨藏伝』など多数)。

一方、これらとは別に、漢系を自称する錦織村主があり(『新撰姓氏録』右京諸蕃上、山城国諸蕃)、これらは、河内国のみならず、山城国愛宕郡錦部郷の地や、近江国浅井郡錦部郷の地など北陸方面に進展していた(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇五の三一〇頁以下)。そして、村主↓宿禰を経て、三善朝臣改姓への道筋をたどった(貞元二年五月十日付太政官符、『類聚符宣抄』七)。

そこで、三善氏には二系統あると言われ、前者は百濟系で、右京四条二坊あたりに集住して、とくに文章道をよくし、後者は漢系を自認した

後次的な三善氏であり、左京三条三坊あたりに集住して、とくに算道をよくしたが、まえにみた二千石の語の使用系統は、清行を除いて後者の家系に傾斜している（所功「続類従未収本『三善氏系図』考」、『塙保己一記念論文集』 温故学会、一九七一年）。すると、二千石呼称へのこだわりは、算術の道にもとづくものとも考えられる。

しかし、三善氏の中で二千石の語を使用して広く知られるようになったのは、むしろ文章道系に位置付けられる清行であった。しかも、十一世紀後半からは、算道の三善氏も清行を特別視していることが明瞭であり、両系統の系図が錯綜してくるのも必然であった（所功前掲論文）。いわんや、十世紀後半の錦織村主・宿禰系じたいが、先行する三善朝臣と本源を同じくするという理由によって、いきなり三善朝臣への改姓を果たしていったのである（既掲貞元二年官符）。これは方便とも言えるが、実際には、あるいは一部意図的に、両系統の融合化がはかられたものとみられる。技能面でも、既述のように、早くから両系統に共通部分があった。

和泉方面の錦部連（三善氏と同祖）は、狭義には、百済系の三善清行を含む文章道系三善氏に属することになるが、三善氏としては、清行以来の文章・紀伝道を含みながらも、算道をもって台頭主流化し、氏を継承保全していったとみるのが妥当かと思う。とすれば、明法道を学ぶことのある高志氏は、同じ四道のうちの算道とも接することがありえようし、そもそも在庁・在地経営に算道も不可欠であった。また、古くから錦部氏と地縁的な結びつきがあり、高志氏が傾斜した金剛寺も河内国錦部郡に属し、治承四年（一一八〇）八月に金剛寺へ先祖相伝の所領を施入して、当寺の基盤に貢献した源貞弘は三善右馬允入道と呼ばれた（『金剛寺文書』『河内長野市史』）。以上のことからすれば、『行基年譜』の撰者が三善氏の文化に接して、二千石の語ほか唐風の自称を披露してみせた可能性はあろう。

第九に、当該の高志氏は、久米田寺、楨尾寺、松尾寺などの和泉国衙所在の和泉郡にある諸寺との関係は極めて稀薄であり、むしろその関係に否定的でさえある。このことは、大鳥郡の摂関家「国政所」を自認する固有性にもとづくところがあるかと思われ、古くさかのばれば、和泉郡地域のチヌに対して、大鳥郡地域（とくに海浜部）の高脚として区別されていたことにもつながってこよう。そして、この「国政所」を基点にして和泉国三郡を見通し、さらに広範な隣接国に及ぶ貴種・善種の「能地」における展開と維持と再編をうたつたところに、行基世界のあらたな創造がみられた。その具体的な要件は、行基母系の蜂田寺や家原寺をはじめとする四十九院と諸行財政上の設備施設に求められたが、さらにあらたに、金剛寺や高野山へとその行基世界は収斂していくか、昇化していく道筋が予想できる。なぜなら、高志氏は金剛寺や高野山に出家し（既掲（一〇）奥跋、および既掲玄海法印伝写）、その先祖相伝の地を金剛寺に施入することもおこなっている（既掲の高志宗重田地売券案）。右のことは、「絵詞」が高野山正智院に伝わっていること、内閣文庫蔵『大鳥大神宮并神鳳寺縁起帳』の中に「弘法大師曰」が含まれていることなどを考慮すると、さらに理解しやすい。とすれば、『行基年譜』（その表題目は不詳）自体、金剛寺や高野山に今なお伝来している可能性があるであろうか（東野治之氏によると、金剛寺現存の可能性は少ないとされる）。

第十に、晩年にあらわした「泉高文（父）私記」は、そのわずかな部分しか残っていないが、その部分に関して言えば、本元興寺と法隆寺・上宮王院を中心としている。一方、高志氏は大和国の高市郡と平群郡にも偏住していたが、あるいは、これらの高志氏の情報網や誘導にあらずか

って書かれたものなのであろうか。

また、この「私記」は、当然、『行基年譜』の延長線上でしたためられたはずである。あるいは、その大和国版なのか、行基世界のさらなる遡及版なのか、いずれにせよ、年代記的にして巡礼的、そして考証的な構成体は両者によく共通しており、必ずしも美文でないのも通底した要素である。ただし、「私記」の逸文が余りに稀少なので、十分な比較は困難と言わざるを得ない。

およそ以上をもって、『行基年譜』撰者の考察を終えるが、この『行基年譜』は、ただ行基の比較的よく出来た伝記史料というわけではなく、どこまでも、安元元年当時の「氏司二千石泉高父宿禰」の歴史的条件にもとづく発言大系であって、その歴史的条件と、行基をめぐる記録と記憶とのぶつかり合い、すり合わせによってはじめて構想され、細密具体化された言説であった。それだけに、撰者の考察は、そのまま『行基年譜』へのそれに等しく、また、『行基年譜』の正当な読解は、このような方向性なくして成り立ち得まい。そして、そこには、『行基年譜』を超えた、史料論の課題が横たわっているのでもある。

## IV 特 論

### 『行基年譜』と内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』

#### く行基集団登場の基盤によせてく

はじめに

『行基年譜』冒頭の「行基師」以下「今在両仏堂是也」までは、すでに森明彦氏が『高石市史』一（高石市、一九八九年）で言及されているように、内閣文庫蔵の『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』（以後、『縁起帳』と略称）の記述の一部に酷似している。私も、別途に内閣文庫の大鳥神社関係文書の調査をおこなったことがあり、奇しくも森明彦氏と同様に『縁起帳』に早くから注目していた。まず、その該当箇所を示せば以下のとおりである。

行基師・願勝師・利鏡師、三僧從蜂田來集大年松樹下、語諸刀祢云、率知識為太神將修功德、刀祢等具陳神辭、三僧僉喜、為太神、利鏡師為画師、造七仏薬師像今在障子七仏薬師像、依元寺堂披太神、依百嶋家南作借屋、造件仏、又太神収宿神殿内、慶雲三年（中略）、和銅元年歲次戊申正月十一日、転大領、十月、專掃大鳥連首磨家、成寺院、以大鳥連老人宿屋料、造備之、村作仏堂、遷七仏薬師像今在西仏堂是也、

これに関連した記事は、のち高野山正智院蔵の『行基菩薩縁起図絵詞』<sup>①</sup>（以後、『絵詞』と略称）の行基三十五歳（大宝二）条に配置されている。一方、『行基年譜』においても、行基三十七歳（慶雲元）条のまゝに配されており、『縁起帳』の該当箇所も「大宝年中」の記事にづくものであるから、大宝年中に係年されたものとみて大過あるまい。すると、『行基年譜』の冒頭欠落部分には、さらに『縁起帳』の「行基師」以前の箇所ないしその一部の記述内容が掲載されていたとみるのが自然である。『行基年譜』みずから、「今大鳥神宮寺神鳳寺是也」と付記しているのも、その証左のひとつとなる。

そこで、『縁起帳』の「行基師」につづく以前の「大宝年中」にかかわる記事をここに示しておく。

至大宝年中、社南近辺有夫妻二人、夫大鳥連首齋、即此里人、妻摂津国住吉郡津守宿祢伊良豆米古、爰伊良豆米古語夫云、吾母同姓常世古、嫁納曳坂本臣利金、作無量重罪、定知没惡趣歟、乞同宿屋掃清為堂、昼夜誓願、太神召祝大鳥連百嶋宣吉、首磨妻在我前側、不欲聞之、仏名日夜称讚、早禁止之、即百嶋聚刀祢并夫妻二人于野田榎本村、其告神辭、即伊良豆米古變比辭、以竄和堂田益弥誓願云、死命不惜、死而不止、

又半夜持、喚百嶋告命、見夫婦之所為、遂可果了、我入智識、其明後、同処、又聚諸人、具披神辞、受即欣悅、未經幾刻、

以上につづく「行基師」以下の『行基年譜』記事にみえる「野田村」「大神」「百嶋」「首麻呂」などの語は、『縁起帳』の「至大宝年中」以下の記述内容を踏まえないと何も理解できない。また、「未經幾刻」と「行基師」とが文脈上分断された形にもなつて、この点からも、『行基年譜』冒頭欠落部分には、やはり『縁起帳』の「至大宝年中」以下「未經幾刻」まで（「行基師」以前）の記述内容（その一部か抄出）がもとは存在していたと考えざるを得ない。

事実、『絵詞』でも以下のように記されている。

菩薩御行年三十五歳、大宝二年、大鳥連首麻呂之妻津守伊良豆米子也、依有宿願、社頭畔、欲安置仏像、初明神示凶、後明神告益、爰行基師・利鏡師、爾時光来也、而凶絵七仏薬師像、安置社檀前、設齋会、演供養、其儀甚微妙也、漸加修造、遷彼仏像、号神宮寺、今神鳳寺是也、

右の記事の存在は、かつて『行基年譜』においても大鳥連首麻呂の妻津守宿祢伊良豆米古の記述が『縁起帳』にならつて存在していたことを示唆しているよう。ただし、『縁起帳』の「行基師」以前の箇所には行基のことが一切みえない。『行基年譜』が「自卷至此闕」としているのは、あるいは単なる欠損などではなくて、ある段階で行基に無関係なところがあるとみなされて故意に削除されたことがあつたのかもしれない。

### 『縁起帳』の内容

では、『縁起帳』にならつた『行基年譜』冒頭の箇所はどこまで信頼に足るのであろうか。そこで、『縁起帳』自体の「至大宝年中」以降の記事の要点を順次あらためて示せば次のようになる。

- ① 大宝年中に、社南近辺に、大鳥連首斎（首磨・首麻呂のことか。この里「大鳥里か」人）と妻の津守宿祢伊良豆米古（撰津国住吉郡の出身）が住んでいた。
- ② 伊良豆米古は、わが母の罪を夫に語り、宿屋に堂をおこす。母は、同姓（津守宿祢）の常世古で、網曳（「納曳」と誤写）の坂本臣利金に嫁す（従つて、漁撈の殺生の罪をさす）。
- ③ 太神は祝大鳥連百嶋に託して、伊良豆米古が神前近くで日夜仏名を称していることを禁止させようとする。
- ④ 百嶋は刀祢と首磨・伊良豆米古の夫妻を野田榎本村（後掲の『流記帳』によると、社地の南限が野田村、北限が榎本村）に聚めて、太神の辞を告げる。
- ⑤ 伊良豆米古は太神の辞に従わず、ますます信心を深める。
- ⑥ 太神は再び百嶋に託して、ついに知識に入り、同処にあることを告げ、この神辞に諸人は欣悦する。



- ⑦ その後ほどなくして、行基・願勝・利鏡の三僧が蜂田里から大年松樹（『行基年譜』は野田村大歳松樹）の下に來集して、諸刀祢に語る。すなわち、知識を率いて太神のために功德を修せんと。
- ⑧ 刀祢らは、知識に入ることを告げた太神の辞（⑥）を披露する。これを聞いた三僧は大いに喜び、利鏡を画師として七仏薬師像をつくる。これは今、障子の七仏薬師像（障子絵）として存在する。
- ⑨ はじめ寺堂が太神に近かったので、百嶋の家の南に借家を作り、かの仏像を造った。また、太神を神殿の内に収宿した（この部分は意味がやや不明であるが、『行基年譜』では仏像を大神とともに神殿内におさめたようにもとれる。後文とのつながりはそれでもよいが、なお疑問）。
- ⑩ 慶雲三年に、奉幣使の正八位下菅生朝臣小村が神殿を明けて見て、仏具の隔異をさとし、これでは（仏神が近くにあること）大鳥連等が太神を滅ぼしてしまうのではないかと神祇官に報告した。
- ⑪ そこで、（神祇官においてか）、召使（太政官召使か）擬少領従八位大鳥床嶋が七国卜部を集めて（あるいは床嶋と七国卜部を召集して）太神の真意を問うことにした。すると、太神をかなしませることなく（「如不倉神」の「倉」は、うしなう・ほろぶ・かなしむ・いたむの意）、床嶋の頸（領のたとえか）を敬うようにとの神辞がくださった。ここに、床嶋は殺刑の罪をとどめられ（「宿」は停の意）、含咲して家に帰り、同族はみなよろこんだ。
- ⑫ 和銅元年正月十一日に、床嶋は大領（大鳥郡）に転じた。
- ⑬ 和銅元年十月に、大鳥連首磨の家をもって寺院となし、大鳥連老人の宿屋料をこれにあてて村に仏堂を作り、七仏薬師像をここに遷した。今は、西仏堂にある（この部分は意味がやや不明）。
- ⑭ 和銅四年九月十五日に、諸尋弁師が法華經を講説し、諸檀越らはこの日、功德稻を出加した。大領従八位上床嶋は三重塔の誓願をたてた（「峙」は、くはたつ・たてる・たつの意）。
- ⑮ その誓願を果たすことなく、床嶋は靈龜二年に死んだ。
- ⑯ 床嶋の承嫡胤子たる少領外従八位何理彼は、諸親族を率いて「加増十三重一」（十三重塔のことであろうが文意不明）。
- ⑰ 去る天平十二年三月十日辰時に、河内国志郡井於卿の人、置始連稻積を大工として、この塔を建てる。
- ⑱ 天平勝宝三年二月十三日の勅で定額寺となり、永く結經の三僧を太神の法宝に奉るべきこととする。

以上の内容が、つまるところ大鳥神社の神宮寺である神鳳寺の成立過程を神社とのかかわりのもとで述べたものになっていることはむしろ当然であり、その過程の中に行基のことが組み込まれているわけであって、けっして行基の事跡を軸にすえた記述ではない。

この大前提のもとで、一連の記述はいくつかの段落に分けることができる。第一段落は①～⑥であり、神宮寺確立以前の原初的な段階を内容とする。それは、とくに津守宿祢伊良豆米古という女性の信心と太神との軋轢をめぐって展開していく。時は、大宝年中とされている。第二段

落は⑦⑧ないし⑨であり、行基・願勝・利鏡の三僧登場と、大神のための七仏薬師像(障子絵)制作、そして神仏の安置関係が述べられている。

第三段落は⑨ないし⑩⑪であり、神殿の設定をめぐる神仏安置の関係について、神祇官と大鳥郡擬少領の大鳥床嶋との間で相争がみられ、きびしい罪状を問われた床嶋の免罪とむしろ勝利が述べられている。時は、慶雲三年とされる。これにつづく第四段落は⑫⑬であり、床嶋が大領にのぼり、その子孫が神宮寺こと神鳳寺を確立させていく段階となつて、記事のおわりを迎える。時は、和銅元年から天平勝宝三年までとなる。

以上、便宜的に四段落に分割してみた。しかし一方、史料(原典も含む)のありかたからみると、①②③と、④⑤⑥との二種に一応大別することができようか。つまり、第一④第三段落と第四段落との区別になる。その理由は、前者の紀年が「至大宝年中」「未經幾刻」「慶雲三年」となっているのに対して、後者では「和銅元年歲次戊申正月十一日」「十月」「同四年癸亥九月十五日」「靈龜二年歲次庚辰三月十日時」「天平勝宝三年二月十三日勅」などとあり、干支や「歲次」を加えたり、月日にまで及ぶのを原則としている一貫性がうかがえる。また、同じ床嶋についても、前者の⑪では「從八位」とし、後者の⑭では「從八位上」とする差異がみられ、神の表記も、前者では「太神」、後者では「大神」として異なっている。

このような差異からみて、第四段落⑫⑬は、紀年上かなり確かな記録にもとづいて、比較的整理された神宮寺成立史という性格をもつていることになる。そこではじめに、この第四段落から検討を加えて、全体に及びたい。

### 大鳥床嶋

第四段落冒頭の⑫は、和銅元年正月十一日のこととされる。この年月日は、実は和銅改元詔が出されたそれに全く一致しているが、なかでも、この時以前の大辟罪以下の赦が施行され、諸国の郡司に位一階が加えられるなどの措置が施されていることは注目される。このような改元詔発布にあわせて、赦免された床嶋が大領に転じたことはありえないことではないであろう。なお、同じく『続日本紀』によると、少しまえの慶雲四年七月壬子の元明天皇即位詔においても、この時以前の大辟罪以下の赦が断行されている。ト占の結果とはされているが、慶雲三年から和銅改元詔までの間に床嶋は「殺刑之罪」を停められたことになっており、この即位詔との関連を想定することも可能である。

一方、床嶋は擬少領にして召使であつたとされる。召使とは、『延喜式』に時折みえる中央官僚機構の末端部に位置した内分番クラスの下級職員であり②、太政官の外記局に直する雑任であつたといわれている。③『延喜式』式部省上の太政官召使条によると、散位(六位以下と推定)のうちで年三十九歳以下にして容儀ある者があてられて、その定員は十名で二分番制をとつていた。同太政官の召使任官条では、わずかながら、彼らには五畿内と志摩・伊豆・飛騨・佐渡・隠岐・淡路との十一カ国の主典(目)に任命される可能性がひらかれていた。

このような召使は、必ずしも後出の職ではなく、すでに『続日本紀』和銅四年十月甲子条勅に登場する。従つて、慶雲・和銅年間ころの床嶋が太政官召使であつても不都合はない。神護景雲四年に授津職の大属であつた大鳥連高国（『大日本古文書』五の七〇二・四など）も、あるいは召使からの地歩であつたかもしれないし、天平年間に皇后官職に向向していた散位寮無位の大鳥連千足（同二十四の十三）にしても、召使クラス候補たりえたであらう。

召使であつた床嶋の存在に可能性が高いとすれば、彼は、同時に大鳥郡の擬少領であり、かつ大領にのぼつたことになる。このような郡司層と中央官人（下級職員）との関係のありかたについては、早くは、下総国海上郡司層の従八位下（天平二十年ころ）他田日奉部直神護が養老二年から天平二十年ころの間、藤原朝臣麻呂の位分資人ついで中宮舎人をつとめて、郡大領につくことを希望した例がある（同三の一五〇、平城京二条大路木簡）。一方、『続日本紀』宝龜三年四月庚午条によると、天平三年に内蔵少属従八位上藏垣忌寸家麻呂が大和高市郡少領にあてられ、同十一年には大領に転じ、同時に外従八位下蚊屋忌寸子虫が少領になつたとある。

ここに、ふたつの地歩を知ることができる。神護の場合は、畿外郡司層からトネリ（資人・舎人）を経て郡領をめざすのであり、家麻呂の場合は、畿内の在地勢力化した渡来系集団が中央官僚機構の下級官人（職員）から郡領（少領など）につくことになる。床嶋の場合は、後者の地歩により近いことになるが、彼の場合、召使としての出仕と擬少領であることとのいずれが優先していたのかは問題である。しかし、今はしばらく保留しておきたい。

ただ、ここで注目したいのは天平勝宝六年十一月十一日段階に知牧事擬少領外従八位下吉野百嶋の存在が知られることである（『大日本古文書』四の三一）。彼は、大和国吉野郡の擬少領であつたと思われるが、とくに知牧事にあたつていた。単なる専当（主当）の一種にすぎないかもしれないが、やはり知牧事の能力と擬少領であつたことには密接な関連があつたものと考えられる。

そこで、延暦十六年十一月二十七日付の太政官符（『類聚三代格』七）に引かれた神龜五年四月二十三日付の格がさらに注目されてくる。その内容は左記のとおりである。

銓擬郡司、自今以後、転任少領擬大領關者、待有堪用新人、然後一時転擬、

この格の趣旨は、そのまま『延喜式』式部省上の郡司条に發展して「凡大領關處、以少領転任、以今擬者為少領、其大少領並關、先擬少領」といわれている。すなわち、格の要点は、少領を転任させて大領の關に擬す時には、有能な新人の登場を待つて、いつきに同時に転擬せよ（新擬少領と転擬大領を任）というわけである。『延喜式』もこれをうけて、有能な新人こと「堪用新人」のことを「今擬者」としているが、大少領が同時に欠けた場合は、少領を擬することをまず優先せよとの補記がみられる。

この一連の施策の特徴は、まず少領から大領に転じるコースがあること、ついで有能な少領が拔擢されること、しかも大少領の補任にとつて有能な少領の採用が優先し、かつ基点になること、そして、『延喜式』式部省上の同じ郡司条のなかにみえる「凡郡領之民、不得任主政主帳」を参照するなら、その少領は、主政・主帳の者がそのまま昇進するわけではなかつたこと、最後に「擬」とは「關」に対応した表現であつたこ

となどである。とくに、「擬」と「闕」の関係は、延暦十七年二月十五日付の太政官符（『類聚三代格』七）に「簡堪時務者、擬用闕処」とみえるとおりである。

以上の施策を踏まえると、さきの吉野百嶋は、少領の「闕」（大領への転任に連動することもある）に「擬」された有能な者であり、これは抜擢人事であつて、知牧事の能力がかわれ、かつ求められたものではなからうか。

では、床嶋の場合はどうか。彼の場合は神龜五年四月二十三日付の格以前のこととされているので、この格以降の施策をそのまま適用させるわけにはいかない。しかし、かの格文は、それ以前に少領から大領に転じる現実があつたことを否定しているわけではない。現に、さきの他田日奉部直神護解によると、大宝令制下の潤色を経たものではあるが、かつて父は少領から大領に転じたとされ、一方で、祖父は少領でおわり、兄はいきなり大領となり、自分もただちに大領につきたいと述べている。よつて、神龜五年以前においても、少領が大領になるコース、少領どまり、あるいはただちに大領となる等の多様な例があつたとみてよい。

しかし、神龜五年の格は、このうち少領から大領に転じるケースをとくに問題にしていることになる。そのわけは、さして能力のない少領がそのまま自動的に大領に転じるという弊害が生じていたためか、あるいは、転任後の少領が欠員のままになることがあつたためかと思われる。しかし、いずれにせよ、郡領のうちでも有能な少領を優先的に期待する神龜五年格の精神は、逆に有能な少領の乏しさ、ひいてはそれに連動して生まれる大領の資質の低下・不適合化という現実を危惧し、憂いたものであつたとみてよからう。別な観点から言えば、それだけ少領から大領への安易な転任が増えてきていたのでもあつた。

従つて、神龜五年格以前の床嶋の場合、彼が擬少領から大領に転じたとしても、それは充分ありえたことであつた。ただし、大領に転じたとすれば、その時、大領が何らかの理由で欠けた、あるいは欠けていたからでなければならぬ。そもそも、郡領は終身の任といわれるので、原則的にはその死亡によつて交替がおこなわれるはずである。すると、時あたかも和銅改元詔が出された時期の少しまえに偶然、前任の大領が老病などで亡くなったというのであろうか。もちろん、それもありえないことではないが、『続日本紀』和銅六年五月己巳条にみえる制にも注意しなければならぬ。この制こそ、郡領の終身制をうたつたものであるが、逆に、国司による郡領の致仕強要がかなり横行していたことを告げているのである。

今、床嶋が和銅改元詔の時にかけて大領に転じたとすれば、前任の大領を国司らが致仕させたことによる結果であつた可能性もあろう。そこで、あらためて和銅六年制と神龜五年格との関係を考慮してみると、まず、終身の任とみられていた郡領の解任や追放が和銅六年以前に国司らによつてかなり実践されていた。それは、あらたな国司行政と評制以来の郡領層の伝統や在地慣行との軋轢によるものであろう。しかし、和銅六年制によつて、郡領の終身制が確認され、国司らによる郡領の解任・追放がとよく戒められるようになってから、少領より大領へと能にかかわらず自動的に転任させる場合が加速化したのではなからうか。ここに、神龜五年格の出現の短期的な経由をみてとりた。

そうであれば、床嶋が擬少領から大領に転じたとされる時期は、神龜五年格が吐露する現実もさることながら、和銅六年制の背景をより優先

的にあてはめてみるべきであろう。すなわち、国司らによる郡領の任免介入がかなり横行していた最中にあたっていたということになる。その横行は、「不善国司、情有愛憎」という国司の私情にもとづくものであると和銅六年制は述べているが、国司行政上の理由に多くはよるものであろう。このことを踏まえるならば、床嶋の大領転任にしても、郡領内の慣行的な人事という局面よりも、国司らによる拔擢人事（前任大領の解任・追放を含む）という側面を考慮してよいように思われる。

床嶋が大領に転じたとされる時期は、多治比真人水守が河内国の国守であった。当時、大鳥郡は河内国に属しており、『続日本紀』によると、水守は慶雲四年五月乙巳条に河内国守任命記事がみえ、和銅元年三月丙午条にその任を石川朝臣石足と交替し、みずからは近江国守に転じたとある。その後、和銅二年九月己卯条において、水守は近江国守としての善政をたたえられたとする。この褒賞は、和銅元年三月に同時に任命された他の国守らにも及んでおり、とくに国司行政が期待された人事と時期であったことになる。よって、床嶋の大領転任は、河内国守多治比真人水守らの支持をうけたもの（善政）である可能性があろうか。

しかし、この問題は床嶋が召使にして擬少領であったということにも及んでくる。文脈によると、慶雲三年以前から召使にして擬少領であったかのように読みとれるが、果たして、召使と擬少領との関係をいかに整合的に理解することができるのであろうか。この点は、第三段落の⑩あたりに踏み込まなければならない問題であるが、それは第四段落とも当然関連することであるから、あらためて考えてみたい。

### 召使と郡領

まず、床嶋の位階が従八位（大領としては従八位上とされている）とみえ、外位でないことをそのまま認めてよいなら、郡領（大領は外従八位上、少領は外従八位下）に対応する位階というよりも、召使に呼応した位階であったと解されて、その意味では召使であることが擬少領に優先していたものと考えられる。

もつとも、外位であることを脱落（誤脱も含む）させた記述であると予想することもできる。しかし、同じ第四段落の中で、「外」（外位）の有無を示して区別した記述がみられる（⑭⑯）。また、この想定される時期に内位の郡領がいたことも事実であった。たとえば、『続日本紀』和銅二年六月乙巳条にみえる筑前国御笠郡大領正七位下宗形部堅牛（益城連に改姓）や同国嶋郡少領従七位上中臣部加比（中臣志斐連に改姓）、神龜元年十月壬寅条にみえる紀伊国名草郡少領正八位下大伴櫛津連子人、そして天平二年の瑜伽師地論奥書にみえる和泉監大鳥郡の従七位下大領勲十二等日下部首名麻呂（天理大学図書館蔵）、さらに既述の天平三年段階の大和高市郡少領（のち大領）のもと内蔵少属従八位上蔵垣忌寸家麻呂らをおげることができる。これら内位の郡領には筑前国を除いて畿内周辺の者が多いが、彼らは多く中央官僚機構の下級役人として出仕した経由をもつのであろう。また、改姓を含む姓からみて、中央豪族の末端につらなる者もいたようである。

従って、召使にして擬少領とされる床嶋が内位の従八位であったとしても特に矛盾はなく、のち大領従八位上と伝えられることを配慮すれば、

召使にして擬少領であつた時は従八位下であつたのだろうか。そして、この内位は召使として出仕したことにともづくものとみたい。また、ここに中央豪族とのかわりも想定できようか。なぜなら、『新撰姓氏録』和泉国皇別に「大鳥膳臣等」がみえ、文意がいささか不明確ではあるが、大鳥の氏ないし地が膳臣氏とかかわり、大彦命の後裔とする阿倍朝臣氏にもつらなるものと認識されていたもようである。しかし、一方、同和泉国神別には大鳥連が登載されており、これは天兒屋命を祖とする大中臣朝臣氏の一族であるとみられていた。大鳥神社との関係からすれば、床嶋は後者の大鳥連氏とみるのが一応は穩当であろうか。

さて、かの召使については、すでにその大要を述べておいたが、当該の文脈による限り、神祇官に（も）かかわって七国卜部をあるいは集め、そして卜占させることを遂行したことになる。文意にやや曖昧なところがあるが、今のところ神祇官に属する召使のことは知られていない。そこで、いささか後の史料ではあるが、『儀式』と『延喜式』とから召使の職掌に限った記事を抽出してみると次のようになる。

#### 『儀式』

- (1) 二月四日の祈年祭と六月・十二月各十一日の月次祭で、外記が史生・召使らを率いて登場し、大臣が召使を喚して式部省官人を呼び出す。
- (2) 二月・十一月上申の春日祭で、大臣が召使を喚して宮内省を呼び出す。
- (3) 二月上卯日と十一月子日の大原野祭で、大臣が召使を喚して宮内省を呼び出す。
- (4) 二月春日祭後の丑と十一月新嘗会前の丑の園并韓神祭で、大臣が召使を喚して治部省・左右馬寮・大藏省を呼び出す。
- (5) 四月・十一月上申の平野祭で、大臣が召使を喚して大藏省を呼び出す。
- (6) 十一月中寅日の鎮魂祭で、大臣が召使を喚して式部省・大藏省を呼び出す。
- (7) 天皇即位儀で、外弁の大臣が召使を喚して兵部省を呼び出す。
- (8) 元正朝賀儀で、閣外の大臣が召使を喚して兵部省を呼び出す。
- (9) 正月十七日の觀射儀で、四人の喚使が執幡者となる。
- (10) 二月上丁の釈奠講論儀で、大臣が召使を喚して式部省を呼び出す。
- (11) 内裏任官儀で、太政官が召使を差して式・兵兩省を喚す。
- (12) 二月十一日の列見成選主典已上儀で、太政官が召使を喚して式部・兵部の兩省を呼び出す。
- (13) 朝堂（座）儀で、大臣が召使を喚して大夫等（中納言以下）を呼び出す。
- (14) 四月十五日の授成選位記儀で、大臣が召使を喚して式部・兵部の兩省を呼び出す。
- (15) 太政官曹司片の叙任郡領儀で、大臣が召使を喚して式部省を呼び出す。

- (16) 十一月上旬の奉山陵幣儀で、参議以上（大臣が決定する使者）が召使を喚して治部省を呼び出す。
- (17) 太政官曹司庁の任出雲国造儀で、大臣が召使を喚して式部省を呼び出す。
- (18) 太政官曹司庁の任紀伊国造儀で、大臣が召使を喚して式部省を呼び出す。

### 『延喜式』

- (イ) 鎮魂祭の中寅日に、大臣が召使を喚して式部・治部・大蔵の各省を呼び出す（四時祭下、『儀式』の（6）に対応）。
- (ロ) 春日祭使に、少納言局の外記・史生、弁官局の史・史生・官掌らのもとで喚使が加わる（内蔵寮・大蔵省、『儀式』の（2）に関連）。
- (ハ) 朝堂座の儀で、大臣が召使を喚して大夫等（中納言以下）を呼び出す（式部上、『儀式』の（13）に対応）。
- (ニ) 太政官が省を召す時は、大臣が召使を遣す（式部上）。
- (ホ) 大射の儀で、召使四人が執旗となる（式部上、『儀式』の（9）に対応）。
- (ヘ) 釈奠の儀で、参議以上が着席したあと、召使が式部省を召す（式部下、『儀式』の（10）に対応）。
- (ト) 二月十一日の諸司長上成選人列見太政官の儀で、召使が式部省を召し、大臣が宣す（式部下、『儀式』の（12）に対応）。
- (チ) 十二月の奉幣諸陵及墓の儀で、参議以上が召使をして治部省を喚す（諸陵寮、『儀式』の（16）に対応）。
- (リ) 臨時の大祓日に、公卿・外記・史・史生・官掌について召使および祝詞らの座が設けられる（掃部寮）。

これらにみえる召使の職掌が、そのまま八世紀のはじめまで遡って、かつその後不変であったかどうかは確言できない。しかし、そこに何ほどの連続性を認めるとすれば、この召使は、まず主として太政官の大臣の命をうけて省官人らを呼び出すこと、つまり召（喚）し出す使者の役務を遂行していたことになる。ついで、神祇官とのかかわりについては、必ずしも直接的なものではないが、しばしば祭祀の場に加わっていることが留意される。

右のうち、関係する神祇祭祀は祈年祭、月次祭（以上『儀式』（1）、春日祭（『儀式』（2）、『延喜式』（ロ）、大原野祭（『儀式』（3））。園井韓神祭（『儀式』（4）、平野祭（『儀式』（5）、鎮魂祭（『儀式』（6）、『延喜式』（イ）、臨時大祓（『延喜式』（リ）である。このうち、八世紀のはじめまで遡りうるものとしては、祈年祭、月次祭、鎮魂祭、そして臨時大祓があり、これらに召使として床嶋が参加した可能性を想定してみることができよう。

一方、大鳥神社は『延喜式』の神名帳によると、月次・新嘗の両祭にあずかる名神の大社とされるが、もちろん、これに祈年祭を加えなければならぬ。この状態は、基本的には八世紀の前半までに遡るものであるが、召使ついで擬少領としての床嶋は、果たしてこのような神祇祭祀とどれほどのかかわりをもっていたと考えらるのであろうか。

## 慶雲三年の奉幣使

そこで次に、第三段落の⑩が注目されてくる。ここでは、慶雲三年に奉幣使が大鳥神社を訪れ、仏神混在のありかたを糺し、その結果、床嶋の殺刑問題が浮上してきたと伝えられており、文脈上は行基らとのかかわりが問われるところである。従って、その扱いかたには慎重を要するが、慶雲三年の奉幣ということについては検討に値するところがあるろう。

今、『続日本紀』によつて、慶雲三年の関連記事を示すと次のようになる。

- (a) 京畿・紀伊・因幡・参河・駿河等の国で疫病おこる。医薬を給い、仏寺と神社とを掃淨する(閏正月庚戌条)。
- (b) 新羅の調を伊勢神宮と七道諸社に奉る(閏正月戊午条)。
- (c) 天下の疫病のため、神祇に禱祈する(閏正月乙丑条)。
- (d) 河内・摂津・出雲・安芸・紀伊・讃岐・伊予の七国の飢のため、賑恤する(二月庚寅条)。
- (e) 甲斐・信濃・越中・但馬・土佐等の国十九社を祈年祭の幣帛の例に入れる(二月庚子条)。
- (f) 河内・出雲・備前・安芸・淡路・讃岐・伊予等の国の飢疫のため、賑恤する(四月壬寅条)。
- (g) 京畿の名山大川に雨を祈う(六月丙子条)。
- (h) 丹波・但馬二国の山災のため、幣帛を神祇に奉る(七月乙丑条)。
- (i) 六道および西海道の飢のため、賑恤などをおこなう(七月己巳条)。
- (j) 越前国の山災のため、部内の神に奉幣して救いをねがう(八月甲戌条)。
- (k) この年、天下諸国疫疾し、百姓多く死ぬ。はじめて土牛を作つて大働する。(是年条)。

以上によると、慶雲三年は河内国を含む広範な地域で飢疫が深刻化していたことがわかる。『続日本紀』によると、飢疫は二年ぐらいまえから続いており、慶雲二年には二十か国に及んだという(是年条)。しかし、河内国が大きな被災地となつたのは慶雲三年に及んでからであつた。

慶雲三年には、そのために、神祇などに祈ることが盛んにみられた。それに関する河内国固有の記事は残されていないが、この時、他の地域では使者が遣わされて部内の神に奉幣がおこなわれている(h)(j)など。また、畿外でまだ祈年祭の幣帛に預かつていない神(社)が、あらたにその例に加えられ、「神祇官記」(e)条)にその名が入れられてもいる。よつて、慶雲三年に勅使(菅生朝臣小村とする)が大鳥神(社)に派遣されて、飢疫などのために奉幣がなされた可能性は充分にあるであらう。一方、(e)から逆推して、畿内の大鳥神(社)は、この時すでに祈年祭の幣帛に預かる存在であつたとみて大過あるまい。さらに、翌年二月乙亥(六日)には諸国で臨時の大祓がおこなわれた(『続日本



紀』)。

およそ以上のことからして、慶雲三年に勅使が大鳥神(社)に派遣されて奉幣をおこなったという『縁起帳』第三段落の⑩の記事には、ある種の事実が含まれていたと考えられる。それは、まず、飢疫の蔓延に対処しようとしたものとみられるが、さらに、召使としての床嶋は、この頃、祈年祭や臨時大祓などの祭祀行事でその職務を遂行していた可能性が高いであろう。

しかし、『古語拾遺』は、大宝年中にはじめて「神祇之簿」「記文」「神祇官記」に相当)がつくられたが、それがよしきにつけ、あしきにつけ、天平年中に入ってようやく整えられたと述べている。このことは、慶雲三年段階の神祇祭祀がまだ流動的であり、さまざまな可能性や前史をはらんだものであったことを示唆しており、『縁起帳』の伝承も、一方で、その現実を吐露しているかもしれないのである。以下、この点を推考していきたい。

### 大鳥社の掃淨

はじめに、『縁起帳』の伝承によると、慶雲三年の勅使奉幣の祭に仏神の隔異いかんが問題になったという。『行基年譜』では、この部分の文意がいささか曖昧であるが、仏神が混在している(いた)こと、そして少なくとも大鳥神を神殿に収宿したか、神殿の整備がすすめられ、あるいは自覚されたことを示唆しているものと読みとれる。そして、この仏神の隔異問題は、床嶋ひいては大鳥連氏の存否や将来を左右する重大事件となったのである。

これについては、まず、勅使が神殿を開らき見たとされる。たしかに既掲(a)の『続日本紀』慶雲三年閏正月庚戌条によると、京畿および伊国(和泉地域に隣接)ほかの疫病に呼応して、医薬を給するとともに、「令掃淨諸仏寺并神社」とある。仏寺を対象とした掃淨は、すでに『日本書紀』朱鳥元年五月是月条や持統十一年六月辛巳条に先例がみえるが、神社の掃淨はこれが初見である。ここに、仏寺の掃淨に導かれながら、神社がこれに加えられたのである。

神殿を開らき見るとか、仏神の隔異が問題になったというのは、この掃淨行為の中で明らかになったり、実践されたりしたことではなかろうか。もしそうであれば、神殿の存在ないしそのありかたが問われてくる。

本来の神まつりには、常設の建造施設である神殿がなかった。文字資料の範囲でさかのぼれる神殿のたしかかな例は、『日本書紀』斉明五年是歳条の「命出雲国造關名、修嚴神之宮」であり、ここにいう「神之宮」は普通名詞の神宮のことであって、いわば建造物としての神殿をさす。一方、同条はさらに、狗が死人の手臂を「言屋社」に噛み置いたと伝えている。この場合の「社」は、いわば神宮・神殿とは区別される一定の領域空間(神域)にもとづく表現であろう。そうでないと、狗の行動は理解できないし、万一、そうでなければ、狗が自在に出入りできる「社」としての建造物を想定してみなければならぬ。

神殿の造営が広く施策として打ち出されてくるのは、やはり天武朝に入ってからであろう。なぜなら『日本書紀』天武十年正月己丑条に「詔畿内及諸國、修理天社地社神宮」とみえ、神域としての「社」に「神宮」(神殿)を常設建造させようとしたのである。

個別的には、天武十年を少しさかのぼった「賀茂神宮」の造立が伝えられている。すなわち、『年中行事抄』四月の賀茂祭事条に引かれた「右官史記」に「天武天皇六年二月、令山背國營賀茂神宮」とあるのである<sup>55</sup>。山背國を単位として造営されたのは問題であるが、その造営年紀自体を大きく疑う必要はあるまい。一方、天武十年正月己丑条の「修理」とは、既存の「神宮」の単なる修繕の意にもとれそうであるが、神祇令集解即位条の古記以下が説くように、修理は新造・新作の意味でもあった。従って、この場合の「修理」も、修繕を一部含むとしても、多く新造・新作が企図されたものであろう。

神殿造営計画の画期は、たしかに天武十年に一応求められるが、賀茂神殿の例が示唆するように、天武六年はやはり注目に値しよう。なぜなら、『日本書紀』天武六年五月己丑条に「勅、天社地社神稅者、三分之一、為擬供神、二分給神主」とあつて、ここに神稅の運用法が定められているからである。この運用法は、やがて神祇令神戶条の規定へと展開していき、神稅は「造神宮」と「供神調度」との二種に充てられるとす(大宝令も同じ)。あたかも、天武六年に規定された「供神」(三分の一)が「供神調度」に、同じく「給神主」(三分の一)が「造神宮」に相当することになる。

翻つて、天武六年の規定の仕方は、天平十九年の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に伝えられる布施の運用法によく似たところがある。すなわち、四分して、それぞれ「功德分」「食分」「衣分」「寺主分」に充てるというのである。ただ、別に「功德分」(講説など)、「食分衣分」(衆僧の衣食、学習)、「寺主分」(造寺修補、寺主用)として、實質的には三分法をとっている。このような法隆寺での運用規定は、やはり天武朝あたりか、少なくとも七世紀にさかのぼる所産であろう。

しかし、ここでさらに注目したいのは、法隆寺での「寺主分」が造寺等に充てられるということであり、このことは、「給神主」の神稅が「造神宮」に充てられることとよく呼応している。従つて、やはり、天武六年に定められた神稅のうちの三分の二は、それぞれの神主に給せられて、天社地社の神宮を造作(一部、修繕も含みうる)することを促したものと考えられる。これを踏まえて、天武十年の神殿(神宮)造営計画がはじめて可能になったのである。

賀茂社の神宮造立は、以上のような段階での具体例であつたとみられるが、とにかく、神宮造営の直接的な主導者は神主であつたことになる。ただ、さきの神祇令神戶条の古記問答によると、神祇官の権限がつよまり、神主の裁量は低下していったことがわかる。

果たして、大鳥神(社)が、天武六年から十年にかけての施策に呼応して、いわば神宮(神殿)を素早く建てたものかどうかは明らかでない。しかし、その造立に神主が深く関与していったことは確かであり、慶雲三年段階で床嶋がその重罪を問われたというのも、やはり、神主もしくはその立場にあつた大鳥連氏が、神殿やその社をめぐる運営の仕方を神祇官によつて追求されたことを示唆しているものと読みとれる。

その追求や糺弾の発端は、既述のとおり、慶雲三年の飢疫時に神社の掃淨をおこなつたことであつたとみて特に矛盾はない。その際、勅使が

神殿を開らき見たという伝承をそのまま信用するなら、すでにこの時、神殿が存在していたことになる。

ただ、神社の掃淨において、神殿の中が問題になったとする端的な例は他にない。たとえば、神龜二年七月に出された詔によると、「諸国神祇社内、多有穢臭、及放雜畜」という現実を指摘して、寺院とともにその清掃の必要性がうたえられており、その差配は国司に委ねられている（『続日本紀』神龜二年七月戊戌（十七日）条、『類聚三代格』一の同年月二十日付詔）。また、のち『続日本紀』宝龜七年四月己巳条勅や宝龜八年三月十日付太政官符（『類聚三代格』一）によれば、「諸社不修、人畜損穢」とか「神社損穢」とされて、その「掃淨神社」のことが主張されている。さらに、その掃淨検校は国司があたり、遂行には祝があたるとみられていた。

以上によると、掃淨で問題になったのは、とくに神殿の中そのものというよりも、社内における穢臭や放雜畜であり、いわば人畜の損穢であった。このことは、まえにみた「言屋社」における狗の動向ともよく呼応しており、神域としての「社」（この内に神殿があってもよい）が掃淨の対象とされたのである。

このような社は、「稍近神之所也」（『日本書紀』天武二年四月己巳条）といわれるところの極致であり、損穢の地から周囲十丈ばかりは隔離されてあるべきところともみられていた（『続日本紀』宝龜四年九月壬辰条）。垣をめぐらした「淨境」として、「百姓近家、朝夕穢臭」というところを避けてあるともいわれている（『常陸国風土記』久慈郡条）。

このようにみえてくると、勅使が大鳥神の神殿を開らき見たとされるのも、さらに広く「淨境」たるべき社の掃淨行為を優先して考えるべきであろう。もし、神殿を開らき見たとすれば、あくまで社そのものの掃淨の一環とみるのがよい。

その際、留意しておきたいのは神祇令供祭祀条とのかかわりである。この条は、神祇祭祀を所司長官（国司ら）が検校して、「勿使穢雜」というものであるが、その実際のな施行となると、さきに見たように神龜二年を待たなければならぬ。言いかえれば、慶雲三年段階では、社の祭祀も経営も、国司の介入度がまだ低く、いわば神主や周辺の百姓らの任意にまかせられていたことになる。逆に、勅使派遣という臨時ないし例外的な措置をとりながら、先駆的な社への神祇官介入を試みたのが慶雲三年段階でもあつて、その意味では、大鳥神の社（神殿を含むこともありうる）が、「淨境」であることを指摘され、自覚させられた画期として大いにふさわしい。

## 仏神の関係

『縁起帳』にしたがえば、慶雲三年段階の大鳥神（社および殿）の掃淨問題は仏神の混在にあると読める。果たして、これは事実であろうか。ところが、この仏神混在の文脈には分かりにくいところが多い。これを極めて分かりやすくしたのは、はじめに触れた『絵詞』である。それによると、大宝二年に、大鳥連首麻呂の妻である津守氏伊良豆米子が宿願あつて社頭畔に仏像を安置しようとした。はじめ、明神は凶を示したが、のち益を告げ、ここに行基師と利鏡師があらわれて、七仏薬師像を図絵し、社壇前に安置し、齋会供養などをさかんにおこなつた。その後、

修造を加え、仏像を遷して神宮寺と号し、これが今の神鳳寺である、と。

正和五年(二三一六)の成立とみられる『絵詞』は「菅原寺之本記」をもとにして、また「安元記録」(『行基年譜』のこと)や「日本書紀」などを参照しながらあらわされたものであるが、問題の箇所は人々に理解しやすいように焼き直されている。つまり、津守氏伊良豆米子の宿願(仏像の社頭安置)↓行基らの七仏薬師像図絵(社壇前安置供養)↓神宮寺へ遷像安置という単純な文脈である。

ところが、『行基年譜』にさかのぼると、内容は豊富で多岐にわたる。要点のみを示せば、行基ら三師が野田村にあらわれる↓利鏡師が七仏薬師像(障子)をつくる↓百島の家の南に借家をつくって、かの像をつくる(安置か)↓大神を収める(大神の殿に仏像を収めるか)↓和銅元年十月ころ、首麻呂の家を掃清して寺院となす↓かの仏像をそこに遷す(今は両か西仏堂、つまり神宮寺)という具合である。ただ、この文脈のはじめには欠落がある。

この『行基年譜』に先行する資料を含むとみられる『縁起帳』になると、さらに内容は豊富になり、錯綜している。そのあらましは既に述べたおいたので、今は別な観点で整理して検討を加えたい。

『縁起帳』の仏神混在関係の文脈は、およそ六項目に大別される。

- (一) 大宝年中に、津守宿称伊良豆米古(夫は大鳥連首麻呂とみられる)の称仏名と、祝大鳥連百嶋らの介入。
- (二) 行基ら三師の出現と、七仏薬師造像(障子)。
- (三) 百嶋の家の南に借家をつくり、かの仏像をつくり、又、太神を神殿内に収宿。
- (四) 慶雲三年に神殿がひらかれて、仏神混在が問題になる。
- (五) 和銅元年十月に、大鳥連首麻呂の家を寺院となす。
- (六) 村に仏堂をつくり、七仏薬師像(西仏堂)を遷す。

以上のうち、(二)(三)(四)の関係、ついで(五)(六)の関係が分かりにくい。前者の場合、かりに(二)の七仏薬師像を(三)の借家に安置したとしても、それは「以元寺堂披太神」、つまり、寺堂と太神が近すぎた(「披」はヨル、ソフ、ヒラク)という理由から、少し離れて借家をつくったと読め、同時に、太神を神殿に別に収宿したとあるにもかかわらず、(四)では、神殿内に仏神が共存しているように解せる。これは、明らかに矛盾した内容の接続である。要するに、(三)は一応の仏神分離を言い、(四)はこれをうけているにかかわらず、いわば仏神混在を言う。

ついで後者の場合、(五)の寺院と(六)の仏堂の関係が不明であるが、とにかくここで、神宮寺の一応の原初形態がととのったということなのであろう。

『行基年譜』も、その作成過程でこれらの矛盾に気付いたようであり、後者の場合は、(六)の村の仏堂のことを捨象して、(五)の首麻呂の家に寺院をなして、ここに仏像を遷して神宮寺にしたと分かりやすく改めている。前者の場合は、(三)の借家をつくることと、大神との扱い

の関係が不明で、(四)は「云云」とあつて省略されている。結局、矛盾は未解決のままである。あるいは、『縁起帳』(原本)の方が『行基年譜』より後に綴られたかもしれないが、少なくとも、その素材は『行基年譜』に先行しているもので、以上のように理解することは許されよう。では、これらの矛盾や分かりにくさをどのように理解したらよいかということになると、それは、本来、異なる資料や伝承をつなぎ合わせたからだと考えられる。そこで、次のように解することができようか。まず、(一)の結末は仏神の「同処」であるから、これは(四)につづきやすい。とすると逆に、「未經幾刻」という曖昧な接続ではじまる(二)と(三)は、(二)(四)とは別の由来をもつことになる。ついで、(五)は(四)の経過を一応経て、また文章上のつながりも特に不自然さはなく、ここにひとまず神宮寺への道筋がひらけたと述べたいようである。しかし、(六)の村の仏堂と七仏薬師像の遷置は、やはり(二)の同像を踏まえたものであろうから、(五)から(六)というよりも、(二)から(六)の文脈を考えてみた方がよい。

以上のような仮説が認められるなら、(a)グループとして(一)↓(四)↓(五)、(b)グループとして(二)↓(三)↓(六)という分野が成り立つ。このうち、(a)グループは、仏神混在の問題を内包し、かつ七仏薬師像や行基ら三師のことが含まれていず、一貫して大鳥連首麻呂と妻の津守宿祢伊良豆米古の信心(とくに妻の方)が主題となる。逆に(b)グループは、七仏薬師像と行基ら三師の活動が主眼で、また仏神の分離への配慮がみられる。そして、『行基年譜』は(b)グループに依存してつくられているが、原資料が元来(a)(b)両グループから成り立っているもので、それを腐心しつつ継承しようとしていたとみられる。

一方、大鳥神社関係の他の縁起類をここで参照しておきたい。まず、斉衡二年(八五五)八月一八日付の『大鳥五社大明神并神鳳寺縁起帳』(大鳥神社蔵、『堺市史』続編四、成立年不詳)は、慶雲三年の勅使菅生朝臣小村の奉幣については記すものの、基本的に(a)グループをより発展させて記載するが、仏神関係の文脈は一切みられず、すべて天平十二年の寺塔建立(『縁起帳』によるらしい)に係けている。よって、文意そのものは解しやすい。

ついで、やはり成立年不詳の『和泉州大鳥五社大明神并府中惣社八幡宮縁起帳』(内閣文庫蔵、『高石市史』二、鎌倉末期と推定されている)も、(a)グループについては一切記さず、(b)グループのみを、仏神関係を除いて、抄出展開させている。とくに天平十二年に係けているわけではないが、その記事の直前においてはいる。

以上のような後の大鳥神社関係の縁起からは、ことごとく(a)グループが欠落していき、(b)グループのみが形をかえて残るが、それもはや仏神関係に何の配慮も示していない。その意味からすれば、『縁起帳』に付された「弘法大師曰」の伝承((b)グループの密教的発展)が主流化したと言えよう。

しかし、これを逆に言えば、『縁起帳』の(a)(b)両グループの存在は後に他に例をみない孤立したものであり、のちの机上の虚構とも思えない以上、きわめて貴重な資料として評価できる。そこで、以下、(a)グループについて検討を加えたい。

## 津守宿祢伊良豆米古

まず、その根幹をなす津守宿祢伊良豆米古をめぐる親族・婚姻関係を图示すれば、次のように一応なる。

和泉国大鳥郡大鳥里大鳥連首齋

津守宿祢常世古 — 摂津国住吉郡津守宿祢伊良豆米古

納曳坂本臣利金

右の系図には、やや不可解なところがある。常世古と伊良豆米古とが母子関係にあることはよいとしても、伊良豆米古の父が坂本臣利金であるかどうかは必ずしも明らかでない。戸籍上は、父の姓を子が継承するわけであるから、利金が伊良豆米古の実父であるなら、伊良豆米古は坂本臣姓でなければならぬからである。従つて、伊良豆米古を生んだあと常世古が利金と再婚した場合も考えられ、その場合の伊良豆米古の実父は、やはり津守宿祢姓であつたということにならう。

しかし、このような系図上の問題点は、必ずしもこの記事の全面的な虚構性を証すものではない。まず、具体的な人物の姓名が登場することは貴重であり、その名から注目していききたい。

とくに女性の古型（末尾に「古」がくる）の名は、のちにくだる創作とは考えにくい。この古型は、古くは男女共通であり、そのうち女性に限れば、阿麻古（丙寅年菩薩半跏像銘）、汗麻尾古（戊午年光背銘）など七世紀の例がある。『上宮記』下巻注（『聖徳太子平氏伝雜勘文』下三所収）にみえる刀自古郎女（『法王帝説』も同じ）、古氏古郎女（紀は「小手子」）、比里古女郎もこれに准じてよく、『上官聖徳法王帝説』にみえる馬屋古女王（『上宮記』は「馬屋女王」）、伊比古郎女（記は「飯女之子」）、須加豆古女王（記は「須加志呂古郎女」）もこれと同様である。とくに、古のつぎに郎女や女王などを付しているのは、男女の区別が古型ではつきにくいので、ことさらに施す必要があつたのであろう。船王後墓誌の安理故能刀自も、故古とみられる。

八世紀以降になると、『続日本紀』に藤原朝臣駿河古（天平勝宝元年四月朔条）、石上朝臣等能能古（神護景雲元年十月甲午条）、藤原朝臣夜志芳古（天応元年八月癸丑条）らがみえ、天平宝字三年六月庚戌条詔（宣命）には、古型というわけではないが、藤原伊良豆米（押勝の妻藤原袁比良女のこと）という表現が登場する。彼女は、藤原朝臣宇比良古とも呼ばれた（天平宝字六年六月庚午条）。

右の藤原伊良豆米とは、津守宿祢伊良豆米古の伊良豆米と音仮名表記が等しくて注目されるが、この伊良豆米は、名ではなく藤原郎女の謂で、ムスメとか夫人の尊称として日常的に使われたものである。一方、この藤原伊良豆米の名としては、女（禿）型が頻用されるが、古型もみえる。

『続日本紀』では、女(売)型が多く、子型が登場してきて、古型は少ないのが一般的であるが、藤原伊良豆米の場合、古型は薨伝に用いられている。それは、公式の表現なのか、より古い系譜とか葬儀(殯も含む)上の慣習に由来するところがあるのであろうか。

さらに、より一般の社会では八世紀にも古型が流布していた。たとえば、播磨国既多寺知識經の知識の中に佐伯直漢古優婆夷があり、行基集団とみられる大野寺土塔瓦の人名にも、百濟君刀自古、丹比在古、葛木刀自古、刀自古らが登場する(丹比在古の性別は不明)。また、光覺一切經の知識にも刀自古の名が多く、ほかに大羽古女、阿古女、白益古らの女性が確認できる。刀自子の名もあるが、この子型は少ない。

くだって九世紀以降のうち、九世紀前半では大刀自古(『平安遺文』一の三八・三九)、阿古刀自(同一の二八)がみえる。その後、十世紀初の戸籍と十一世紀初の戸籍とにややまとまって阿古売・阿古女(一の二九五・三〇三・三〇四、二の五六五・五六八・五七四・五八〇)、ひいては阿古町(二の五八二)があらわれ、同じく十一世紀初の文書に多阿古(二の六一六)が登場する。しかし、これ以後、古型はみえなくなるが、戸籍を例外として、一応、九世紀前半までが古型の流布した時代といえよう。

残念ながら、伊良豆米古という例を他に見出すことはできない。しかし、その表記も含めて、およそ九世紀前半をくだらない資料の断片にもとづいて綴られたものと推測される。

伊良豆米古や常世古が摂津国住吉郡の津守宿祢姓であったというのも見逃せない。津守宿祢氏が住吉大社の祭祀や住吉郡の郡領をつとめたこととはよく知られており(「住吉大社神代記」、十世紀でもその郡領についている(『類聚符宣抄』七など))。

一方、『新撰姓氏録』和泉国神別にも津守連、網津守連、綺連、椋連、石作連、丹比連らが同祖としてみえる。たしかに、大野寺土塔瓦銘には、津守御杖、丹比在古、そして倉臣らの人名が登場して、御杖は津守連、在古は丹比連、倉臣(關名)は椋連との関係がそれぞれ想定される。よって、宿祢か連かという問題は残るが、いずれにせよ、摂津国住吉郡の地の津守氏が和泉国の地と緊密な交渉をもっていたことは十分に首肯できるところである。

### 和泉郡横山郷の杣

実は、『行基年譜』にも津守氏が登場する。それは、慶雲三年(七月八日)に係けた記事であり、和泉国和泉郡横山郷内の横山をもって、蜂田寺や四十九院の修理料杣に施入するというもので、その勅施入の勅使の一員に津守宿祢得麻呂が加わっている。

そこに記された勅使は、正四位下犬上王と、さきの得麻呂(従七位下)と正八位上出雲国勝とであり、彼らが当地で四至を点定したとされる。このうち、犬上王は『続日本紀』にみえ、大宝二年十二月乙卯条では従四位上、慶雲四年六月壬午条では正四位下、そして和銅二年六月癸丑条の卒去記事でも正四位下となっているので、慶雲三年七月八日に係けられた犬上王の位階はかなり正確なものかと思われる。

しかし、犬上王以外の勅使については、他に知られていない。また、この段階で当該の修理料杣が点定されたというのもしささか考えにくい

ことである。しかし、一方で、かなり正確な犬上王の既述が含まれてもおり、まったくの虚構記事とも考えられないであろう。

そもそも、「和名抄」に横山郷はみえず、『猪隈関白記』建仁元年四月二十七日条にあらわれるのが早い例のようであり、暦仁元年十二月の和泉国司片直に至つて、横山郷を横尾寺領とすることになった（『鎌倉遺文』八の一五）。その文書によると、横尾寺は行満が孝徳朝に草創し（「横尾寺縁起」は欽明朝にさかのぼらせる）、観音菩薩応化のところ、やがて空海の聖跡になったという。前者の日記には、田地山林のころとされる。

横山（郷）は、現在の和泉市にその地名をのこしているが、横尾川上流域で、横尾山（施福寺）の山麓横山谷周辺にあたる。従つて、この地は横尾山との関係で伝えられることが多く、長元七年正月に卒して（『日本紀略』『僧綱補任』など）、その遺骨が横尾山に収められたといわれる覚超は、和泉州横山仙人の子であつたという一説がある（「横尾寺縁起」）。また、覚超の残した『修善講式』には、当郷とか部内の人々の救済が説かれており（和泉市仏並町の池辺弘氏宅で自筆本発見）<sup>⑤</sup>、もし、この当郷が横山の地のことなら、十世紀末以前には既に、横山郷が存在していたことになる。

しかし、いずれにせよ、慶雲三年段階に横山郷が存在していた可能性はうすい。一方、四十九院の編成も、慶雲三年段階では考えにくい。『続日本紀』天平勝宝元年二月丁酉条の行基遷化伝には四十九院のことが登場するが、「大僧正舍利瓶記」はこれについて触れることがなく、『続日本紀』宝龜四年十一月辛卯条勅においても修行の院が四十余処であつたと言うにとどまる。その後、弘仁十一年に最澄が撰上した「顕戒論」上や、『日本三代実録』貞観十八年三月辛巳条の山城国泉橋寺牒（『類聚三代格』一六）には、明確に四十九院のことが語られているので、行基没後、八世紀末から九世紀初にかけて四十九院のことがはじめて人々の記憶にきざまれるようになったとみられる。

よつて、慶雲三年の横山をめぐる『行基年譜』の既述は、九世紀初をさかのぼつて編纂されたものと考えすることはできない。しかし、横山に柚があつたことは確かであり、四十九院にかかわる柚もありえたかもしれないが、その設定が慶雲三年になされたとはやはり考えにくいであろう。

では、横山とかかわり深い横尾山寺の柚が設定されたということに由来した記事かとも憶測されるが、これも同様にして考えにくい。この寺は、『延喜式』主税上にみえる和泉国の巻尾寺観音堂に相当し、事実、観音信仰がさかんであつた。『日本靈異記』中の三七や一三に記録された泉郡の珍努（血淳）の上の山寺がこれにあたると思われる、とくに前者譚は観音木像の靈験を語っている。しかし、この寺が伽藍や行事をとのえてくるのは天平勝宝年間以降、とくに宝龜二年以降のことであり（「横尾寺縁起」）、それ以前に柚を必要としていたとは考えられない。

すると、『行基年譜』の当該記事は、何に由来しているものであろうか。

## 治部卿犬上王



そこで、あらためて、より正確な記述とみられる正四位下犬上王の経歴に注目したい。『続日本紀』によると、彼は、大宝二年十二月に持統太上天皇の作殯官司に加わり（従四位上）、慶雲四年六月そして十月に、今度は文武天皇の殯宮の事と御装司とに供奉した（正四位下）。和銅元年三月になって宮内卿に任じられ（同）、その十月には伊勢神宮へ赴いて平城宮造営のことを告げている（同）。

ところが、犬上王は治部卿にもなった（『懷風藻』、正四位下）。治部卿の任については、この前後、和銅元年三月乙未条の弥努王、同年九月壬戌条の安八王が知られており、犬上王が和銅二年六月癸丑に卒去した時が散位であったことを参照するなら、彼の治部卿の任は和銅元年三月（宮内卿任時）よりもまえで、かつ正四位下の時であったことになる。それは、文武天皇の殯葬に加わる時期を含んでおり、喪葬をつかさどる治部卿としても実に似つかわしい。そして、今かりに慶雲三年段階を問題にするなら、その時、犬上王は正四位下の治部卿（正四位下相当）であった可能性がたかい。

一方、慶雲三年に注目するなら、既述のような飢疫が深刻化して、神社（殿）の淨掃が問われるかたわら、山沢の占有が問題化している。なぜなら、慶雲三年三月丁巳条詔は、王公諸臣が多く山沢を占有して百姓の採柴草をさまざまたり、わずかな支給地からさらに峯や谷をこえて境界を拡張させている現状を糺弾し、かつ禁制した。ただし、氏々の祖墓と百姓の宅辺の一定範囲に樹林をこしらえることは許すともいう（『類聚三代格』一六）。

犬上王らが横山の地を点定したとすれば、この山沢占有や墓域確定の問題にかかわることであった可能性があるように思われる。その際、わざわざ治部卿の犬上王が勅使の筆頭に立ったのであれば、職掌上、それは仏寺（玄蕃寮）か諸陵墓（諸陵司）の地の確認や調整、そして視察を主とするものであったことになろう。たしかに、仏寺ともかわるので、寺の造営修理のための地の確認も含まれてよいが、それが具体的にどの寺なのかは明らかでない。たとえば、法隆寺の場合、天平十九年の資財帳によると、和泉郡に水田四十五町九段・園地二段・庄倉屋一処、そして同郡輕郷に池塘一つを保有していた。ほかに、和泉方面では、日根郡鳥取郷深日の松尾山地（山林）、ついで同郡の庄倉屋一処を所有していた。

これによると、法隆寺領は和泉国（天平十年は河内国）の和泉郡と日根郡に少なくない。あるいは、物部守屋大連家の遺領を継承するところがあったのかもしれない。ただ、和泉郡の拠点は、横山（郷）に隣接しない平野部におかれていたようで、山林も横山にはない。従って、これをただちに法隆寺問題に限定することはできないが、法隆寺が和泉・日根両郡に多大な関心をよせ、現にその地の一端に深く介入していたことは明らかである。

言うまでもなく、慶雲三年当時に和泉国はなく、犬上王らの何らかの実践が認められるとすれば、それは河内国を少なくとも一単位としてなされたはずであった。そして、この国には、大和国とならぶ陵墓の集中がみられ、職員令集解諸陵司条所引の古記（別記）によると、川内国（のちの和泉国も含む）の常陵守および墓守は三十七戸（大和国も三十七戸）、借陵守および墓守は五十七戸（大和国五十八戸、京二十五戸）とされる。たしかに、大鳥郡には常陵郷があつて（『和名抄』）、これは常陵守の戸が編成されたことに由来した郷名であろう（のち、深井郷・村

に転換し、フカキと言われるが、名古屋市博本「和名抄」はツカキとする。あるいはフカキの誤記かもしれないが、陵墓のツカとか番のツカキなども考慮される)。

のち康和二年七月十七日付の諸陵寮解(『朝野群載』八)によると、当時、河内国の陵墓十五所、和泉国の陵墓四所とあって、他国に比してかなり少なくなっているが(山城国三十四所、大和国五十七所など)、陵戸田の減少収公、陵墓域での草木刈伐や陵墓域への各種侵入、陵墓域の荒廃、そして陵戸田作人らの地子遁避が進行していた。このうち、和泉国については、「和泉国二箇所陵墓者、是神代履中・仁徳・反正三帝山陵、垂仁天皇第三皇子・右大臣船守卿墳墓也、号之百舌鳥山陵」とある。

ここに記された二箇所とは、四所の一部であろうから、さらに国内には二箇所の陵墓があつたことになる。しかし、このところの文意には解しがたいところがあるのである。まず、履中・仁徳・反正の三帝山陵は代数順に記されているのではなく、南から北に向かって所在順に記されており、あるいは和泉国府からの視線にそつてあらわされているともとれる。そして、いかにもこれらは百舌鳥山陵と号されてよい。

ところが、垂仁天皇第三皇子以下の墳墓は百舌鳥山陵には含まれないはずである。まず、右大臣船守の墳墓は、延暦十一年四月に没した贈右大臣紀朝臣船守(『日本紀略』など)のそれをさす。しかし、その墳墓の所在は明らかでないが、『和泉志』『泉州志』などでは淡輪村(泉州郡岬町。もと日根郡)にあるとし、当地には船守神社がある。

一方、垂仁天皇第三皇子とは、必ずしも第三皇子ではないが、鳥取の河上宮(記)あるいは茅渟菟砥川上宮(紀)に居したという印色入日子命つまり五十瓊敷命をさすとみられる。彼は、また、血沼(茅渟)池、高石池、狭山池、日下の高津などを作つたともいう(記紀で少し差異がある)。「延喜式」諸陵寮は、この皇子の墓を宇度墓といい、和泉国日根郡にあるとする。伝承上は、船守の墓に近い(やはり岬町)。さきの諸陵寮解が以上の二者の墳墓を一括化して記しているかのように読みとれるのは、その所在地が至近であることによるかと思われるが、それにして、これらは百舌鳥山陵とは別である。

とにかく、『泉州志』もあれこれと考証したように、この解には記述上か伝承上の錯誤があるようである。陵墓の箇所数にしても例外ではない。だが、いずれにせよ、陵墓域や陵墓守戸を多くもつ河内国(和泉国を含む)の山沢確認や氏々の墓域確定にあたって、治部卿の犬上王がその勅使筆頭に立つことは充分にありうることであろう。

### 墳墓域の問題

しかし、横山一帯に限って具体的に明らかにすることは難しい。まず、陵墓や墳墓がことごとくどのようにかかわるのかということになるが、今は、式内社の男乃字刀神社二座(横山下宮町、横山仏並町)に注目したい。

この神社は、五瀬命や五十瓊敷入彦命らを祭神とすること、およびその神社名からして、さきの宇度墓周辺の伝承や文化と実はかかわりが深

いことが考えられる。男乃宇刀の宇刀は、日根郡の五十瓊敷命の宇刀墓あるいは茅渟菟砥川上宮の菟砥と重なり合うものとみられる。また、男については、『日本書紀』神武即位前紀や『古事記』神武段が語る負傷の五瀬命の伝承とよく重なり合う。すなわち、彼は茅渟山城水門（別名は山井水門。雄水門と号す）、あるいは紀国の男の水門へと敗走したことになっており、その雄（男）の水門の雄（男）が、ここでも想起されるのである。そして、五瀬命はこのあたりで死に、葬られたという。

もつとも、右の記紀伝承には、雄（男）の水門を茅渟（和泉）とするか紀国とするかの差異が認められるが、それは一応国境の移動や曖昧さにもとづくものとして、とにかく日根郡呼喚郷の水門をいうものと考えられる。式内社男神社のある今の泉南市男里、つまり男里川河口であり、『住吉大社神代記』にいう河内泉の雄浜にあたろうか。

男乃宇刀神社の男といい、宇刀といい、それらはともに日根郡の南西端部（和泉国の端で、紀伊国に近い）で知られる伝承上の人格やその墳墓の地によく呼応し合っていることがわかる。

このような関係は、すでにみた法隆寺領の日根郡鳥取郷深日の松尾山と松尾山寺（和泉市松尾寺町）との間にも認められようか。しかし、それはともかくとして、このような重合同係がみられるのは、チヌの領域問題にかかわることではないかと考えられる。今、これについて詳論する余裕はないが、記紀伝承や、和泉の灘を通過する『土佐日記』の紀行文や、また珍県主と日根造そして別君との諸関係を示唆する『和泉監正税帳』などからみて、日根郡の過半を含み、かつ、少なくとも大鳥郡の海浜部（高脚の浜）を除いたところの和泉国に広く及ぶチヌと、和泉郡を中心とした狭いチヌとの二重性を考えておかなければならない。

このうち、前者がより古く、チヌ屯倉の時代がこれに含まれるかと思われる。一方、後者は、最終的に和泉郡に国府をおくようになる和泉国（監、ひいては宮）の分立化と平行しているようだが、孝徳朝以後の立評段階からそれははじまっていたとみてよからう。珍県主周辺をみても、敏達朝にはじまる佐代公（吉野川の河川漁撈に由来する氏族）と同祖の珍県主のほか、倭建尊の後裔で犬上朝臣と同祖である和氣公、また、この和氣公と同祖の県主らが和泉国皇別氏族として知られていた（『新撰姓氏録』）。ここに、より古い珍県主と、より新しい和氣公と県主の二重性が読みとれよう。なぜなら、後者にあらわれる犬上朝臣こと犬上君は、実質的には『日本書紀』推古二十二年六月己卯条に初見し、孝徳朝ころからにわかに台頭してくる新興性を持ち（孝徳即位前紀など）、中大兄皇子の子建王の夭死（斉明四年五月条など）とその台頭期は重なり合っている。建王の夭死は、ヤマトタケル伝承を増幅させたと考えられる。

よって、和氣公や県主は、孝徳朝ころからの新興拡張化が著しかったとみられる。このうち前者は、やがて日根郡領にもなるが（和泉監正税帳）、和泉国府の近隣にその他名を残している。また、後者は、あらたなチヌの県主であろう。そして、これらの氏族の台頭は、大化前代のチヌ県経営の解体と、孝徳朝以降の評（郡）分割編成に対応するものと考えられ、これにともない、かつてのチヌの最先端に位置する雄（男）の水門や墳墓、そして宇度の墓の事跡や文化が、あらたなチヌの中核部分の和泉郡の横山の地に収斂もしくは回収されたものとみたい。

とするなら、横山の男乃宇刀神社の周辺は墳墓域の性格をも帯びていたことになり、治部卿犬上王の介入する余地は充分あろう。しかも、あ

らたなチヌ(和泉郡中心)の分立化と犬上君(朝臣)との動向には関係がありそうであるが、犬上王も犬上君(朝臣)と無関係であったと思えない。

また、杣山と墳墓域の関係も参照に値する。たとえば、伊賀国阿拝郡では、橘元実先祖の墓所(地)の杣化がすすみ、それは玉瀧杣と称するまでになった(『平安遺文』一の三九八〜三九九)。累代の墓所に樹木が繁茂拡大していき、ついに寺院や宮城の造営修理のための杣にあてられるようになったのであるが、より厳密には、墓所杣と玉瀧杣の二重性をもっていたのである。このような墓所の樹林化は、備前本貫地の和気朝臣の墓地や、河内国丹比郡野中寺以南の葛井・船・津の三氏墓地こと寺山でも生じており、つねに伐採にさらされかねなかった(『日本後紀』延暦十八年二月乙未条、同年三月丁巳条)。

このような墓地の樹林化や杣化は、逆に、慶雲三年三月詔の結果とも言えるが、すでにこれ以前からこの矛盾が自覚されていたことは己丑年(六八九年)の采女氏埜域碑からみても明らかである。従って、横山の地も、男乃宇刀神社に限ることなく、当該地域にかかわる氏族の墓所をいくつか予想しておいてもよからう。

### チヌの再編と山沢占有化

ここで、さらに慶雲三年三月詔にみえる王公諸臣の山沢占有化と横山周辺のこと言及しておきたい。そのひとつの手がかりは、チヌの地名を冠した王(女)や妃らの存在である。それは、以下のような人々である。

(イ) 茅渟王。押坂彦人大兄皇子の子、母は大俣王(漢王の妹もしくは女)。皇極・孝徳の父(皇極即位前紀、敏達記、紹運録など)。

(ロ) 茅渟娘(遠智娘、美濃津子娘、蘇我造媛)。蘇我山田石川麻呂の女、天智の妃、大田皇女・娑羅羅皇女(持統)らの母(天智七年三月戊寅条など)。

(ハ) 智努王(養老元年正月乙巳条初見)。長親王の子、文室真人淨三(宝亀元年十月丁酉条など)。

(ニ) 茅沼女。智努王の妹(紹運録)。

(ホ) 智努女王(養老七年正月丙子条初見)。あるいは(二)と同一人物か。

これらの人々にチヌの名が付されているのは、茅渟山屯倉(『日本書紀』安閑元年十月甲子条)あるいはチヌの地や社会集団との緊密な関係(養育など)にもとづくものであろう。

最古の(イ)は、茅渟山屯倉の時代に属するが、その系譜からみて、敏達朝ころから皇極・孝徳朝にかけてその名の歴史的意味がよく発揮されたものと思われる。すでに触れたように、ちょうど敏達朝ころから珍県主の組織化がはじまり、チヌの地と社会集団が大王家の政治財政基盤のひとつに組みこまれていったと考えられるのである。

これにひきつづいて、蘇我氏とりわけ河内国石川郡に依拠することの大きい蘇我倉氏とチヌの結びつきが深められた。(口)は、その象徴的な意味をもつが、彼女は天智妃(正確には中大兄皇子時代の妃で、大化五年三月没とされる)として、建王の母であったことは既に述べた。建王の天死は、ヤマトタケル伝承を高めたと思われるが、それは同時に、孝徳朝以後のチヌの再編に一定の貢献と効果を及ぼしたものとみられる。この点は、すでに『新撰姓氏録』から触れておいたわけであるが、(口)の彼女自身が亡くなった時、野中川原史満が哀泣の歌をたてまつったという(『日本書紀』大化五年三月是月条)。満は、河内国丹比郡から古市郡の地にかけて居住していた社会集団の一員であり(『続日本紀』神龜二年七月丙戌条、「西琳寺縁起」天平十五年帳など)、その生活圏は蘇我倉氏が依拠する石川郡の地とも遠くないばかりか、ヤマトタケルの白鳥陵(古市郡)を含む著名な陵墓域によく重なっていた。

また、蘇我山田石川麻呂家は、茅渟道(黒山や丹比坂を経る)を使って、難波と大和(山田)とを頻繁に往来していた(『日本書紀』大化五年三月戊辰条)。とくに、孝徳朝の難波遷都後、蘇我倉氏はチヌとの関係を深め、同氏出身の妃や出生児そしてその居宮の養成および経営維持のために、あらたなチヌからの山野の貢納物を督促し、かつ、白鳥陵を含む河内(和泉を含む)の陵墓ないしその被葬者への神話的かつ祭祀的な関心を高めさせていったと考えられ、チヌの再編をそれはよく補強したものとみられる。

孝徳朝における陵墓への対応は、『日本書紀』白雉元年二月甲申条や、延喜二十二年四月五日付の「大鳥太神宮五社流記帳」(既掲『縁起帳』付載)から垣間見ることができ、前者からは、白雉献上を画期にして、巨大古墳群に果かう鳥や、動めく動物(埴輪も含む)を祥瑞視し、そこから逆に当該の古墳を自覚していく方向がうかがえる。たとえば、応神(の世というが、陵に仮託されてよい)と白鳥(白鳥ではないが)、仁徳(同上)と龍馬の關係があげられているが、これら鳥獸類と古墳の關係は必ずしも固定的ではない。仁徳の場合、『日本書紀』雄略九年七月壬辰朔条の伝承では応神陵との關係で別の形をもって語られており、逆に応神の場合は、ヤマトタケル伝承という表現方法を別にもつ。しかし、これらは矛盾するわけではなく、ヤマトタケル伝承にしても、白鳥は自在に飛び立ち、鹿も出没して、その陵墓が定まらず、果ては空陵とさえみられた(『日本書紀』仁徳六十年十月条など)。しかし、このような陵墓のとらえかたは、必ずしも個別の陵墓とのみ結びつかない、飛んだり動いたりする鳥獸類への祥瑞視という思考と、それを介した陵墓への関心と自覚と喧伝化との道筋を理解してはじめて納得できるのである。

それにしても、このような陵墓へのあらたな関心と対応は、難波遷都を必要とした。まさに、後者の「大鳥太神宮五社流記帳」はこの点をよく言い表している。それは、孝徳天皇の「陵所御賢行幸」(「賢」は「覧」の誤り)を述べており、その方向位は大阪湾側から石津川などをぼることになっている。『日本書紀』仁徳六十七年十月甲申条が「幸河内石津原、以定陵地」というのは、このような孝徳朝の行爲から生まれた記述であろう。

とまれ、蘇我倉氏とチヌとの結びつきの深化は、以上のような過程の中で理解できるが、いまひとつ別な観点から、両者の結びつきを知るることができる。それは、少しくだるが、蘇我倉氏(石川朝臣、のち宗岡朝臣)は紀朝臣の集団と錯綜しながら大和国平群郡の平群谷にその生活を

展開していた（『平安遺文』一の一四〇）。紀朝臣は紀伊方面から当地へ進展してきたものと思われるが、この両氏の関係は蘇我倉氏の氏寺龍泉寺（石川郡）の周囲でも等しくみられ（『平安遺文』補二四八、二五七号）、そもそも石川郡の地と紀伊方面との交渉をうかがわせる。事実、紀伊国までには及ばないが、龍泉寺は和泉国日根郡（和泉郡境に近い近義郷あたりか）に塩山と海浦の在家人を持っていたのである（『平安遺文』補二四八、二四九号）。

これらは九世紀のことであるが、さらにくだって、十一世紀になると、河内・和泉・紀伊の三国出自者の交流がいかに自在であったかを如実に物語るものとして大阪府泉南郡岬町興善寺の釈迦如来・大日如来各造像銘がある（『平安遺文』金石文の一四二以下、一九〇以下）。今は、これ以上立ち入らないが、石川郡の地に依拠する蘇我倉氏とチヌとの交流は、まことに自然なものがあつたのである。

それと同時に、慶雲三年に問題となつた峯や谷の越境占有化が、三国間でおこりうることを示唆している。事実、陶器生産のための薪を伐採する陶山が河内なのか和泉なのかという国境論争をまきおこした（『日本三代実録』貞観元年三月庚申、同年四月丙午条）。この争論は、山林樹木の伐採と農業灌漑問題に由来するかと思われるが、その視察裁定にあつたのは桜井田部連の一員と紀朝臣の一員であつた。いずれも、河内・和泉・紀伊の三国にかかわる者である（桜井田部連は、河内国河内郡桜井郷や現富田林市桜井などの桜井屯倉および茅渟山屯倉の管掌氏族）。問題の和泉郡横山も河内国境（錦織郡）に至近なところであつた。

さて、のこりの（八）（二）（ホ）は、長親王とチヌのかかわりの深さを物語っているが、あるいは母系（長親王の妃）とチヌのかかわりなのかもしれない。しかし、（八）（二）（ホ）の母は不詳である。ただ、長親王に関して言えば、さらに川内王と称する子や、川内王の子に高安王・桜井王らもいて、河内・和泉方面にちなんだ名が多い（『紹運録』）。

また、長親王自身も留意される。長は那我ともい（『続日本紀』天平神護元年十月庚辰条）、このナカは特に統柄などにもとづく命名とも思えない。これは、やはり、紀伊国那賀郡や阿波国那賀郡の地によつたものと考えられる。たとえば、摂津国に長我孫がいたが（『続日本後紀』承和二年十月戊子条）、この一族は長公とともに紀伊国那賀郡領になつている（『平安遺文』一の一七三）。また、長公は『新撰姓氏録』の和泉国神別にも登載されており、既掲の日根郡の興善寺大日如来造像にも長の一族の結縁がみられる。そして、紀伊国の那賀郡は和泉国の日根・和泉両郡に接していたのである。この長公や長我孫は、本来、紀伊国那賀郡の地に依つており、さらに和泉国ひいては摂津国へと進展していたものとみられる。

一方、阿波国勝浦郡領には長直がいた（『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条など）。勝浦郡に隣接して那賀郡があるから、本来的には、この長直も那賀郡の地との関係が想定され、長国造も伝えられている（『国造本紀』）。さらに、阿波国と和泉方面の交流もさかんであり、那賀郡には和泉郷もあつた（『和名抄』）。また、「あはのみと」（阿波の水門）と「いづみのなだ」（和泉の灘）の間には航路があり（『土佐日記』）、大鳥郡の大鳥神の封戸や所領田島も阿波国もしくは同国那賀郡平方島に設けられていたのである（『新抄格勅符抄』「大鳥太神宮五社流記帳」）。従つて、長親王自身、これらナカの地や社会集団をすでに有力な基盤としていたものとみられ、その子らにチヌの命名がなされたのは実に理解

しやすい。そして、子の智努王の前半期の活動や職掌が、造宮・山房などの木工関係に著しく傾重しているのは（『続日本紀』神龜五年十一月乙未、天平十三年八月丁亥、同年九月乙卯、同十四年正月癸丑、同年八月癸未各条など）尋常でなく、智努王と木工のかかわりの深さを考えさせられる。あるいは、和泉国（和泉郡が中心）の山林野（杣）の占有が彼によってなされていたのであろうか。当地は、「山野毛麗、海激清之」とたたえられたのである（『日本後紀』延暦二十三年十月辛亥条詔）。

およそ以上のようなチヌの名をもつ王（女）や妃（豪族子女）の歴史的軌跡をたどってみると、和泉方面における王公諸臣の山沢占有化が河内などの国境を越える形をも一部でとりながら、次第に進行していた可能性を充分に予想することができる。そこには、在地の社会集団と王公諸臣との複雑な依存関係も展開していたにちがいない。そのひとつの舞台が横山一帯であった可能性があり、犬上王は治部卿であるまゑに王族の一員として、これら王公諸臣への対応資格が期待されたものであろうか。

### 住吉大社の山名

そこで、以上の慶雲三年の勅使問題と津守氏らのかかわりについて一考を加えたい。

この時の勅使のうち、犬上王をのぞいて、他の津守宿禰得麻呂と出雲国勝については他に知ることができないわけであるが、実は、『絵詞』に彼らが登場する。それは、慶雲三年に係けた大修恵寺建立（七仏薬師像）の際、得丸と国勝が勅使として院界の四至を点定したというのである。得丸は津守宿禰得麻呂、国勝は出雲国勝をそれぞれさすはずであり、『行基年譜』以後の変容が著しい。ただ、ここで犬上王が消え、他の二人が残ったのは、この二人が何程か和泉方面に密接する存在であったことに端を発しているのであろうか。

ところが一方、『住吉大社神代記』は、山預の石川錦織許呂志が仕奉する山名として、兄山・天野・横山・錦織・石川・葛城・音穂・高向・華林・二上山をあげている。これらのうち、兄山は紀伊国伊都郡の背山、天野は同国郡のそれか河内国錦部郡（現河内長野市）のそれか、錦織は河内国同郡内の地、石川は河内国同郡内の地、葛城は河内・大和国境の葛城山、高向は河内国錦部郡の地、二上山は河内・大和国境のそれをさすものとみられる。音穂と華林は不詳であるが、別に音穂野公田とされるものがあつて、その記述の仕方からすると、河内・大和国境周辺の山野のひとつを音穂と呼んだらしい。華林については全くわからないが、蜂田寺（堺市）を華林寺と号している（『絵詞』）ことと何か関係があるのだろうか。かりにそうだとすれば、蜂田寺の造営と華林（山）とに關係があつたやもしれないが、これは憶測にとどまる。

以上の山名を通覧すると、河内国石川・錦部両郡（河内国南端部）を中心にして、大和・紀伊両国との国境一帯に集中して存在していることがわかる。これらの山預が石川錦織許呂志といわれるのもこれと矛盾しない。問題なのは、この山名のひとつに横山が含まれていることである。

この横山は、あるいは現在の富田林市横山周辺をいうのかもしれない。当地は河内国錦部郡に属して（石川郡至近）おり、山名の所在地としては適切である。ところが、『住吉大社神代記』は別のところで、小山田と坂本内（宇智）の壑田をあげ、つづいて熊取、日寝、横山、横嶺を

あげていく。これらのうち、小山田は河内国錦部郡のそれ（河内長野市で天野に近く、和泉国に隣接）をさし、坂本内（宇智）は和泉国和泉郡坂本郷の地をさす可能性があろう。内（宇智）は、『新撰姓氏録』河内・和泉神別の宇治部連の集住地とみられ、承和十一年の河内龍泉寺資財帳写（『平安遺文』補二四八号。要検討文書であるが、内容を全面的に疑う必要はあるまい）に、保證刀禰の一人として宇治連が登場する。すなわち、蘇我倉氏の周辺の河内国石川郡あたりに少なくとも宇治連が居住していたもようであり、それが和泉郡との間に交渉をもったとしても不思議ではない。

これにつづく熊取と日寝は、ともに和泉国日野郡の山野地帯をさしており、その限りで言えば、横山も同国内の和泉郡のそれをさす可能性が出てくる。また、この横山とは一応区別して横嶺が記され、石川錦織許呂志らによる水別争論がこの嶺の東で発生したという。横嶺とは、紀伊国（那賀・伊都両郡）の北限で河内国南界にもつらなる山脈を広くさし（『平安遺文』二の四九三、四の一五二五、十の二二八、一の七三など）、河内国錦部郡の東限でやはり紀伊国に接する山脈をさす（『平安遺文』一の五六）ことが多いが、和泉国大鳥郡の和田上条并中条の南限をさすこともある（『鎌倉遺文』四の一一七）。前二者は、いわゆる和泉山脈にあたるが、後者も広い意味では和泉国側からみた同山脈ということであろう。とすれば、横嶺は広く紀伊・河内・大和・和泉の諸国を分かち山岳地域と思われる。

横山も、広い意味ではこの横嶺の一端に含まれるかもしれないが、その範囲は横嶺と異なつて限られたものとみられる。その候補地の有力なひとつとして、やはり和泉郡の横山（和田上条并中条の南限横峯に近い）をあげうるであろう。

さらに『住吉大社神代記』は、山名の四至らしきものを述べて、その西限を河内泉の上鈴鹿・下鈴鹿・雄浜・日禰野公田・宮処・志努田公田・三輪道とし、北限の中に大村や狭山が数えられている。これらのうち、雄浜は日根郡の雄（男）の水門周辺、日禰野も同郡内、宮処はあるいは珍努（和泉）行宮の地、志努田は和泉郡信太郷の地、三輪道は大鳥郡上神郷にかかるところをそれぞれさすとみられ、大村は大鳥郡大村郷の地、狭山は河内国丹比郡狭山郷の地をそれぞれさしている。

これらを概して言えば、住吉大社の山名は河内国石川・錦部両郡の河内国南端部方面（一部、丹比郡が入る）を中心にして、東は大和国に、南は紀伊国に、そして西は和泉国にそれぞれ接する範囲にあつたが、和泉国に関してはその範囲がさらに伸びており、およそ大鳥郡の南端部から和泉・日根両郡に及んでいたことになる。既掲の壱田もこの範囲におさまるが、横山もこの範囲内ということになるはずである。

今、『住吉大社神代記』の横山を和泉郡のそれに確定することはできないとしても、慶雲三年の横山点定勅使に津守宿禰得麻呂が加わっていたのは、住吉大神の点在する領有地にかかわることなので、その調整や裁定の資格が求められたためではなからうか。とすれば、勅使としての津守宿禰得麻呂の記述も信頼できることになって、津守氏と和泉方面との日常的な交流の象徴例とみなすことができよう。

これに関して最後に言及しておかなければならないのは、長和三年十月十八日付の宗岡光成解状案（河野家所蔵文書一号）である。この文書は、和泉郡の坂本郷と上泉郷との間の山野等の開発領掌を保証してもらおうとして宗岡光成らが留守所等に提出したものであるが、ここで留意したいのは、蘇我倉氏の後裔（宗岡氏。同じ河野家所蔵文書一八号の正平十九年の安明寺寺山文書次第にもみえる）が和泉郡へと越境展開



し、山野の占有をすすめていること、その宗岡光成とともに津守某もこれに加わって署名していること、そして占有地が後述する坂本臣利金の依拠地である坂本郷周辺であることである。これらの要件の組み合わせは、当該地よりさらに河内国（錦部・石川両郡）に近い横山を舞台にしてさらに早い段階に生じうることを、そして『縁起帳』が伝える津守宿禰氏と坂本臣との婚姻も珍しくはないことを示唆しているのである。

### 出雲国勝と蜂田薬師ら

さらに、同じ勅使の一員の出雲国勝についても付言しておきたい。実は、もと連姓の出雲氏が摂津国に居たことが知られているが（『日本後紀』延暦二十四年十一月甲午条）、かの龍泉寺領にかかわる保証刀禰の中に出雲連が複数いる（『平安遺文』補二四八）。おそらく、河内国石川郡周辺にかかわり深い出雲連がいたのであり、この比較的近い和泉郡の近くに赴く必然性を何か帯びていたのではないかと推測される。それは、越境による山沢の王公諸臣占有化の流れに対応するものであつたらうか。

あるいは、この連姓の出雲氏は医薬の専門家を輩出しているから（『日本後紀』大同三年五月甲申条、『日本三代実録』貞観十二年三月三十日壬午条）、地黄園とのかかわりを考慮してみることもできる。地黄園は、本来、造地黄煎所などと称して和泉国の三郡すべてにそれぞれあつたことが天平九年度の「和泉監正税帳」から判明するが、その具体的な処在地は不詳である。やや後ではあるが、そのひとつが和泉郡の池田郷付近にあつたことが知られ（『平安遺文』五の一七四〇）、現在の和泉市池田下町の山深の槇尾川沿いにその地名が残されている（『和泉市史』など）。必ずしも横山というわけではないが、槇尾川をさかのぼり、池田郷から分立したところが横山（郷）であつた。もし、出雲国勝の派遣に地黄の生産加工地とのかかわりがあつたとすれば、横山を蜂田寺の柚とするといわれていることが一面で理解しやすくなる。そもそも、蜂田寺は行基の四十九院に含まれなくて（『行基年譜』）、『絵詞』によると、檀越蜂田薬師澄麻呂の発願建立とされ、本流記の記述に従えばかなり規模の大きな寺院であつたらしい。四十九院さえ、意匠をこらしてこの寺院内に別置されたかのように読みとれるが、その寺院全体の著しい荒廃ぶりも記録されている。

この有力寺院が行基との関連で伝承されるのは、行基の母系が蜂田氏であり、大鳥郡蜂田郷に位置するからである。しかし、行基の生家を寺院とした家原寺（神崎院）が別に蜂田郷にあつて（『行基年譜』、『絵詞』のいう蜂田家原村）、蜂田寺は広く蜂田氏一族の結集する中心寺院であつたと考えられる。

だが、蜂田氏と言つても、行基との関係を含めて必ずしも一律でない。この氏には、連姓、薬師姓、そして首姓があり、『新撰姓氏録』は、大中臣朝臣と同祖で、宮処朝臣・狭山連・和太連・志斐連・殿来連・大鳥連・中臣部・民部・評連・畝尾連・中臣表連らと同族関係にあるとする蜂田連（和泉国神別）、そして渡来系のふたつの蜂田薬師（和泉国諸国蕃）を登録している。

前者の連姓は、たしかに大鳥郡人が知られており（『日本三代実録』貞観六年九月四日戊子条）、後者の薬師姓も和泉国人であつて、やがて

深根宿禰に改姓された（『続日本後紀』承和元年六月辛丑条など）。一方、行基は、その「舍利瓶記」によると、母は「蜂田氏、諱古爾比売、河内国大鳥郡蜂田首虎身之長女」という。つまり、母系は首姓の蜂田氏であったというのであるが、他に首姓は知られていない。

しかし、この後、行基の母系を首姓の蜂田氏と伝承するものはない。たとえば、『日本靈異記』中の七は「和泉国大鳥郡人、蜂田薬師子」とし（「子」を欠く写本もある）、『菩薩伝』は「蜂田薬師古、百済王胤」とも「母御名蜂田権智子ト申」とも記しているが、『僧綱補任』などでは行基を「和泉国大鳥郡人、高志氏、蜂田連」と説明している。この場合は、母が蜂田連であったと言いたいのであろう。

では、一体これらをどのように考えたらよいか。まず、蜂田薬師を本来的な氏姓とみるべきではなくて、いみじくも医疾令義解医生等取薬部及世習条が説くとおり、医生以下薬園生に至るまでの者を薬部から取る場合の特定集団が「蜂田薬師、奈良薬師類」なのであり、この蜂田薬師は、奈良薬師という氏姓が存在しないのと同様に所与の氏姓ではなかつたのである。それが、次第に氏姓慣用化されていったのであり、あたかも、医術の学得をもつて薬師と号していた渡来系の人々が男女を論ぜずそれを姓とするような名実錯乱が生じ、ついに難波薬師から難波連へと定姓した場合が参照に値しよう（『続日本紀』天平宝字二年四月己巳条）。逆に、かりに薬（師）の号を生かして早く定姓化をはかるとしたら、和薬使主のようになって（『新撰姓氏録』左京諸蕃下）、使主という姓（カバネ）的なものをわざわざ付すことになる。

『新撰姓氏録』に、同じ渡来系とはいえ、その出自が異なるふたつの蜂田薬師があげられているのは、蜂田の薬部集団にも多様な系譜と技能伝習があつたことをうかがわせる。また無姓（カバネ）の蜂田氏で明らかに医業に長じた者が知られるのは（『日本三代実録』仁和元年八月十九日辛未条など）、薬師が本来的には姓（カバネ）でなく、号に近いものであつたことを逆に証していよう。

つぎに、連姓と首姓の関係であるが、後者の首姓は『新撰姓氏録』を含めて他にみえないので、早く解体したのか、首姓から連姓への改姓がおこなわれたのか、そもそも首を姓（カバネ）として扱うべきでないのか、ということが考えられる。ただ、葛木連（宿禰）と葛木首との具体的な関係（『続日本紀』天平勝宝八歳十二月乙未条、『日本後紀』延暦十八年二月乙未条など）から推測できるように、連（宿禰）姓と首姓には緊密な関係（統攝とか抱摂など）が認められる。

そこで、和泉国の郷（名）と首姓と連姓との関係をみてみよう。ただ、この三者の関係では首姓の存在を優先し、『新撰姓氏録』を一応の基準とした。

- (1) 大鳥郡日下部郷、日下部首（皇別）、
- (2) 同 和田郷、和太連（神別）、和田首（同）、和山守首（同）
- (3) 同 蜂田郷、蜂田連（神別）、蜂田首（舍利瓶記）、
- (4) 和泉郡信太郷、信太首（諸蕃）、
- (5) 同 池田郷、池田首（皇別）、
- (6) 同 掃守郷、掃守首（神別）、掃守田首（皇別）、

(7) 日根郡近義郷、近義首(未定雑姓)、

以上によると、郷名に一致する、あるいは郷単位的首姓をかなり指摘できる。その中であって、諸蕃系は(4)のみで、(7)が新羅系とされているのは、一応、渡来系とみなされていない。ついで、同じウジ名で連姓と併存している例が少なくない。表示した限りでは、(2)(3)に限られるようであるが、(6)の掃守首は雄略朝に掃守連をたまわつたと説明されており、河内国神別として掃守連・宿禰が記録されている。また、(1)の日下部首は日下部宿禰(摂津国皇別。依羅宿禰とも同祖。天武紀では草壁吉士↓連↓宿禰)と同祖といわれ、河内国皇別には同祖の日下部連もみえ、物部系と説かれている。さらに、(4)に関連して、常陸国信太郡の物部一族が信太連に改姓された例があり、『続日本紀』養老七年三月戊子条)、もし常陸と和泉の信太に移住関係などが予想されるとすれば、信太首と連姓もしくは物部系とのかわりを憶測することもできようか。

これらからすると、郷名を負う首姓は同じウジ名の連姓(時に宿禰姓)と緊密な関係にあるものが多く、そこには物部系の存在が目立つ。(2)の首姓も物部系とされており、とくに表示する関係にはないが、高岳首、安暮首、高家首らも物部系首姓であった(神別)。

物部大連と和泉方面との関係はすでに知られているとおりであり、『日本書紀』崇峻即位前紀など)、のちの郷以下の単位の社会集団で物部守屋大連家のもとに結集していた者たち(の指導者層)が少なからず首姓を称していたようである。ただし、物部系には朝鮮半島経営に加わつたものもいるから、渡来人らを包摂することもありえて、(4)の首姓などが渡来系とされていても、物部大連との関係を否定することにはならない。

すると、(3)の蜂田連と蜂田首も、とりわけ(2)の和太連と和太首らの関係に酷似して、旧物部系首集団(郷以下の単位)に、中臣系の連集団(郷単位)があらたに介入編成されていき、連姓が首姓を統率したり、解消吸収していったりしたと考えることができよう。このしくみを想定するなら、行基の母系は旧物部系首姓小集団であり、かつ、中臣系のあらたな連姓のもとで再編統合されていたことになる。その意味では、首姓とするのも、連姓とするのもともに正しい。そして、家原寺が首姓の本源的な拠地に建てられた小規模寺院で、蜂田寺が連姓再編後の蜂田氏総体の中(大?)規模寺院ということになり、式内社の蜂田神社は、連姓と結びつく中臣系の神社とみられる。

『行基年譜』は、養老五年に係けて「五月八日、一百箇人、依於大安寺、得度之内、和泉国云云、上記蜂寺奴云云」と記す。これは、度縁にもとづく記述と考えられ、当年五月八日とは、元明太上天皇不豫のための仏教的対応がさかんに実践されている最中であり、『続日本紀』養老五年五月壬子(六日)条詔は、とくに百人の得度を督促し、さらにその人員を拡大させようとうったえている。『行基年譜』の記録はこれによく符合しており、和泉国の蜂田寺(蜂寺)の奴らも大安寺で得度したということであろう。

従って、養老五年には奴らを使役する蜂田寺がすでに存在していたとみてよいから、慶雲三年の横山問題時には蜂田寺はやはり存在していたとしなければならない。そして、この蜂田寺に結集する、首姓をかかえこんだ新しい連姓の蜂田氏が台頭していたはずであるが、薬師を号する薬部集団も、すでにこの中に胚胎していたとみるのが自然である。やがて、蜂田薬師が宿禰姓を称するの、連↓宿禰の系譜を踏まえれば故

なしとしない。

おそらく、蜂田薬師と任意に号する薬部を蜂田連の管掌下から送り出していたのであろうが、その渡来系の細小集団と技能が連姓のもとで育てられ保護されたのか、首姓の展開を示すものかはおわかりにくい。ただ、行基の母系が、薬師系とも連姓とも言われるようになったことを考慮するなら、あえて一方を否定することなく、首姓の中に少なくとも薬部を出す者がおり、それらを保全する形で連姓が統括して、実際にはそれぞれ分ちがたい集団・家族の交叉と技能の再編がすすんだのではなからうか。

およそ以上のことを踏まえた場合、慶雲三年段階に蜂田寺の修理料が横山に求められていたか、あらたに求められるようになったかの可能性は否定できず、また、蜂田寺に結集する蜂田連（首姓をかかえる）のもとから薬部が送り出されている以上、薬園である地黄の生産加工地にも関心が示されないはずはない。その限りでは、医薬の専門家を出す出雲連の一員である国勝の勅使参加もあながち否定できないものがあるのである。

ただ、地黄については大鳥連との関係もあり、その栽培のはじまりも含めて、さらに別途に考察を加えなければなるまいが、ここで最後に付言すべきことは、地黄煎の作成にあたって、薬生や侍医らの関与がみられるとともに、煎を盛る陶壺や陶碗が必要とされ（偽撰書であるが、『薬経太素』は銅鉄を忌むべしとする）、炭も多く不可欠であった（『延喜式』典薬寮）。つまり、陶山の類を必要としたのである。

事実、横山に近い光明寺・谷山池両地区の陶器生産は比較的に新しい時期のものといわれ、また、横山の炭は著名であった（『和泉志』「泉州志」など）。とするなら、陶器生産と地黄煎とは連携した活動なのであって、横山の柚点定問題にはこの要件も十分に考慮されてよいことになる。

### 坂本臣利金

和泉方面における津守氏の展開が日常的で現実的なものであることを、これまでさまざまな角度から論じてきた。そこで、つぎに、津守宿禰常世古が嫁したという坂本臣利金に関して考えてみたい。

利金という名は、すでに『続日本紀』慶雲三年二月庚辰条にその例がみえ、内容からして七世紀半ばには使用されることがあったらしい。また、坂本臣とは、言うまでもなく和泉郡坂本郷の地に依拠する坂本朝臣系の氏族である（『新撰姓氏録』和泉国皇別）。

彼らは、『続日本紀』天応元年六月戊子朔条において、臣姓から朝臣姓へと改められたとある。大野寺土塔瓦銘にも坂本臣刀良女と記されており、これは朝臣改姓以前の段階のものとみられる。また、坂本臣氏が大鳥郡にも伸展していたことを知りうるであろう。これらの留意点は、坂本朝臣佐太氣麻呂の場合にもあてはまる。彼は、桓武天皇が大鳥郡恵美原で遊獵をおこなった時、これに供奉しているが（『日本後紀』延暦二十三年十月丙午条）、朝臣姓に改められた後の坂本氏であるとともに、やはり大鳥郡での展開を示す。

ただ、摂津国の坂本臣は臣姓にとどまっていたようであり（『新撰姓氏録』摂津国皇別）、和泉を旧墟として讃岐国に居住していた坂本臣氏も長く臣氏にとどまり、和泉国への復帰後おかれて朝臣姓に改められている（『続日本後紀』承和三年三月丙午・庚戌条）。

今、『縁起帳』にいう坂本臣利金は、やはり和泉国の地に住む者をいうのであろうから、天応元年の朝臣改姓以上の表記ということになって、一応、七八一年をくだらない者であるとともに、それにならう原資料にもとづく記述であった可能性がたかい。

つぎに、彼は「網曳」とされているが、これでは意味が通じず、「網曳」の誤りとみて大過あるまい。この網曳については、既掲の「大鳥太神宮五社流記帳」（以後、「流記帳」と略称）にもみえ、その社地領の下限を「益鏡小川」（『高石市史』は王子川のことかとする）として、その命名譚を双行注で施しながら、最後に「細曳者、鳥居前、令進御勢也」と記している。これも、意味のわからないところがあるとともに、なぜこの箇所記されているのかも判然としない。しかし、「細曳」は「網曳」の、「御勢」は「御費」の誤写とみて間違いあるまい。

一方、なぜこれがここに記されているかということであるが、社領地の上限にも施されている双行注と比較した場合、問題の記述のまえにある「是則上道昭者、令進野祭料」と、これにつづく「細曳者」（実は「網曳者」）以下の記述とは地名（河川名。上限は津川こと石津川）の起源を説く付注にはいささか不可解である。そもそも、「是則上道昭者」の中にも何らかの誤りが予想されて、このままでは意味不明なのであるが、いずれにせよ、これらは地名起源譚というよりも行事の説明になっている。あるいは、他の箇所からの混入とも考えられるが、上限・下限にかかわる行事ということなのであろうか。

だが、ともかく坂本臣利金は大鳥神社の鳥居前に御費を進上するような網曳であったと言いたいことになる。鳥居には、蜂田（路<sub>カ</sub>）と浜に各一基、社前後に各一基があったというから（東西南北に各一基ということになる）、御費を進上する鳥居としては浜のそれが似つかわしく、大鳥五社のうちの浜社（高石市羽衣の羽衣浜神社）の浜がこれに本来は相当するのであろう。そして、この浜は、やはり「流記帳」にいう四季御費料や御放生料、そして御祓戸の設けられた浜二浦（葦田浦と高磯浦）にあたりとみられ、社領地の下限にかかわる行事としても矛盾はしない。

網曳坂本臣利金は、以上のような費にかかわる者であり、桓武行幸で献物をおこなった坂本朝臣佐太氣麻呂も、同様の生業基盤をもつがゆえに、献物供奉を果たすことができたのであろう。

『縁起帳』が、利金の「無量重罪」をおそれ、あるいは悔いて、伊良豆米古が仏名をとなえはじめたとするのは、まさに網曳の殺生罪を述べているのであり、仏神混在の発端はここに求められている。これは、『縁起帳』や『行基年譜』冒頭（欠落部分を含む）の文脈の基本問題であり、大鳥郡（評）や大鳥神社全体にもかかわってくることなので、坂本臣利金の次元をこえて（あるいは含んで）、別にあらためて考察を加えなければなるまい。

## 網引(曳)と江人

『縁起帳』(とくに(a)グループ)の根幹をなす網曳のことについては、すでに康平三年三月十八日付蔵人所牒案(『平安遺文』三の一〇〇四以下)にみえる和泉国の内膳司網曳御厨や、寛元三年七月十七日付関東下知状案(『鎌倉遺文』九の九〇五以下)にみえる和泉国の内膳領網曳御厨をもつてよく知られている。とくに、後者では、日根郡の近木浦(近木郷)が醍醐天皇の時に内膳貢御所として寄せられ、いわば内膳浦となったこと、さらに和泉国内で御厨の給免田が募られたことなどの主張や経緯が述べられている。鎌倉末期の編纂とされる『和泉州大鳥五社大明神并府中惣社八幡宮縁起帳』が浜社を「今日根野」とするのは、この網曳御厨が日根郡へと伸展拡大されていたことに伴う、いわば下限の浜の膨張に呼応したものであるが、あわせて、網曳御厨と大鳥神社とのかかわりの深さを逆に証してもいる。

網曳御厨は、所司化した固有名詞として流布したが、網曳は、そもそも『万葉集』にうたわれたように、網引きする網子をととのえる海人の呼声(三の二三八)、網引する難波壮士(四の五七七)、網引する海子(七の一八七)、住吉の津守網引の浮けの緒(十一の二六四六)などの網引(アビキ)をさし、ウキをつけた網を打ったり、引いたりする漁撈行為に語源をもつ。とくに、難波・住吉の津守(地名かつ集団)に網引が多く、あるいはそこで注目されたが、『縁起帳』にいう住吉郡の津守宿祢氏と大鳥・和泉郡の網曳坂本臣氏との婚姻は、生業上や地理関係から言っても自然のことと解される。そして、この漁撈行為をもとに集団として姓氏化されたのが、和泉国では網部、網野物部、我孫公らである(『新撰姓氏録』神別、皇別、未定雑姓)。このうち、前二者は物部系とされており、守屋大連の段階にはある程度組織化されていたものと思われる。

職員令集解大膳職(雑供戸)が引く令釈中の別記には、鵜飼三十七戸、江人八十七戸、網引百五十戸があるといい、これらは「経年毎丁役、為品部、免調雑徭」という(他に未詳二十戸は、一番役十丁の品部で免雑徭)。すなわち、大宝令制下およびそれ以前から、網引百五十戸が江人らとともに品部(雑供戸)として大膳職もしくはその前身官司のもとに編成されていたのである。大膳職の前身は、『日本書紀』朱鳥元年九月甲子条の膳職、藤原宮木簡の膳職(奈良県教育委員会『藤原宮』)が知られており、前者は天武天皇の殯宮段階のもので、紀朝臣真人が膳職の事を誅し、かつ奉膳をおこなっている(持統元年正月丙寅朔条)。後者は、評里(五十戸)制下の木簡とともに出土した。やはり、膳職のものでさきの品部(雑供戸)らはすでに編成されており、紀伊国出身の紀朝臣がこれに大きく関与していたらしい。

問題の網引百五十戸は、他の品部(雑供戸)にくらべて端数がなく、かつ五十戸単位をなしている。これは、江人らとの差異を示しており、江人らがより現実的な伝統か、細かな漁撈行為に根差した編成をあらわしているとするとするならば、網引は五十戸編成によるより後次的かつ人為的なものなのか、規模の大きな漁撈行為にもとづく編成なのかということが考えられる。もともと、このような場合の五十戸は特定の地域に集中しているのではなく、いくつかの郷(里)に分散点在しているともみられているが、<sup>①</sup> かりにそうであるとしても、網引百五十戸は三郷(里)をまるまるあてる理念によることになる。いずれにせよ、百五十戸とは規模が大きい。

ついで、『東大寺要録』八が引く天平勝宝八歳五月二十二日付勅(雑格課役卷中文)は、正確な伝来とは言えないものの、内容的には信頼できるところが少なくない。それは、「大膳職江人近江、若狭、紀伊、淡路、志摩等国、久代已来、毎月常貢供 御異味」として、目下、聖武天皇の死にあたり、その冥路を助けるために、天下諸国の養鷹の禁断とともに、これらの貢供を停止せよというのである。たしかに、太上天皇の死にあたり、六月八日から来年五月三十日までの殺生禁断が布告(詔)されている(『続日本紀』)。

ここに、一時停止された大膳職江人とは、まえの江人八十七戸を少なくともさすと思われるが、近江以下の五国は句料の費を出すと思われる大和(吉野)、志摩、若狭、紀伊、淡路の五国(『延喜式』宮内省諸国所進御贄、内膳司諸国貢進御贄)にほとんど重なっている。ただ、勅での近江が『延喜式』で大和(吉野)に変わるといふ違いがあるのみである。いずれにせよ基本的には、大宝令制以前の膳職、ついで大宝令制下の大膳職のもとで編成された江人八十七戸は、近江(大和)、若狭、紀伊、淡路、志摩の五国に散在して、毎月(月別上下旬を基準とする)、異味を天皇に貢供していたことになる。

なかでも、紀伊国のみは回数上、上中下旬ともつとも多く(内膳司)、この点に関して言えば、天武朝末年の膳職の指導的官人が紀朝臣であったことには理由があろう。また、『日本書紀』持統六年五月庚午条にみえる、阿胡行宮(志摩国)に贄を進上して十年の調役・雑徭を免除されたという紀伊国牟婁郡の地の人兄弟三戸らも、この江人八十七戸に含まれ、編入されていたのであろう。逆に、持統朝(浄御原令制下)を含む段階に、行幸と行宮造営・滞在を契機として、順次、江人が別途に編成されていたことを示唆している。なお、これら江人の貢進の異味には雑魚以下貝類が多く、小規模な漁撈であり、文字どおり江周辺で捕獲されたものと思われる。さらに、聖武太上天皇の死にあたり、これら江人に殺生禁断の意識を督促したことも留意されてよい。

### 贄の貢進

古くからの大膳職(膳職)の江人は和泉の地(河内も含む)に確認できない。しかし、このことは後で論及するとして、その後、延暦十七年六月二十五日付太政官符と同十九年五月十五日付太政官符とにおいて(『類聚三代格』四)、もと大膳職に属した網曳長一人、江長一人、そして筑摩御厨長一人とをそれぞれ内膳司に改め付すことが決定された。すなわち、網引を率いる網曳長、江人を率いる江長、そして網代(贄人)を率いる御厨長(元慶七年十月二十六日付太政官符、『類聚三代格』十九所収)がそれぞれ大膳職の所管から内膳司のそれに移ったというのであるから、網引、江人らのこれまでの品部(雑供戸)層も同様に移管されたことになる。なお、筑摩御厨長は膳部の中から扱ばれていた(『延喜式』内膳司)。

ここに至っても、和泉国に関することはまだ直接的にあらわれないが、『日本三代実録』仁和元年九月七日戊子条に注目すべき記事がみえる。それは、「勅、停廢山城、河内、和泉、摂津等国江長并贄戸、充徭丁各卅人、但和泉国五十人、停近江国筑摩御厨長并調丁、充徭丁」というも

旬料・節料・日次その他の贄貢進表

旬料・天平勝宝の大膳職江人	年中節料	内膳司正月節料	大膳職正月節料	御厨結番	厨雑菜	延喜の内膳司日次
近江 (式なし)	山城 ○			○(月3)	○	○(月5) ○(月5)
大和 (天平勝宝なし、 (吉野) 鵜飼ゆえ除くか)	○ (仁和勅 なし)					○(月5)
志摩	△ (仁和勅 なし)					
若狭	×	○		○(月7)		
紀伊	×	○	○	○(月7)		
淡路	×	○		○(月7)		
	河内				○	○(月5)
	和泉			○(月6)	○	○(月5)
	摂津					○(月5)
		参河				
			伊賀以下10国			

のであり、事実、同三年六月十一日癸丑条でも、内膳司の奏によつて仁和元年九月七日にさきのような決定をみたが、供御がかえつて欠乏するので筑摩御厨に関しては旧へもどすとある。

右の奏が大膳職からではなくて内膳司からなされたことは当然としても、これによると、和泉国にも江長と江人(贄戸)が居たように読める。たしかに、山城、河内兩國では江御贄や江厨が知られており、『延喜式』内膳司など、摂津にも大江御厨が所属していたから(『平安遺文』九の三七六三)、和泉を除く上記の諸国に江長と江人が置かれていたとしても何ら問題はない。しかし、和泉国の江長や江人の存在は他に確証がなく、これは一応、『延喜式』内膳司にみえる「凡山城、河内、摂津、和泉等国、江網曳御厨所請徭丁、江州人、網曳五十人」と対応させて、和泉国の場合は網曳御厨の網曳長と網曳という構成がもとの姿であつたと思われる。しかし、ここで山城、河内、和泉、摂津、そして近江の諸国が一括して取り上げられている事実は注目される(近江はやや別枠。和泉は一応、江長―江人のグループに含まれないにもかかわらず、仁和元年勅ではそのグループ扱い)。なぜなら、このグループは旬料を早くから貢進する江人の諸国とはほとんど重ならず、むしろ年中節料を出すところとよく重なるからである。年中節料とは、正月三節(元日、七日、十六日)、五月五日、七月七日、九月九日、十一月新嘗会の諸節料をいう(『延喜式』内膳司)。そこで、『延喜式』内膳司と宮内省の旬料、節料の贄貢進規定を基準にして、これらを表示化すると上のようになる。

この表によると、年中節料国のうちで志摩の扱いがやや微妙である。『延喜式』内膳司の方では、同じ年中節料国とされていても志摩だけは負担量などに違いがあつて、別枠扱いとなつてゐる。従つ



て、基本的かつ恒常的な年中節料の貢進は、山城、大和、河内、和泉、摂津、そして近江の六国を中軸にしてなされていたものとみられる。このことは、中宮職諸節（七節）の贄貢進国が以上の六国に限られていることから了解できよう（延長元年八月十三日付および承平三年十一月十日付太政官符、『別聚符宣抄』所収）。また、この六国は共通して、正税交易をおこない、徭丁運進とされるに至っている（『延喜式』内膳司）。

このように、志摩国をやや別扱いすると、仁和元年勅の江グループと年中節料国とはさらによく重なってくる。ただ、大和（吉野）が仁和元年勅には欠けているが、これは江グループではないからであろう。

この年中節料国（仁和元勅の江グループ）は、基本的に言って、旬料国（古くからの大膳職江グループ）と多く重なり合わず、故意にか必然的にか区別されている。ついで、旬料国は畿内諸国制と無縁か、その外にほとんどがあるのに対して、年中節料国は畿内諸国制に連携している傾向が著しい。事実、延喜二年三月十二日付太政官符（『類聚三代格』十）や延長元年九月十四日付太政官符（『別聚符宣抄』）がいう旬料・節料諸国の中の「五畿内」とは、節料諸国を主としてさしており、逆に年中節料国は「五畿内」をもつて主に表現されたのである。

五畿内制にこだわれば、霊龜二年に和泉監が河内国から分立して以後の統廃合過程のなかで考えなければならぬが、一応、和泉国（監）がまだ河内国に含まれて四畿内制をとっていたところに連動して年中節料国の編成がなされたとすれば、『日本書紀』持統六年四月庚子条に初見する四畿内の記事がひとつの目安になろう。つまり、少なくとも浄御原令制下で年中節料国の編成がすすめられた可能性が出てくるのである。

そもそも、雑令が規定する節日は、正月元日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日の七つであり、そのほとんどは『延喜式』内膳司に記す諸節日と同じであるが、後者に至って三月三日がなくなり、九月九日があらたに加わっている。そこで、これらの節日を『類聚国史』に依りつつ確認してみると、以下のようになる。

正月元日。大化二年正月甲子朔条以下、持統四年正月己卯（二日）条「如元会儀」、文武二年正月壬戌朔条「其儀如常」以下。

正月七日。景行五十一年正月戊子（七日）条、推古二十年正月丁亥（七日）条、天智七年正月壬辰（七日）条、天武二年正月癸巳（七日）

条以下。

正月十六日。天武五年正月乙卯（十六日）条、朱鳥元年正月丁巳（十六日）条以下。

三月三日。顕宗元年正月上巳条以下、持統五年三月甲戌（三日）条（『類聚国史』なし）、文武五年三月丙子（三日）条以下。

五月五日。推古十九年五月五日条以下、天智十年五月辛丑（五日）条、持統八年五月戊子（五日）条以下。

七月七日。垂仁七年七月乙亥（七日）条、天平六年七月丙寅（七日）条以下。

九月九日。天武十四年九月壬子（九日）条、大同二年九月癸巳（九日）条以下。

十一月新嘗日。清寧三年十一月戊辰条、舒明十一年正月乙卯条「以闕新嘗歟」、皇極元年十一月丁卯条、天武六年十一月己卯条以下。

以上のうち、正月元日節は浄御原令制下でかなり制度化されたことが確実であるが、その淵源はやはり孝徳朝に求められて、すくなくとも天

武朝（とくに天武四ないし十年以降。元日とは限らず、二ないし三日が多い）から恒常化がすすんでいたものとみられる。正月七日節は推古朝にも可能性があるが、少なくとも天武朝から適宜おこなわれて、浄御原令制下で恒常化したもようである。ついで同じ正月の十六日節は、他の二節にくらべて新しく、持統朝以前によくおこなわれていた形跡はない。しかし逆に、浄御原令制下ではおこなわれているので、この節日も含めて、雑令が規定する正月節がやはり浄御原令を起源として体系的に、あるいは制度的にととのえられていったことを示唆していよう。

しかし、三月三日節は比較的にあたらしく、浄御原令制下でもどれ程おこなわれていたのかとなることや覚束ないところがある。聖武即位後の神龜年間からは、ある程度定期化したようであるが、大同三年をもつて停止された。事実、『延喜式』の節日にはもはや含まれていず、大同三年よりくだった段階の年中節料（国）が記されていることになるが、本来、この節日は定着がむづかしかつたのもあろう。

五月五日節は推古朝から知られているが、それは屋外での開催が多く、一応、浄御原令制下で屋内化したもようではあるものの、むしろ定例化するのには大宝令制下ないし聖武即位後なのであろうか。七月七日節は七夕と相撲とが複合して分かりにくいところがある。まず、相撲は天武朝後半からおこなわれることがあつたらしいが、それは必ずしも定例でなく、『続日本紀』養老三年七月辛卯（四日）条の抜出司始置をもつて制度化が試みられて、『日本書紀』垂仁七年七月乙亥（七日）条の野見宿禰伝承は、むしろその記念碑的産物であつたと思われる。そして、七夕とこの相撲とが合わさつて七月七日に催されたのは天平六年をはじめとする。しかし、この節日は天長三年六月己亥条（『類聚国史』）において七月十六日に改められ（平城国忌による）、さらに、元慶八年八月五日には七月二十五日に改められていく（『類聚三代格』十八の太政官符）。従つて、七月七日という月日にこだわれば、天長三年以前の節日をもとに年中節料（国）が定められていることになる（『延喜式』でも太政官式では七月二十五日節となつている）。

さて、九月九日節は天武朝末年におこなわれた形跡もあるが、雑令に規定がない。それが、大宝二年における九月九日の天武国忌化によるとすれば（『続日本紀』大宝二年十二月甲午条）、逆に浄御原令および大宝令の当初では節日とされていた可能性があり、その再開は大同二年にくだる。最後の十一月新嘗節は天武六年ころからおこなわれたもようである（飛鳥池木簡）。

およそ以上の概観からして、『延喜式』内膳司にあらわされた年中節料（国）は、大同三年以降、天長三年以前の歴史的段階を一応踏まえたものであることになるが、それは、年中節料国の編成のはじまりを言うものでは勿論ない。では、そのはじまりがいつかということになると、やはり、浄御原令で一応の法的規制が全体化したとみてよからう。しかし、個別的には様々な問題をかかえており、三月三日、七月七日、九月九日、そして五月五日の諸節は、その実質的な施行がおくれがちで、聖武即位（神龜元年）後に活発化するものも少なくないし、ながく停止されたものもあつた。

だが逆に、すでに天武朝の前半からおこなわれていたことがほぼ確実な正月元日、正月七日、十一月新嘗の諸節があり、正月元日節に至つては孝徳朝にさかのぼるものとみられる。そこで、あらためて費の貢進国との関係から検討してみたい。

## 和泉からの贄

ここで、同じ節料国に年中のそれと、正月のそれとの二種があることに留意しなければならない。なぜなら、正月のそれには、十一月新嘗節とともに天武朝前半からおこなわれた元日、七日の各節があり、とくに元日節は孝徳朝にさかのぼりうる古さをもつ。逆に、これら正月二節と十六日節、そして十一月大嘗節とは、浄御原令制下ですでによく施行されたものでもある。

この正月節料のみを内膳司に貢進する国は、実は畿内諸国以外の若狭、紀伊、淡路の三国と参河国である。ただ、大膳職へその雑給料を貢進する範囲はさらに広く、紀伊国がここで重なるが、やはり畿内諸国は含まれず、さらに年料国（内裏の贄殿に収める多数国）と多く重なる。おそらく、畿内諸国をもつてあてる年中節料（国）と、畿内諸国以外をもつてあてる正月節料（国）とが区別されていて、かつ、大膳職への正月節雑給料（国）は年料国編成と呼応して後次的に設定されたのに比して、内膳司への正月節料国はより古く設けられたのであろう。

内膳司への正月節料（国）は、浄御原令以前の天武朝にまで少なくともさかのぼる可能性がある。たとえば、天平十年度の「淡路国正税帳」は正月二節の贄を貢進していたことを記録しているが、この二節がより古くからの元日、七日の両節をいうとすれば、天武朝もしくは孝徳朝（元日節に限る）以来、淡路から正月節料が送られていたことになる。

その上、この正月節料を早くから貢進する若狭、紀伊、淡路の三国は旬料国でもあった。ともに、その慣行の古さを物語っている。このうち、志摩については、年中節料のなかでも、正月元日と新嘗会の二節は格別な負担になっているから、これもさきの三国に准じた古さをもっているとみてよい。また、三国（志摩を加えれば四国）のうち、正月節料の負担は若狭国が最大（重）である。

とするなら、同じ節料（国）でも、正月のそれが旬料（国）の編成と重なり合いながら早くから進行し、その上に、畿内諸国制の施行に呼応して、あらたな年中節料（国）が編成され、これに和泉（河内に含まれる）も編入されたことになる。その画期は、一応、浄御原令制下ということになるが、畿内諸国制がすでに天武朝からみられたとすれば、実は正月節料（国）の編成と平行し、かつそれと区別しなげられた可能性もある。しかし、年中節料の整備は、やはり浄御原令施行をよくさかのぼるものではないから、あるいは先行する畿内諸国制を踏まえながら、やはり年中節料（国）は浄御原令制下以降に実体化していったものとみたい。

この年中節料国の編成を前提として、さらにくだった延喜十一年十二月二十日付官符で決定されたのが六国（山城、大和、河内、和泉、摂津の五国と近江国）から内膳司へ納められる日次の贄である（『西宮記』臨時六。『神道大系』による）。近江国に関して、正月元日料が付記されていることから、これが年中節料（国）の延長線上にあることが了解される。また、六国がそれぞれ月五回を均等に負担しているのも、畿内諸国制を踏まえた年中節料（国）の延長線上にあることに似つかわしい。

ただ、この機械的画一性と関連して、九、十五、二十一、二十七の各日が、そして決まって河内国の番の時が休みとなる。これは定期休日とも称すべきものであるが、休みあけの日、つまり十、十六、二十二、二十八の各日は、休んだ河内国とその次の順番である和泉国とが合同で贄

を貢進することになっている。このような組み合わせにしたのは、あるいはそれが可能になったのは、そもそも河内と和泉の両国があわせて年中節料を出していた伝統に由来するものと考えられ、それは四畿内制へときかのぼる。もちろん、この四畿内制は大宝令制下に入っても紆余曲折があるが、浄御原令制下もちろん四畿内制をとっており、年中節料(国)の成立期によくかなうであろう。

このようにみえてくると、和泉国の網曳らが貢進する費はあくまで畿内諸国制にもとづく機械的な平均的な性格のもので、かつ浄御原令制下をよくさかのぼりうるようなものではないと評価されるかもしれない。いわんや、珍努宮を基盤として置かれた和泉監の分立期、つまり霊龜二年をさかのぼらない費負担ではないかと思われるかもしれない。

しかし、なお考慮されなければならない点がいくつも残っている。まず、延喜十一年の六国の日次の費体制が年中節料(国)制の延長線上にあり、それを大いに土台にして確定されたものだとしても、けつして日次制がこの時はじめてとられたわけではなかった。むしろ、これは、『延喜式』内膳司にみえる諸国の御厨から貢進される費結番制をあらためようとして、年中節料(国)制を参照採用したものとみるべきである。

では、その費結番制とはどのようなものかという点、和泉国が子、巳、紀伊国が丑、午、酉、淡路国が寅、未、戌、近江国が卯、若狭国が辰、申、亥のそれぞれの日をもつて結番貢進することであった。これを月別回数でみれば、和泉国六回、紀伊国七回、淡路国七回、近江国三回、若狭国七回となつて、全体的には統一性も平均化もみられない。おそらく、この不均等さを是正して、平等画一化しようとしたのが延喜十一年の日次決定(改定)なのであろう。

すると逆に、不均等な費結番制はいつからおこなわれたかということになる。そこで留意されるのは、浄御原令制以前にさかのぼると思われる旬料国、そして内膳司への正月節料国の中軸を担う若狭、紀伊、淡路の三国の貢進月別回数がまったく等しく、かつ最多であるという事実である。このことは、費結番制の少なくとも体質的な古さを物語っていると考えられ、その不均等制も令制前の性格のあらわれとみたい。だとすると、ここで和泉国が、さきの三国に准じる月別回数を負っていることは尋常なことではないことになる。

しかし、和泉監(国)が分立しはじめるのは霊龜二年からのことであり、ここに特に河内国がふくまれていないことからすれば、この費結番制はやはり河内国から和泉監(国)が切り離されたあとの産物かと思いたくなる。だが、これは、やはり『延喜式』内膳司にみられる和泉国網曳厨、河内国江厨、近江国筑摩厨のそれぞれで造られ、進上される雑菜の魚類の組み合わせとあわせて考えてみる必要がある。ともに、御厨からの産物でもあった。

まず、若狭、紀伊、淡路の三国は雑菜の魚類をそえていない。これは、費結番の負担度その他が群を抜いて重いことに由来するかと思われる。しかし、他の費結番国と雑菜魚類造進国とはよく重なっているのである。近江国しかりであるが、和泉国もそうである。ただ、河内国のみが費結番国になくて、雑菜魚類造進国にあるというのは、もともと和泉監(国)分立以前の河内国から雑菜魚類がまとめて造進されたことの証であり、これと連携する費結番国に河内国がないか、残らなかったのは、河内国のうちでも特に和泉方面に比重のかかった負担貢進であったからではなからうか。

このように考えると、雑菜魚類のうちで和泉国と河内国とは共通する性格があること（味塩魚が共通し、商布十六枚、信濃麻百斤の提供も共通する）、ついで和泉国も仁和元年勅で河内国とともに江グループに入れられていることが了解しやすくなってくる。なお、和泉国網曳厨からの造進については、平城宮木簡の中に「泉遣使請塩■彼充魚塗料 五月十七日栗前福足」（表）とあるものが留意される（『木簡研究』十八）。この木簡は、奈良時代末の桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の皇后宮職（下部組織）による食料請求文書とみられているが、これは、塩二石を支給されて雑味塩魚を造る和泉国の網曳厨の雑菜魚類加工を物語っているように思われる。

いずれにせよ、和泉国が若狭、紀伊、淡路の三国に准じて御厨からの贄結番制に組みこまれているのは、あらたな畿内諸国制にもとづく年中節料国への編入とあわせて大いに注目されてよい。すなわち、和泉（河内国の一地方でもある）は、令制前・令制後ふたつの体質を贄に関してもっていたのであり、逆に言えば、畿内諸国とも、また、畿内諸国制以前の、あるいはそれに拘束されない御食国的なものとも異なる固有の属性を帯びていた。それは、和泉が畿内諸国中の別枠ないし辺土・境界域に位置することとも呼応しており、その個別性は百五十戸（すべてではないかもしれない）の網引の占定という特殊性にあらわれているよう。

### おわりに

上述のような和泉方面の固有性は、『日本書紀』持統三年八月丙申条によくあらわれている。それは、次のようなものであった。

禁断漁獵、於摂津国武庫海一千歩内、紀伊国阿提郡那耆野二万頃、伊賀国伊賀郡身野二万頃、置守護人、准河内国大鳥郡高脚海、

これは、三か所の海や野に守護人を置いて漁獵を禁断させ監視させるにあたり、河内国大鳥郡高脚海の先例にならえというのである。つまり、これ以前のある時期から、高脚海は漁獵（とくに漁）の禁断区域とされていたことになる。

しかし、この観点からの考察は後にゆずりたいと思う。ただ、『行基年譜』のひとつの素材となった『縁起帳』の記述にはじめて検討を加えていく過程で、行基集団が誕生し、活動した大鳥郡周辺の、あるいは和泉方面の生業や生活が次第に明らかになってきた。それは、まだ途上すぎないが、このような当該地域の生業や生活、そして思考形態をさらに解明することが行基集団の正体と変容を知る不可欠な条件であると言えよう。そのためには、さまざまな方法や切り取り方があるはずであるが、『行基年譜』はもとより、それとかわる『縁起帳』からのさらなる検討が必要であり、そこから既掲の『日本書紀』など所与の史料群を逆に見直していく方法が可能ではなからうか。

### 註

(1) 米山孝子『行基説話の生成と展開』（勉誠社、一九九六年）所収の翻刻本（付解説）による。

(2) 野村忠夫「延喜式にみえる『召使』をめぐって」（虎尾俊哉氏付記）（『延喜式研究』五、一九九一年）。

- (3) 新日本古典文学大系『続日本紀』和銅四年十月甲子条脚注八、および補注5―3九(岩波書店、一九八九年)。
- (4) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四、五三頁(吉川弘文館、一九八二年)。
- (5) 三宅和朗「古代賀茂祭の特質」(金子裕之編『日本の信仰遺跡』雄山閣、一九九八年)。
- (6) 赤松俊秀「藤原時代浄土教と覺超」(同『続鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九六六年)。
- (7) 黒取村文書研究会「河野家所藏文書、同解説」(『日本史研究』二〇七、一九七九年)。
- (8) 中村浩『和泉陶邑窯の研究』(柏書房、一九八一年)など。
- (9) 狩野久「品部雑戸制論」(同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年)。

# V 付載資料写真

(1) 東京大学史料編纂所蔵謄写本『行基年譜』

(水戸彰考館文庫旧蔵本) 配列は、上段右↓左↓下段右↓左の順

## 行基年譜

自卷三此間

行基師願勝師利鏡師等野田村木藏松樹寺  
 系語諸乃裕云率知識為大神修功德以利鏡  
 為畫師造七佛葉師像在摩子也石馬家遺像  
 屋造伴佛而收宿大神故内神後神銅死年  
 月此專掃清首麻呂家終成寺院還復佛像今  
 兩佛重是也今大鳥神名寺神風寺是也文武  
 皇諱聖天武天皇孫草壁皇子第二十也又  
 是母元明天皇諱阿閉皇女氏智叢四女也



1

大化三年丁未天下十一年丁未六月十五日  
 崩年廿五十一月丙午火葬先皇安古山改葬  
 天皇崩同年也

行基年七歲 甲辰  
 文武天皇八年 甲辰 慶雲 并從少年至世  
 息山林 云如是等之間或修行或宴居  
 河宮橋伏通槌搦溝 云  
 此歲掃清於本生家為佛閣即家原更修願寺新  
 羅國大臣吉基與行基共申阿彌陀佛諸國遊行  
 号和泉國日根郡住人 云 伴大臣和泉國



2

根郡日根清從新羅國被流 天來云云今日根保  
 典寺本願云云又彼國村、祝奉法大臣、云神是  
 也行基諸國遊行給善里時人、池側桑煮取食  
 勇人見行基以新糲奉之即食之吐出彼糲小糲  
 從口生入池人驚歎答悔今池見在云云  
 眼古宗元興寺邑入大法會備請行基七日問  
 令說并時有一女人完脂付頭髮不知人行基  
 知之大令慈之女人欲出云人強奇驚改禮  
 云云  
 堂一字一箇口石 塔一字三堂

金筒文云

今令衆生往生極樂頓證菩提數無此所於此亦  
 亦起立塔廟但緣堂薄遠在像末若有一人如欲  
 起立當知是人即我身是此文書金筒埋古塔下  
 云云後人得之留文如不理了金筒正文  
 爲令衆生出離生死往生極樂頓證菩提數無地  
 所起立塔廟但緣猶薄遠在像末亦於此所如欲  
 起立當知是人即我身是結緣此者遠得成傳  
 不見  
 〇此者敬當勤習發決定心勿生疑惑感深誠實  
 沙門行基慈求代筆記貽來葉云云

戊寅年行年  
 七十一元子  
 平戊寅年

行年亦八歲乙巳

文武天皇九年 慶雲二年乙巳 引導玉母安塔  
 京伍紀堂盡力奉養

大和志院 高藏 十月始起

在和泉國大島郡大村里大村和

行年亦九歲丙午

文武天皇十年 慶雲三年 天皇和泉國和泉郡橫

山鄉內以橫山峰田寺并四十九院修理料齋

花入七月八日初使正四位下大上王從

津守宿祢得麻呂正八位上出雲國勝等

至云

行年四十歲丁未  
 文武天皇十一年 慶雲四年 移生馬仙房跡重年  
 養之禮云云  
 行年四十三歲  
 元明天皇三年 和銅三年 正月母從遊化白尔以  
 降迄于和銅五年 倭生馬草野仙房着鹿服等  
 苦食云云武云指三祇之速期荷日云  
 元明天皇諱阿閉天智天皇第四女也即位和銅  
 元年 改治天下 七年在和國添上郡陵地城東

西三町南北五町守戶五烟云云養老五年元正

西十二月四日崩生年六十一葬推陵云云

行年四十九歲丙辰

元正天皇二年 丙辰 元正又云飲高

恩光寺

在和國平郡床室村十月五日起

元正天皇諱水高文武天皇祖母也

即位重元年 乙未 六月三日治天下九年養老

年 丙午 十二月四日大上天皇元明崩年六十

云



行年五十一歲 元正天皇四年癸丑五年戊子

陰福院 癸丑四月廿三日起

在大和國添下郡登美町

行年五十三歲 庚申元正六年癸卯四年庚申

石凝院 九月十五日起

在河內國河內郡早稻

行年五十四歲 貞元正七年癸丑五年 五月三

日命交朝延參上京都二人得度寺史乙九以乙

居宅奉施并即立精舍號菅原寺五月八日一百

箇人依於大安寺得度之內和泉國云云并記

寺奴云云

行年五十五歲 壬戌元正八年癸卯六年壬戌 善光寺

菅原寺 二月十日起 續和泉國

在右京三條三坊九坪中坪中甲子年

六坪

行年五十七歲 甲子 聖武天皇元年

文武天皇太子也治天下廿五年承平勝寶

兩季讓天皇八年五月二日崩葬依保院

清淨土院高嶺塔三層

高嶺塔三層

在和泉國大鳥郡葦田里今嶺之鄉

尼院 同郡早部鄉高石村

行年五十八歲 乙丑聖武天皇元年神龜元年

久修園院山崎 九月起

在河內國交野郡一条內九月一日將彼弟子修

社多行到山崎川不得暇掩留河中見一大柱并

問云彼柱有知人矣或人申云柱皆老舊葺

德所渡柱云云大井發願從同月十二日始度

崎橋云云天皇歸依給云云

行年五十九歲 丙聖武天皇三年神龜三年

檀尼池院 在和泉國大鳥郡和田鄉

行年六十歲 丁卯聖武天皇四年神龜五年丁卯

大野寺 在和泉國大鳥郡大野村二月三日起

尼院 同所今香琳寺數同年

行年六十三歲 庚午聖武天皇六年天平二年

善源院 三月十一日起

尼院 己上二院在磯津國西城郡津守村

船息院 二月廿五日起

尼院 己上二院同國免原郡岸治鄉

高嶺橋院 九月二日起

尼院 已上同國嶋下郡德積村在

葛津院 在同國河邊郡葛津村

行年六十四歲 聖武天皇八年天平三年

狹山池院 二月九日起

尼院 已上在河內國舟北郡狹山里

鳴陽施院 三月七日起

在振津國河邊郡山本村

法禪院 有尼 九月二日起

在山城國紀伊郡深草鄉

河原院 在同國葛野郡大屋村

大井院 在同郡大井村

山崎院 在同國乙凱郡山前鄉无水河側

陰福尼院 在大和國添下郡登美村十月廿五日

日起

行年六十六歲 奏兩

聖武天皇十年天平五年閏三月朝廷與樂東

兩得度世五人給愛井和歌竹勅使獻天皇

四不久留未和禮仁多亦郵制以加任東施請

余古曾於久利和多伍女法去于時智先

去人有智先者高經疏遣傳弘也

智深大僧也行基督淺沙弥也何曰云家被棄

捨依世河內國行鋤田寺麓居俄病歿死經十日

起云閻羅王使我召行通見金口症遣使問得

并可生給所也云更行熱煙來覆又問汝可生地

微也云至着我打鐵火柱令抱解骨碎苦受事

量閻羅王云汝豈葦原水德國世行基督誹謗其

勸給召也云今將返云使割先送了仍難波堀派

橋渡給所至井暗知咲云何曰來智光悔答云智

先死後諸弟子等請奉并為導師令報恩之日

行基督高宣云 孟儀陀加修行以云藤袴

麻呂曾怒悲計 年行袴小宣下了給又

同年七月三日乘船下志善源寺於寺內以二千

余造花庄嚴以二千余造花浮於河水迎送於出

后俄余之間三人僧乘船到來一人今門僧一人

林邑僧一人大唐僧云云

救方院 同年十月十五日起

厚田尼院 已上在河內國鞍部郡伊香村

行年六十七歲 聖武天皇十年天平六年

澄池院 久未多十月二日起

在和兼國泉南郡下地田田

源井尼院 香琳寺 在同國大鳥郡源井村

香田院 在山城國愛賀郡

沙田院 不知在何國 惟津國住吉云云

吳坂院 在獲津國住吉郡御津

行年七十歲 丁聖武天皇十四年 天平九年丁丑

鶴田池院 二月九日起

在和泉國大鳥郡九山田村

頭陀院 菩提九月一日起

尼院 同年始起

以上在九和國落下郡文田國平初

行年七十一歲

聖武天皇十五年 天平十年正月十日於中書

度三十二人和泉國大鳥郡早御鄉早御屋

從七位上 大鳥連史麻呂 大鳥連史麻呂

年分十箇人例 沙弥兼藤原氏 兼藤原氏

行年七十二歲 聖武天皇十五年 春

安居久修園院 得度百八十四人

行年七十三歲 聖武天皇十五年 春

發井院 兼福院 兼福院 兼福院

陰福尼院 已上山城國相樂郡大鳥村

泉福院

布施院

尼院 已上同國紀伊郡石井村

行年七十四歲 聖武十八年 天平十三年 乙三月 掩留山城園

泉福院 十七日 時天皇行幸給奉拜大僧正矣拜

訖給御座終日 並設說給介時大僧正言我國者

有給孤獨園而養息孤獨徒但吾日本國死給孤

獨園是以請為奈野而為給孤獨園 白支是奉案

答給歸命宣 又演院 建立者又天皇親書建

立院、塚地世、不絕不被官司損錄、宣是云即

奉施食封一百戶同日 宣命同年六月廿六日

在大臣播朝臣奉施食封五十戶又使工部造

物頭現形像一短侍從比女像 短容置於

院 同月廿六日 天皇玉躬如馬殿於泉川

終日 謙崇大臣彈琴 玉蓮策 淺

禮留人 安布曾右禮志 伍

天皇和歌云 天皇御院於大寺 奉禮又會院

皇花如久仁未留人吾念却流致仁相

所施到戶聖人不受仍 聖大藏省曰 遷

小寺請經云

天平十三年己巳記云  
延曆廿三年三月十日  
九日所司記云

宗橋六所

泉大橋 在相樂郡泉里

山崎橋 在乙訓郡山崎柳神志云九月十二日始起

己上二所山城國注云

高瀬大橋 在鳴下郡高瀬里

長柄

中河

堀江 在三所而城郡

己上四所 在攝津國

直道一所 在白高瀬生馬大山登道

己上河内國茨田郡攝津國云

池十五所

坂山池 在河内國北郡獲山里

土室池 在大鳥郡土師鄉

長土池 在同所

薦江池 在同郡 深井鄉

檜尾池 在同郡 和田鄉

茨城池 在同郡 蜂田鄉

鶴田池 在同郡 早部鄉

久米多池 在泉南郡丹比郡里

物部田池 在同所

己上八所 在相樂國

此陽上池 同下池院前地中存院尾池

長江池 己上並五所河邊郡本里

有部池 在壹嶋郡箕田鄉

己上六所 在攝津國

濟七所 在河内國茨田郡石林里

古林濟 長三十二百本 廣六尺

崑陽上溝 長一十二丈 深四丈 在張津國河邊 郡山本  
 同下池溝 長一十二丈 深六丈 在張津國河邊  
 長江池溝 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 物部田池溝 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 冬木多池溝 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 植三所 在張津國河邊  
 高瀬堤植 在波田郡高瀬里  
 韓堂堤植 同郡韓堂里  
 波田堤植 同郡波田里  
 已上三所在河內國

船息二所  
 大輪田船息 在張津國九原郡常治  
 神前船息 在和泉國日根郡日根里 近不辨  
 堀四所  
 比賣堀堀川 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 白鷺堀堀川 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 波田堀川 長六丈 深六丈 在張津國河邊  
 大走堀川 長八丈 深八丈 在張津國河邊

已上不記年號仍不審多或進行時  
 之次隨便云云  
 布施屋九所 見三所 破損六所  
 大江布施屋 在七凱郡大江里  
 泉寺布施屋 在相樂郡高麗里  
 已上二所在山城國云  
 崑陽布施屋 在河邊郡崑陽里  
 空水布施屋 在豐島郡空水里  
 度布施屋 在西城津守里  
 已上三所在張津國

捕葉布施屋 在交野郡捕葉里  
 石原布施屋 在丹北郡石原里  
 已上二所在河內國  
 大鳥布施屋 在大鳥郡大鳥里  
 野中布施 在同郡野中里  
 以上二所在和泉國  
 行年七十五歲 壬聖武十九 年 行年七十五歲  
 九日使養堀河君 逆記錄 大舟 行年七十五歲  
 月五日使養堀河君 逆記錄 大舟 行年七十五歲  
 行年七十六歲 天皇廿年 行年七十六歲

皇信樂宮費大願進金銅舍那佛像...  
 宋大寺造給供養請師行基請奉并拜給云...  
 國大師可承以假可奉拜...  
 迎大師云何給云...  
 百也治部去香...  
 津至見元行基...  
 浮無亂事...  
 云人未開伽...  
 行基云而謀...  
 訶薩塔婆耶...

帝世波羅那等...  
 八門僧正和哥...  
 跡今知...  
 大和國有...  
 哥云六...  
 手取...  
 并...  
 八門僧正...  
 行年七十七歲...

元云天平十六...  
 百...  
 天平十七...  
 降云...  
 皇行...  
 大福院...  
 尼院...  
 乙上在...  
 行信僧都...  
 并不...

難波度院...  
 扶松院...  
 作蓋部院...  
 行年...  
 天皇...  
 天皇...  
 給...  
 行年...  
 天皇...  
 天皇...

此字係  
借源之  
音字係  
念字係  
止字係  
積字係

元平廿一年二月二日於菅原春末由院在膳野身  
心安穩數十弟子之中特拔既信摩頂若諸諸者  
間味我建立諸院今行等於此能住持者又  
數紙諸弟子云  
口扇破身者卸斷命使口如莫死後無通又延通  
如莫令成死此及遣及死者有汝等若刀即無動  
借源中由女加留奈今更二物念佛十云  
借源中由女加留奈今更二物念佛十云  
即且甲夜入滅三行華中下而滅也云  
御葬送大和爾平郡下並馬山末院云

改正月十四日於平城京中鳴宮奉請大井而  
天皇中宮皇后并三人御出家受并成成并御  
弟子也  
水上天皇御名勝滿中宮御名德滿皇御名  
福是也即日改大僧正號大并云後高野天皇  
受戒為尼法名法基思并武弟子繼未滿於元下  
又報恩院 在河內國交野郡楠葉鄉  
長岡院 在菅原寺西岡  
已上兩寺世九院之外也不記年號云

汲亦視河沙羅雙樹之舊低柳并入滅之五百  
歲之末所之院之院是或堂舍朽共有名無實或  
堂中有破壞頭則矣傳聞五空八塔聖跡并著滅  
四重五區之罪震且上山之靈場參者供與五蓮山  
難之苦江然而被者或慈嶺弱水之通涉者難  
清源之海邊又丸類高難學以東更久乎茲難  
可辨於此聖跡情思大并之物未滿度者有德  
世初主之類至于今无此矣  
西謂在也入海處尋亦降舍佛佛後因泉則  
善之人主衆值下清涼和之靈場今賴羅標

爰宗條云承繼未雲集啼哭云  
大庭院 在和泉國大島郡上神鄉大庭村  
孝讓天皇二 天平勝寶三月十九日追為報恩  
起立云如今者子行基院  
以前記錄法師延曆廿四年三月十九日菅原則書  
威儀師傳燈法師位滋藏大鎮傳燈法師位福壽少  
鎮傳燈大法師位 等記錄并皇代年代而記等日  
記狀程略而記之而我以管見之淺智何及聖慮之  
深志矣是并聖利主之跡今朝及濟度之計於東陸  
政和衆之主所上相似也聖羅藏是甘游無轉而平

第屋後沙羅林月隱上第城音止以來弘經本其  
多在々所々願生々世々能令助天迎之化儀主  
柳曰依弘經之并者出生有二緣云

所謂貴種吾種也高志者負知者漢朝為貴種日  
為吾種矣但王胤雖貴他州客為民賤家雖疎  
人已貴矣譬如媼女產高祖獨似虎母宿歌護美柳  
獨朝養个駒取顯元後首陽食荼薇仁傳後代也  
由余者我之賢臣也秦繆公貴以客禮王仁者漢之  
文人也我欲明願以能地矣自昔君階於人虎仰  
仁仁愛至聊有宿志私馳奉錄卿公誰知我及知命

獨德聖唯是將慕羊渡一澤古人記文而已昔時聖  
跡之傳才存於己今日眼前記真懸於人 達之士  
願朝 之思失乎于時宗元元年九月十日氏司  
二千石泉高父宿願

本云  
建保二年七月十日書字了

### 行基年譜

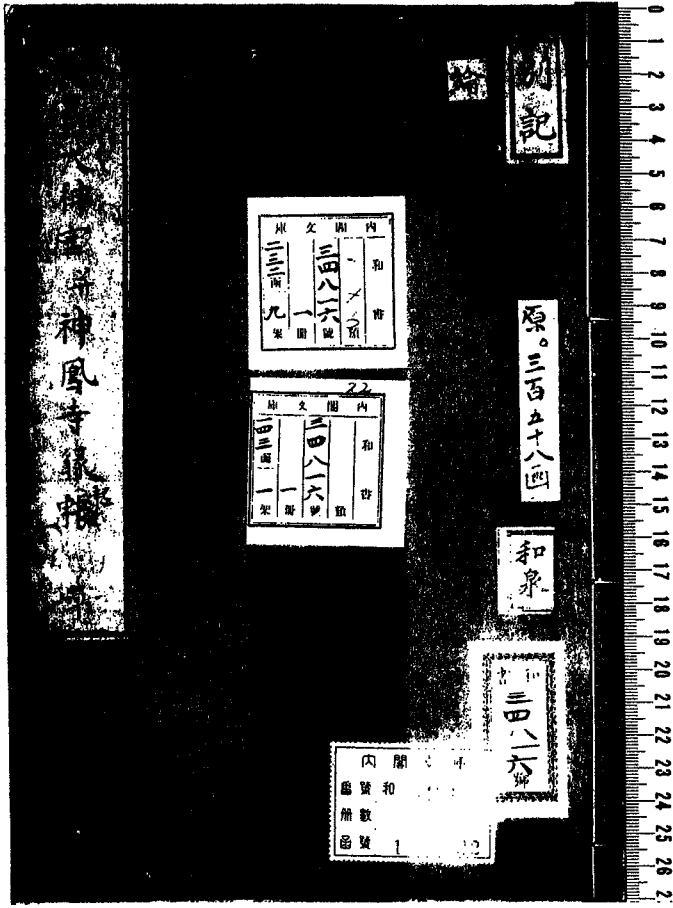
水戸市常盤町

明治十八年七月 託字了

彰考館文庫所藏

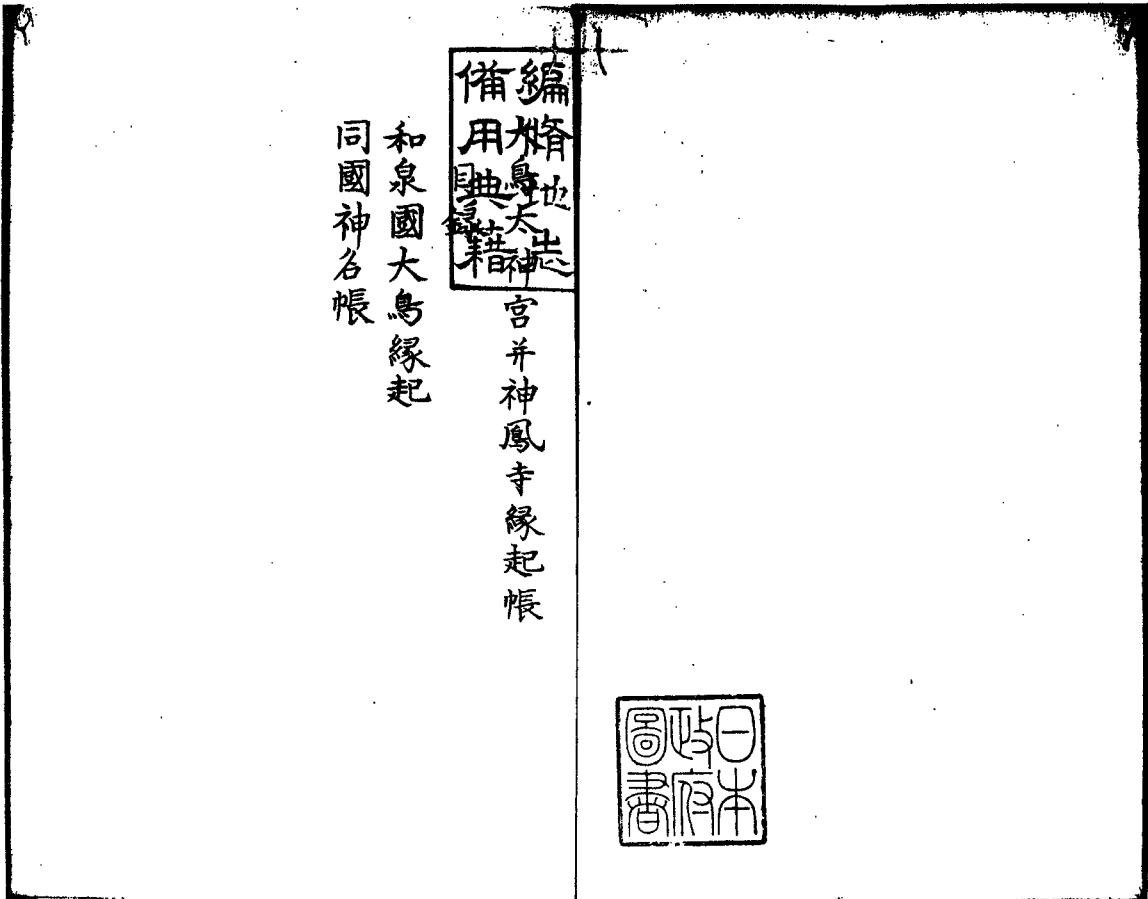
原本係藤原燒文(しんまき)  
明治十八年七月十日  
彰考館圖書印  
一〇九頁以下





(2) 内閣文庫蔵『大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳』

配列は、上段右↓左↓下段右↓左の順



大鳥大神宮并神鳳寺緣起帳

在大鳥里一坪并大鳥原

在大鳥里三十五六并奈箇坪  
限南野田村并道  
限北榎木村并道

右此天照太神元為白鳳從天來下止于襲

舉轉夕遷翔曾祢福當松原遂止此社鳳之

德儀至極威嚴不得聊近故号曰神鳳寺類

一多歲稍隱鳳德數年之後天古移祢命十

一世孫大野臣從筑紫到來位從社以西

邑今古家郊是也初齋祠即訖此人告宣我

是天照太神也此里可謂清鳥大鳥國依茲  
始齋祠号曰大鳥大野自余以來負大鳥姓  
也此太神元不飯佛法不欲聞彌其名至大  
寶年中社南近邊有夫妻二人夫大鳥連普  
齋即此里人妻攝津國住吉郡津守宿祢伊  
良豆米古妻伊良豆米古語夫云吾母同姓  
常世古嫁納曳坂本臣利金作無量重罪定  
知沒惡趣歎乞同宿屋掃清為堂晝夜誓願  
太神呂祝大鳥連百鳴宣吉昔磨婁在我前

側不欲聞之佛名日夜祢讚早禁止之即百  
鳴聚刀祢并夫妻二人于野田榎木村其告  
神辞即伊良豆米古變此辞以竄和堂園益  
弥誓願云死命不惜死而不止又半夜持喚  
百鳴告命見夫婦之所為遂可果了我入智  
識其明後同處又聚諸人具披神辞受印依  
悅未經幾利行基師願勝師利鏡師三僧從  
蜂田里來集大年松樹下語諾刀祢云率知  
識為太神將後功德刀祢等具陳神辞三僧

僉喜為太神利鏡師為畫師造七佛茶師像  
今在摩子依元寺堂披太神以百嶋家南作借屋  
高峯家造件佛又太神收宿神殿內慶雲三年奉幣  
帛朝廷使正八位下管生朝臣小村開見神  
殿云佛神隔異大鳥連等可滅太神哉還申  
神祇官有召使擬少領從八位大鳥床嶋集  
七園卜部問當神辭歎如不倉神敬床嶋之  
頭當卜神辭早更床嶋宿殺刑之罪舍咲飯  
家同族畫擇和銅元年歲次戊申正月十一

日轉大領十月專掃大鳥連普磨家成寺院  
以大鳥連老人宿屋新造備之村作佛堂遷  
七佛藥師像今在西佛堂是也同四年辛九月十五日諸  
尊辨師講說法華經此日諸檀越等出加功  
德稻矣尋大領從八位上床嶋崎三重塔之  
誓願未果其夏以靈龜二年歲次丙辰身死  
去之承嫡胤子故少領外從八位何理彼率  
諸親族加增十三重一去天平十二年歲次  
庚辰三月十日辰時河內國志記郡井於御

人置始連稻積為大工建此塔天平勝寶三  
年二月十三日勅為定額寺永結經三僧可  
奉大神法寶依神辭臻期務取以為曉後明  
鏡欲轉詔高館仍注緣起張頭之如件

于時寺家大神社相共錄記此趣

從五位上大鳥連春相

弘法大師曰

天照太神者金剛界天曼陀羅出雲大社者

胎藏界地曼陀羅依之日月兩輪譬胎金兩  
部金剛界大日如來日輪也居本地身光土  
慈悲法界天照天照亡大神者出常光都東  
土豐葦原之塵和光垂迹給有大神云故天  
照太神申天神七代地神五代之末世次第  
下東土緣薄成給地神五代之終人王始方  
我御躰自鑄寫鏡給我子々孫々守百皇有  
御誓開籠天石戶給御鏡內侍取內裏御守  
也御垂迹春祝伊勢國伊鈴河上其躰大地

御鉢也大神教如此第十一垂仁天皇御時  
初齊宮女御奉祝別御室此室入給御冠裝  
束俗姿入給必落三枝之鱗是取入大唐櫃  
此櫃入滿時者世中可滅云內大慈大悲利  
益深居本土多光外佛法不販誓久和光結  
緣是新也

第一鳥白鳳從天來下者白鳳者阿跡陀經  
白鶴說秘經中說大鴉鳥方等經中說鴉王  
鳥白鳥也其德嚴聲勝衆鳥之故喻佛釋尊

說教鴉王御法詩云長樂之歌之音挺宴鳳  
風管之內云從天來下者徒西天來下給長  
六尺也白五色之中西方白色也大日經之  
疏衆色中鳥白色本云鳳者衆鳥之中王也  
外典之中百主陰數六云識法門中六識也  
六識轉成妙觀察智阿弥陀智也來下者西  
方淨土多光初門也出西方菩提之門垂迹  
東土和泉國給寄垂迹御鉢天鳥大明神申  
和光出門之誓雖背佛法內證慈悲之法身

東方茶師御鉢也時機相應之得折行基師  
願勝師利鏡師三僧來彼本地七佛藥師之  
鉢頭給者也彼三僧尋本緣者古佛古菩薩  
之化身也行基師者行願門文殊化身行基  
菩薩是也奈良大佛聖武天皇御願勸進聖  
造功事終供養之時御導師自天生波羅門  
僧正聞行基菩薩請彼僧正給向南海關伽  
一前燒香散華備海上給兼香煙僧正來給  
其時行基菩薩僧正奉見詠云

靈山釋迦御前契字眞如于七相見ソルカ十  
是僧正普賢菩薩化身也僧正行基菩薩讚  
曰

伽毗羅衛共契方有テ文殊御カ木相見ソルカ十  
眞如朽セストハ普賢身想如虚空大般若  
理趣分云一切衆生皆如來藏普賢菩薩自  
鉢遍故普賢菩薩眞如之理朽入三テ又奉  
見云意也去願勝師者勝儀菩提門普賢菩  
薩化身也利鏡師者茶師如來化身也有衆

生之時者八識業鏡ノ力ニモ也是琰魔王  
 官淨頗梨之鏡也有佛之時者大圓鏡智之  
 業師之智故利鏡也故藥師如來之化身仍  
 利鏡師爲畫師畫造佛像佛化我形顯衆生  
 利益給意也爰以華嚴經云心如工畫師造  
 種種五陰一切世間中無不從心造依之利  
 鏡師成佛師七佛業師造給倩案之太神本  
 地古佛垂迹行基師願勝師利鏡師古佛古  
 苦垂迹也大聖權化利生方便而作愚癡之

凡夫之心不可及者哉仰可奉信仰者也尤  
 賢云

國內神名帳

合伍佰參拾肆社

- 一位六社
- 二位一社
- 三位九社
- 四位五十七社
- 五位三百三十二社
- 前百三十三社

大鳥郡三百八十四社

- 一位二社
- 三位四社
- 四位四十社
- 五位百五十二社
- 正一位大鳥大社
- 正一位大鳥余波比社前
- 正三位中津尾社
- 從三位大鳥銀鞆社
- 從三位大鳥井瀨社
- 從三位大鳥濱社
- 正四位上蟻田社前
- 從四位上大鳥小社
- 從四位上大鳥御子社前
- 從四位上大鳥天光御子社前
- 從四位上福羅社
- 從四位上福徳神社前

- 從四位上造岳社前
- 從四位上大鳥觀本社前
- 從四位上伊勢御子社前
- 從四位上尊守社前
- 從四位上早部社前
- 從四位上野依社前
- 從四位上大鳥内津山罪社前
- 從四位上早部大歳社前
- 從四位上池邊檜原社前
- 從四位上早部他越社前
- 從四位上古志木社前
- 從四位上古住社前
- 從四位上押別社
- 從四位上御檀社前
- 從四位上池邊新殿社前
- 從四位上池邊社前
- 從四位上坂上社前
- 從四位上神氏社

從四位上竹林社	從四位上井於社
從四位上吳槐社前	從四位上年實入滿社前
從四位上加美井社前	從四位上大鳥原社前
從四位上大鳥古家社前	從四位上大鳥倉立社前
從四位上撰本社前	從四位上陶竈社前
從五位下舉道社前	正五位下取石聖社前
正五位下大歲社	正五位下板屋社前
正五位下砥待社	正五位下殖松社前
正五位上大鳥志女社前	從五位上殿木社前
從五位上大鳥社	從五位上狹山氏社
從五位上板鼻社前	從五位上取石御祖社
從五位上山於社前	從五位上靄田聖社
從五位上貴別社	從五位上菱木社前
從五位上陶荒田社前	從五位上山於若宮社
從五位上賀茂社前	從五位上伊波止社
從五位上下神園津社	從五位上火雷社
從五位上生國社	從五位上意神社
從五位上高里社	從五位上錦氏社

從五位上多米社	從五位上矢原社
從五位上多米津守社	從五位上神山口社
從五位上神道神宅社	從五位上々神須佐社
從五位上神之神宅社前	從五位上神々本社
從五位上神三宅社前	從五位上々神宇賀玉社前
從五位上介波九留社前	從五位上躰田北村榎本社前
從五位上濱江側社前	從五位上出雲大社神社前
從五位上秋松堂社前	從五位上早部大神本社前
從五位上早部確上柄社	從五位上坂井撰本社前
從五位上大南窪氏社前	從五位上京殿社
從五位上早部出村社前	從五位上早部撰本社前
從五位上早部百兼北社前	從五位上早部馬立社前
從五位上菱木大鳥社	從五位上中家社
從五位上秋山社	從五位上中高石社
從五位上荒田嶋社	從五位上山氏東社前
從五位上天光社	從五位上丹生田社
從五位上百兼社	從五位上荒田園津社
從五位上風前社	從五位上荒田伊加利尾社

從五位上天津神社  
 從五位上早部川俣社前  
 從五位上齋田窪田命社前  
 從五位上荒田堂前社  
 從五位上大儂社前  
 從五位上里社  
 從五位上大庭大北社  
 從五位上大庭平尾社  
 從五位上石津多社  
 從五位上大庭國津社前  
 從五位上大庭西間社  
 從五位上國明神社  
 從五位上早部九本社前  
 從五位上菱木大歲社  
 從五位上栗柄社  
 從五位上早部梅本社前  
 從五位上取石伊止高社  
 從五位上大庭氏社前

從五位上荒田西間社  
 從五位上大中神社前  
 從五位上田中松本社  
 從五位上取石峯社  
 從五位上石津社  
 從五位上道祖社  
 從五位上毛受社  
 從五位上豐田社  
 從五位上坂本御子社  
 從五位上新屋神社  
 從五位上三宅神社  
 從五位上西山本王子社前  
 從五位上山井社  
 從五位上池上社  
 從五位上鈴神本社  
 從五位上荒田太歲社  
 從五位上板屋原社  
 從五位上山口社前

從五位上丹治比早姬社  
 從五位上櫻井社  
 從五位上濱松原社  
 從五位上里井山於社前  
 從五位上荒田尻家社  
 從五位上郡人社  
 從五位上取石高槐社  
 從五位上兵庫神社前  
 從五位上電神社  
 從五位上關口社  
 從五位上西殿社  
 從五位上堀上社前  
 從五位上下太中社前  
 從五位上下大鳥大歲社  
 從五位上取石大罪社  
 從五位上高石太歲社  
 從五位上取石太歲社  
 從五位上大鳥北神社

從五位上高石倉立社  
 從五位上土師國津社  
 從五位上大鳥笠山社前  
 從五位上小南神社  
 從五位上大鳥將御子奏漢茶社  
 從五位上大庭大歲社  
 從五位上光日留女社  
 從五位上山田楠本社前  
 從五位上山田御子社  
 從五位上取石船橋社  
 從五位上大田井社  
 從五位上大鳥濱下社前  
 從五位上高松社前  
 從五位上蟬田大社前  
 從五位上大村大歲社  
 從五位上山末社前  
 從五位上大貞氏社  
 從五位上大庭國津大神社前

從五位上大庭摩羅續社  
 從五位上山田大歲社前  
 從五位上寺南社  
 從五位上取石河内社前  
 從五位上下田川原社  
 從五位下米女社  
 從五位下野部至部社  
 從五位下綱野社  
 從五位下蜂田若宮社  
 從五位上蜂田并於神社  
 從五位上懸大井秋松社  
 從五位上往坂社前  
 從五位上川原山罪社前  
 從五位下早田社  
 從五位下山田松井戸社  
 從五位下高秀社  
 從五位上下神野大氏社  
 從五位下太井口社

和泉郡百八十九社

一位二社 二位一社 三位五社  
 四位八社 五位百貳社 前四十四社  
 正一位穴師社前 正一位信太聖社前  
 正二位卷尾社 正三位信太龍社前  
 從三位川瀬社 從三位大泉社  
 從三位楠本社前 從三位男守上社  
 正四位下信太社々前 正五位下舊府社  
 從四位下小社袖社 正五位下信太坂鼻社前

從四位下信太操本社前  
 從四位下信太山門社前  
 從四位下信太大王社前  
 正五位下信太止御曹司社前  
 正五位下粟社  
 正五位下信太世坐社前  
 正五位下信太祢屋社前  
 從五位上伯太社  
 從五位上信太寺井社前  
 從四位下信太朝原社前  
 從四位下信太馬松社前  
 從四位下信太雨降社前  
 正五位下和氣社  
 正五位下信太大開社前  
 正五位下信太大山罪社前  
 正五位下信太平松社前  
 從五位上信太水原社  
 從五位上坂本社前

從五位上總倉社

從五位上中臣宮家社  
 從五位上信太若草社前  
 從五位上信太山道社  
 從五位上信太木本社  
 從五位上信太車社々  
 從五位上信太山上社  
 從五位上信太若御子社前  
 從五位上信太椎雄社  
 從五位上氣次社  
 從五位上信太榎本社前  
 從五位上信太龍夫地社前  
 從五位上信太河内社  
 從五位上信太稻村社  
 從五位上曾祿社  
 從五位上信太松本社前  
 從五位上信太小坂於社前



從五位上 林門社	從五位上 掃子田社
從五位上 坂本社前	從五位上 雲峯山社
從五位上 良社前	從五位上 信大多山社前
從五位上 信太標本社	從五位上 岳五社
從五位上 信太象高社	從五位上 飛鳥吉家社前
從五位上 河内川懸大養社	從五位上 穴師多社
從五位上 九笠社	從五位上 山野於社
從五位上 信太多戶口社	從五位上 神原社前
從五位上 遷林社	從五位上 信太井於社
從五位上 天光石止別社	從五位上 山平今社
從五位上 槻村社	從五位上 坂本松本社
從五位上 罌前社	從五位上 河内川津守社
從五位上 河内山社	從五位上 依羅社
從五位上 穴野松本社	從五位上 倉立社
從五位上 酒人社	從五位上 御飯社
從五位上 久都社	從五位上 槻本社
從五位上 信太罌井社	從五位上 鴉鳥部多社
從五位上 兼原社	從五位上 神之宮社

從五位上 禪釋寺社	從五位上 炎社
從五位上 社井止社	從五位上 馬長國津神社
從五位上 坂本尻家社	從五位上 多之本社前
從五位上 田村百齊社	從五位上 信太田毛津雄社
從五位上 穴師高向社前	從五位上 穴師上村社
從五位上 信太天神社前	從五位上 錦大南社
從五位上 我孫天光電社	從五位上 信太坂上社
從五位上 大畠社	從五位上 大庭社
從五位上 二田國津社	從五位上 箕田津神社
從五位上 信太檜本社	從五位上 物部社
從五位上 穴師御子社	從五位上 穴師山門社
從五位上 楠本國津神社	從五位上 信太罌本社
從五位上 信太御曹司社	從五位上 太寶幢社前
從五位上 穴師馬敷社	從五位上 間敷國玉社
從五位上 信太內津山罪社	從五位上 信太楠本社
從五位上 信太志津女社	從五位上 川瀬松本社
從五位上 市邊社	從五位上 寺村國津神社前
從五位上 穴師神氏社	從五位上 楠本村槻本社

從五位上 小社々前  
 從五位上 松本社  
 從五位上 信太福富社  
 從五位上 樓井村社前  
 從五位上 信太宮本社前  
 從五位上 井口社  
 從五位下 伯太椿社  
 從五位下 久主寶社  
 從五位下 桑原國津社  
 從五位上 高田社  
 從五位上 我孫村富社  
 從五位上 三井國津社  
 從五位上 信太助富社前  
 從五位下 天津石止別社  
 從五位下 伯太御子社  
 從五位下 葛原部社  
 從五位下 取石龍社  
 從五位下 援井村社

從五位下 薦枕祢屋御社  
 從五位下 龜鳥部樓本社  
 從五位下 伯太松部國津社  
 從五位下 曾祢西國津社  
 泉南郡 四十五社  
 一位一社 四位六社 五位三十六社  
 前二社  
 正一位 續川社前  
 從四位下 里田國津社  
 從四位下 曾祢東國津社  
 從五位下 曾祢國津社  
 從五位下 北古本本社  
 從五位下 道祖國津社  
 從四位下 燒允楠本社

從四位下 井門神社  
 從四位下 國津神社  
 正五位下 土師氏神社  
 正五位下 國津神御王社  
 從五位下 物部布留社  
 從五位上 意神社  
 從五位上 吹井社  
 從五位上 山直社  
 從五位上 神於社  
 從四位下 海門神社  
 從五位下 楠木辻神社  
 正五位下 寶塔護法社  
 從五位上 淡路社  
 從五位上 大生髮門神社  
 從五位上 門國津神社  
 從五位上 大部社  
 從五位上 波太岐社  
 從五位上 神於如法社

從五位上 楠守社  
 從五位上 木野社  
 從五位上 川合社  
 從五位上 佛谷社  
 從五位上 猪耳社  
 從五位上 八木社  
 從五位上 安幕社  
 從五位上 今木國津社  
 從五位上 朝日社  
 從五位上 滿門社  
 從五位上 神伏仙社  
 從五位上 中村社  
 從五位上 阿都知社  
 從五位上 七社神社  
 從五位上 泉井於社  
 從五位上 屋氏村社前  
 從五位上 久米多社  
 從五位下 陶津社

從五位下土生社  
從五位下國津摩社  
國根郡十九社

一位一社 四位三社 五位十四社

前一社  
正一位一里社  
從四位下畑田社  
正五位下姬社  
正五位下國玉社

正四位下日根社  
正四位下波太社  
正五位下神前社  
正五位下啖於社前

從五位下落井社

正五位下國玉社  
正五位下宇加女社  
從五位上火走社  
從五位上大社々  
從五位下村賀社  
大鳥太神宮五社  
正一位勲八等天照大明神一耶  
社敷地壹處之内  
在大鳥御

正五位下有通社  
從五位上新見社  
從五位上山本社  
從五位下郡社  
從五位下馬郡社  
流記帳亥  
立十三重塔一基  
神宮寺一院法名神願寺  
神宮寺領大鳥里十五坪四段金堂二宇  
大鳥里一坪二坪内原里三十四五六坪  
東院西院

四至 限東道并神田 限南野田村并道  
限西大道 限北榎本村并小道

神田貳町貳段三百四十步 已勅施入

濱貳浦 四季御贄新  
高磯浦 九月宣日御放生新

上 限 津儿所謂石津者難波長柄豊前朝延  
津之御領伊岐寺造新石從讚岐回運置  
津也仍名者

下 限 益鏡小儿所謂益鏡者同朝延鳥凌所  
御賢行幸間從筆作小儿落入御鏡也

御封肆炯 仍鳥名是則上道昭者今進野祭新細  
曳者鳥居前今進御勢也

當國二炯 阿波國二炯

鳥居肆基

立峰田於一基 濱一基 社前後各一基  
每年四月七日御祭一日但御花摘在花  
蘭一取字既原是國內人民等奉仕之中  
日根奏箇郡依巡々者十列顏細男顏田  
樂并奏種顏差定御供顏大樂兩色顏差

史大鳥郡

六月廿六日御被戸 在葦田浦

取領田畠伍佰拾餘町

在阿波國 郡買郡平方嶋者

御神業山參所

在上神御 字八拳稻持 富庄峰等也

正一位介波比社一畝 大鳥社内庄中宮是也

神田參段 勅施入

葦田正里三十五坪一段 布施屋是六坪米里坪

郡里六坪并三箇坪内二段 畠地貳佰步

赤坂里二十七坪内

正三位盤鞆社一畝 庄下神里五六并原里十二坪

神田四段勅施入 葦田正里三坪内

御狩庭野四畝 宇西原瓦山 南原葛原伊勢治原

四月次上子日自上原一松持廻下若貴

懸究折骨云

正三位井瀬社一畝 庄大鳥里北五坪内

神田參段 勅施入 敷地一段同九三坪二段

川堤一畝 字大鳥井 法虎公田二百餘町

但以祢宜為井司 以祝為井守云

庭新田壹町 在郡里四坪合不奇作

正三位濱社一畝 庄嶋木里 五坪内

神田二段 即敷地 勅施入

右五社敷地并神領田畠曠野等 流記帳符



延壽二十二年四月五日職事大鳥

大鳥

大鳥

國司代

國目代

祢宜大鳥

神主大鳥

別當大鳥

檢校大法師